# 平成27年第1回(3月)定例会

# つがる市議会会議録

平成27年3月2日 開会

平成27年3月18日 閉会

## つがる市議会

# 平成27年第1回つがる市議会 定例会会議録目次

## 第 1 号 (3月2日)

議事日程	
本日の会議に付し	、た事件····································
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第12	2 1 条により説明のため出席した者の職氏名
職務のため議場に	- 出席した者の職氏名
開会、開議宣告…	
会議録署名議員の	)指名
会期の決定	······································
諸般の報告	
議案第3号~諮問	問第1号の上程、提案理由の説明
<ul><li>議案第3号</li></ul>	平成26年度つがる市一般会計補正予算(第8号)案
<ul><li>議案第4号</li></ul>	平成26年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)案
<ul><li>議案第5号</li></ul>	平成26年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)案
・議案第 6 号	平成26年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
<ul><li>議案第7号</li></ul>	平成26年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案
<ul><li>議案第8号</li></ul>	平成26年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第4号)案
<ul><li>議案第9号</li></ul>	平成27年度つがる市一般会計予算案
·議案第10号	平成27年度つがる市農業集落排水事業特別会計予算案
·議案第11号	平成27年度つがる市公共下水道事業特別会計予算案
·議案第12号	平成27年度つがる市国民健康保険特別会計予算案
·議案第13号	平成27年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案
·議案第14号	平成27年度つがる市介護保険特別会計予算案
·議案第15号	つがる市職員の給与に関する条例及びつがる市職員の給与に関する条
	例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
·議案第16号	つがる市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一
	部を改正する等の条例案
·議案第17号	つがる市議会委員会条例及びつがる市特別職の職員で非常勤のものの
	報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

- ・議案第18号 つがる市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例案
- ・議案第19号 つがる市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特 例に関する条例案
- ・議案第20号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案
- ・議案第21号 つがる市奨学資金基金条例を廃止する条例案
- ・議案第22号 つがる市保育所条例の一部を改正する条例案
- ・議案第23号 つがる市保育の実施に関する条例を廃止する条例案
- ・議案第24号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案
- ・議案第25号 つがる市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・議案第26号 つがる市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・議案第27号 つがる市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める 条例案
- ・議案第28号 つがる市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予 防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等 を定める条例案
- ・議案第29号 つがる市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例案
- ・議案第30号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

(つがる市稲垣特別養護老人ホーム安住の里)

- ・議案第31号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
- (つがる市車力特別養護老人ホームゆうあいの里)
- ・議案第32号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

(つがる市車力老人福祉センター)

- ・議案第33号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件(つがる市柏老人福祉センター)
- ・議案第34号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件(つがる市木造福祉センター「かっこうの館」)
- ・議案第35号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣デイサービスセンター)
- ・議案第36号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣デイサービスセンターふれあいの家)

- ・議案第37号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市森田デイサービスセンター)
- ・議案第38号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市車力デイサービスセンター)
- ・議案第39号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市車力デイサービスセンターゆうあいの里)
- ・議案第40号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣在宅介護センター)
- ・議案第41号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市柏デイサービスセンター)
- ・議案第42号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣シルバー創造センター)
- ・議案第43号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市斎場)
- ・議案第44号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲穂いこいの里)
- ・議案第45号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣交流センター)
- ・議案第46号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣堆肥センター、つがる市稲垣有機物資源活用センター、つがる市稲垣もみ殻貯蔵庫、つがる市稲垣もみ殻貯蔵庫A棟、つがる市稲垣もみ殻貯蔵庫B棟)
  - ・議案第47号 木造新田地域5町村新市建設計画の一部変更の件
  - ・議案第48号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び 青森県市町村職員退職手当組合規約の変更の件

#### 第 2 号 (3月5日)

議事日程	. 7
本日の会議に付した事件	. 7
出席議員	. 8
欠席議員	. 8
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	9

職務のた	. め議場に出席した者の職氏名	2 0
開議宣告	Ť	2 1
一般質問	]	2 1
12番	成田克子議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
4番	長谷川榮子議員	2 6
7番	佐藤孝志議員	4 0
13番	佐々木直光議員	5 2
15番	平川 豊議員	6 0
18番	松橋勝利議員	6 6
散会の宣	<u> </u>	7 0
	第 3 号 (3月6日)	
議事日程	<u>1</u>	7 1
本日の会	*議に付した事件	7 3
	Į	
欠席議員	Į	7 4
地方自治	治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	7 5
職務のた	. め議場に出席した者の職氏名	7 6
開議宣告	<del>-</del>	7 7
一般質問	]	7 7
1番	齊藤 渡議員	7 7
9番	三上 洋議員	8 2
総括質疑	<u>É</u>	8 9
予算特別	委員会の設置	8 9
議案等委	員会付託	9 0
散会の宣	[告	9 0
	第 4 号 (3月18日)	
議事日程	<u></u>	9 1
本日の会	議に付した事件	9 1
出席議員	Į	9 2
欠席議員	Į	9 2
地方自治	法第121条により説明のため出席した者の職氏名	9 3

職務のため議場に出席した者の職氏名9	4
開議宣告9	) 5
予算特別委員長審査報告、討論、採決9	) 5
総務常任委員長審査報告、討論、採決9	6
教育民生常任委員長審査報告、討論、採決9	7
経済建設常任委員長審査報告、討論、採決9	8 (
諮問第1号の説明、質疑、討論、採決9	9
・諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件	
日程の追加	0 (
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	) 1
・議案第49号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件	
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	) 2
・議案第50号 訴えの提起の件	
発議第1号の上程、説明、採決10	) 3
・発議第1号 つがる市農業活性化特別委員会設置に関する件	
委員会所管事務の閉会中の継続調査の件	) 4
閉会の宣告	) 5
署 名	7

# 第 1 号

平成27年3月 2 日 (月曜日)

#### 平成27年第1回つがる市議会定例会会議録

#### 議事日程(第1号)

平成27年 3月 2日(月曜日)午前10時開会、開議

- 1 開会、開議官告
- 1 議事日程
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第3号 平成26年度つがる市一般会計補正予算(第8号)案
  - 議案第4号 平成26年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)案
  - 議案第5号 平成26年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)案
  - 議案第6号 平成26年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
  - 議案第7号 平成26年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案
  - 議案第8号 平成26年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第4号)案
  - 議案第9号 平成27年度つがる市一般会計予算案
  - 議案第10号 平成27年度つがる市農業集落排水事業特別会計予算案
  - 議案第11号 平成27年度つがる市公共下水道事業特別会計予算案
  - 議案第12号 平成27年度つがる市国民健康保険特別会計予算案
  - 議案第13号 平成27年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案
  - 議案第14号 平成27年度つがる市介護保険特別会計予算案
  - 議案第15号 つがる市職員の給与に関する条例及びつがる市職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例の一部を改正する条例案
  - 議案第16号 つがる市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する等の条例案
  - 議案第17号 つがる市議会委員会条例及びつがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及 び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
  - 議案第18号 つがる市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例案
  - 議案第19号 つがる市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関 する条例案
  - 議案第20号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案
  - 議案第21号 つがる市奨学資金基金条例を廃止する条例案
  - 議案第22号 つがる市保育所条例の一部を改正する条例案

- 議案第23号 つがる市保育の実施に関する条例を廃止する条例案
- 議案第24号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第25号 つがる市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第26号 つがる市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例案
- 議案第27号 つがる市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例案
- 議案第28号 つがる市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 案
- 議案第29号 つがる市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第30号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣特別養護老人ホーム安住の里)
- 議案第31号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市車力特別養護老人ホームゆうあいの里)
- 議案第32号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市車力老人福祉センター)
- 議案第33号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市柏老人福祉センター)
- 議案第34号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市木造福祉センター「かっこうの館」)
- 議案第35号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣デイサービスセンター)
- 議案第36号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣デイサービスセンターふれあいの家)
- 議案第37号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市森田デイサービスセンター)
- 議案第38号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市車力デイサービスセンター)
- 議案第39号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市車力デイサービスセンターゆうあいの里)
- 議案第40号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

(つがる市稲垣在宅介護センター)

議案第41号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市柏デイサービスセンター)

議案第42号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣シルバー創造センター)

議案第43号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市斎場)

議案第44号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲穂いこいの里)

議案第45号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣交流センター)

議案第46号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣堆肥センター、つがる市稲垣有機物資源活用センター、つがる 市稲垣もみ殼貯蔵庫、つがる市稲垣もみ殼貯蔵庫A棟、つがる市稲垣もみ殼 貯蔵庫B棟)

議案第47号 木造新田地域5町村新市建設計画の一部変更の件

議案第48号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県 市町村職員退職手当組合規約の変更の件

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員(20名)

1番	齊藤	渡	2番	田中	透	3番	佐々木	敬藏
4番	長谷川 榮	子	5番	成田	博	6番	木 村	良博
7番	佐 藤 孝	志	8番	長谷川	徹	9番	三上	洋
10番	野呂	司	11番	天 坂 昭	市	12番	成田	克 子
13番	佐々木 直	光	14番	佐々木 慶	和	15番	平川	豊
16番	山 本 清	秋	17番	伊 藤 良	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	18番	松 橋	勝利
19番	白 戸 勝	茂	20番	髙 橋 作	藏			

### 欠席議員 (なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

1 1 1 1 2 3 4 2 2 2 3 4 4 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6		///3	. – –	- 1174
市   長	福	島	弘	芳
副 市 長	佐	藤	昭	三
教 育 長	葛	西	嵁	輔
総 務 部 長	Щ	口	修	_
財 政 部 長	倉	光	弘	昭
民 生 部 長	Щ	口	健	吾
福祉 部長	境			宏
経済 部長	高	橋		寿
建設部長	新	岡	秀	行
会計管理者	盛		恒	博
総務部次長	柳	生	敏	雄
財政部次長	三	上	保	男
民生部次長	増	田	忠	昭
福祉部次長	木	村	好	秀
経済部次長	佐人	木	錦	司
建設部次長	松	橋		守
教育委員会委員長	成	田	悦	雄
選挙管理委員会委員長	成	田	照	男
農業委員会会長	Щ	本	康	樹
監査委員	長名	川名	勝	則
教育委員会部長	野	呂	金	弘
選挙管理委員会事務局長	小	寺		保
農業委員会事務局長	成	田	柳	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
監査委員事務局長	三	上	修	司
消 防 長	成	田	_	司
稲垣出張所長	長	内	清	範
車力出張所長	工	藤	輝	美

#### 職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局次長
 小林
 忠

 事務局次長
 葛西隆志

 総務保長
 三上眞理子

 議事保長
 葛西正美

#### ◎開会、開議宣告

○議長(佐々木慶和君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。 定足数に達しておりますので、平成27年第1回つがる市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(佐々木慶和君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により3番、佐々木敬藏議員、4番、長谷 川榮子議員を指名します。

#### ◎会期の決定

○議長(佐々木慶和君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期の予定表のとおり、本日から3月18日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの17日間とすることに決定いたしました。

#### ◎諸般の報告

○議長(佐々木慶和君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員については、お手元に配付の名簿のとおりであります。

監査委員から例月出納検査の平成26年度10月から12月分が提出されましたので、その写しを配付 しております。

また、つがる市議会議員政治倫理条例第7条第2項の規定により、つがる市議会議員政治倫理審 査会委員をお手元に配付のとおり選任しましたので、今定例会中に正副委員長を互選し、議長に報 告願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第3号~諮問第1号の上程、提案理由の説明

○議長(佐々木慶和君) 日程第4、議案第3号から議案第48号まで及び諮問第1号の計47件を一括 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福島市長。

#### [市長 福島弘芳君登壇]

○市長(福島弘芳君) おはようございます。本日、ここに新しく選ばれました議員各位のご参集の もと、平成27年第1回つがる市議会定例会の開会に当たり、市政運営について私の所信の一端を申 し述べますとともに、提案いたしました議案の主なるものについて、その概要をご説明申し上げ、 ご審議の参考に供したいと存じます。

説明の前に、お許しをいただき、一言、挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、去る2月1日に執行されました市議会議員一般選挙におきまして、議員定数4名減という厳しい選挙戦を経て、市民の皆様からの負託を担い、ご当選の栄に浴されましたことに、改めて深甚なる敬意を表し、心からお祝いを申し上げます。

市民の皆様とともに築き上げてまいりましたつがる市の基盤を、市制施行10周年の節目を迎える中で、さらに強固なものとするため、今後も市政運営に真摯に取り組んでまいりますので、これまで同様、議員各位のご協力とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1町4村が合併して誕生したつがる市は、本年2月11日に10周年という大きな節目を迎えました。 2月22日に開催された記念式典では、市民の皆様からの「10年の思い」や「未来へのエール」に触れ、市内外の皆様に「つがる市に住み続けたい、住んでみたい」と思う「故郷づくり」をしなければならないと、改めて決意を強くしたところであります。

この10年間、「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」を基本理念とする総合計画と、本市が持続的発展を続けるための行政改革大綱を基本指針とし、市勢発展の礎を築くべく、合併のスケールメリットを生かしながら、新たなまちづくりに全力を注いでまいりました。

成長期から成熟期を迎えた今日、これまでの量的な充足から質的な向上への転換が求められています。時代の過渡期にあって、これまで培ってきた有形・無形の資産を最大限に活用し、私たち自身の幸せや豊かさを求めながらも、次世代を担う子供たちが"つがる"の地に誇りを持ち、幸せや豊かさを実感し、安心して暮らすことができるようにするために、次世代を育む社会を構築してまいる所存であります。

地域社会を取り巻くさまざまな状況が目まぐるしく変容する時代の中で、私たちは、あらゆる変化に対しても揺らぐことなく、自分たちで課題解決を図り、新たな価値を創造していくことのできる自立したまちをつくっていかなければなりません。このため、「つがる市総合計画」を着実に実施し、これまで進めてきた取り組みの成果の最大化を図り、本市の基本理念の実現に向け、その歩みを緩めることなく市政運営に当たってまいります。

また、本市は、市民の3人に1人が65歳以上という人口構成となり、本格的な高齢化社会を迎えています。待ったなしで高齢化が進んでいく今後の地域社会においては、暮らしに身近な場所で、人と人とが支え合うことのできる地域コミュニティーをつくっていくことが最も重要な課題であります。

互いにしっかりとしたきずなの中で、「自助」、「共助」、「公助」のバランスがとれ、「人と人」、「人と自然」が共生する社会の創造が求められています。このため、市民の力、地域の力を核として、協働による地域づくりの取り組みを、地域運営の普遍的な仕組みとして定着させ、本市のまちづくりの根幹をなすものとして、その強化を図ってまいります。

本市では人口の減少傾向が続いており、少子・高齢化も同時に進行しています。こうした状況は、 地域活力の低下だけでなく、地域経済にも大きな影響があることから、人口減少を抑制し、人口の 年齢バランスを良好に保っていくことが必要であります。

国においては、少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口減少や地方創生に取り組む姿勢を打ち出したところであります。

本市においても、地域の特性を生かし、その潜在力を引き出す地域づくりの取り組みを進め、持続可能な自治体へと体質転換を図っていくために、つがる市版の総合戦略を策定することといたしました。

このため、関連経費を今回の補正予算に計上するとともに、総合戦略策定の特命組織として、新年度より「(仮称)地域創生対策室」を設置し、人口、経済、産業などの地域社会における諸課題に取り組むことといたしました。

心身ともに健康で、生きがいを持って生き生きとした暮らしを実現することは、全ての市民の共 通の願いであります。

高齢化が急速に進んでいる状況にあって、疾病予防と健康増進、介護予防に対する施策は、今後極めて重要となってまいります。

このため、「健康つがる21」計画に基づき、健康寿命の延伸を目指して、特定健診・がん検診の受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病の予防及び重症化予防対策に、より力を注いでまいります。子供から高齢者まで全ての世代が健やかに暮らせるよう、保健協力員や食生活改善推進員など地域の健康リーダーの方々や、自治会等地域組織と協働し、地域における健康づくりの取り組みを促進してまいります。

さらには、この取り組みを強力に推し進める契機とするため、今秋、「健康まちづくり宣言」を 行うこととしております。

今後とも、市民一人一人が、住みなれた地域において、健やかに、元気に生活していけるよう、

保健・医療・福祉・介護が有機的に連動する総合的な施策を展開してまいります。

近年の農業を取り巻く厳しい情勢の中において、次世代が希望を持てる産業としての農業を強化 していくことが求められています。農業は、当市における基幹産業であるとともに、市内の環境、 文化、景観等に幅広く影響し、地域コミュニティー形成の核にもなっている産業であります。

市では、農産物の高付加価値化と生産コストの低減、均一な農産物の生産に向けた基盤整備を支援し、「つがる」のブランド化を確立して競争力の高い「売れる農産物」の推進、販路拡大に努めてきました。

今後は、これまでの取り組みを検証した「つがるブランド推進に関する報告書」を踏まえ、さらなる高付加価値品を認証するトップブランド化の手法を組み入れながら、ブランド化の歩みを進化させてまいります。

このため、既存の担当部署の業務をブランド推進に特化した組織に改編し、新たな段階を迎えた 農産物のブランド化を強力にし、そして着実に進めてまいります。

以上、平成27年度市政運営における重点方針について説明いたしましたが、市制10周年を迎えた本市のさらなる発展と市民の幸せのために、引き続き職員と一丸となって、諸施策の推進に全力で取り組んでまいります。

重ねて、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

それでは、上程されました議案の主なるものにつきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

本定例会に提出いたしました案件は、予算案12件、条例案15件、指定管理者の指定の件17件、その他の案件2件、諮問1件、合わせて47件であります。

まず、予算案につきましてご説明申し上げます。

予算案につきましては、議案第3号から議案第14号までの12件を提案いたしております。

その主なるものとして、議案第3号「平成26年度つがる市一般会計補正予算(第8号)案」及び 議案第9号「平成27年度つがる市一般会計予算案」についてご説明申し上げます。

初めに、議案第3号「平成26年度つがる市一般会計補正予算(第8号)案」についてご説明申し上げます。

本補正予算案は、平成27年2月3日成立した経済対策及び地方活性化対策費等に係る国の平成26年度補正予算(第1号)に対応した事業費、並びに年度末を見据え進捗状況等に応じた各種事務・事業費の精査について、所要の予算措置を講ずるものであります。

その結果、平成26年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算から1,751万1,000円を減額し、 歳入歳出予算の総額を242億9,897万8,000円としたものであります。

また、継続費補正として、旧県立弘前高等技術専門校つがる校舎改修事業、繰越明許費として、福祉商品券支給事業を初めとする地域住民生活等緊急支援交付金事業、及び公営住宅整備事業、債

務負担行為補正として、公共施設の指定管理料、リンゴ選果施設等整備事業補助金、及び地籍情報 管理システム購入、地方債補正として、国営岩木川左岸二期農業水利事業を初めとする各地方債充 当事業について、それぞれ所要の予算措置を講じました。

以下、歳出における計上の主なるものにつきまして、本補正予算の編成趣旨に沿ってご説明申し 上げます。

国の補正予算に対応した「地域住民生活等緊急支援のための交付金事業」につきましては、「地域消費喚起・生活支援型事業費」として、プレミアムつき商品券発行支援事業及び福祉商品券支給事業に1億766万8,000円を、「地方創生先行型事業費」として、保育所等児童第2子支援事業を初めとする12事業に8,000万円を、各費目にわたり、それぞれ追加計上いたしました。

また、その他の補正対応として、農林水産業費において、経営体育成支援事業補助金を3,520万2,000円追加計上いたしました。

次に、各種事務・事業の精査につきましては、総務費において、システム設計の開発業務遅延に 伴い、予算計上を平成27年度に改めるため、社会保障・税番号制度導入業務委託料を2,472万5,000円 減額いたしました。また、本補正予算全体の財源調整措置として財政調整基金積立金に1,943万 8,000円追加計上いたしました。

民生費においては、普通調整交付金の減額等に伴う国民健康保険特別会計繰出金を4,515万2,000円、 医療扶助費及び介護扶助費等の精査に係る生活保護費を3,590万円、保育単価の改定に係る保育所運 営費を1,166万4,000円、それぞれ追加計上したほか、平成25年度生活保護費国庫負担金の精算に係 る返還金として7,073万2,000円を計上いたしました。

また、医療費負担の精査により後期高齢者医療特別会計繰出金を1,227万円、事業費の精査により 臨時福祉給付金給付事業費を2,731万3,000円、それぞれ減額いたしました。

衛生費においては、平成25年度西北五環境整備事務組合負担金の決算剰余金の精算に伴い当該負担金を1,168万8,000円減額いたしました。

労働費においては、地域人づくり事業に係る雇用実績に基づき、緊急雇用創出対策事業委託料を 2,966万4,000円減額いたしました。

農林水産業費においては、つがるにしきた農業協同組合に対するリンゴ選果施設等整備事業補助金を債務負担行為に基づき310万円計上いたしました。

また、機構集積協力金等交付事業の精査に伴い、農地集積協力交付金を1,360万円、規模拡大交付金を2,000万円、それぞれ減額いたしました。

商工費においては、誘致企業の雇用実績に基づき、誘致企業雇用奨励金を950万円減額いたしました。

土木費においては、桜木団地整備に係る補助事業費の確定に伴い、地域住宅支援事業費を1億 6,166万1,000円減額いたしております。 消防費においては、事業費の精査により、コミュニティー消防センター建設等の工事請負費を 1,911万5,000円減額いたしました。

教育費においては、事業費の精査により、小・中学校のスクールバス運行業務委託料を合わせて 1,080万円、森田公民館及び柏ふるさと交流センターにおける再生可能エネルギー等導入事業費を合 わせて1,347万円、それぞれ減額いたしました。

以上が歳出予算の概要であります。

次に、歳入予算につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国・県支出金、市債について、 それぞれ所要額の補正を行うとともに、国の補正予算による普通交付税の調整額の復活措置として 979万4,000円、旧成人病センター医師住宅、旧丸山保育所等の売り払いに伴う財産売払収入を2,980万 2,000円追加計上したほか、財政調整基金繰入金を3,694万6,000円減額するなどの措置により、全体 の補正額を調整いたしました。

次に、議案第9号「平成27年度つがる市一般会計予算案」につきましてご説明申し上げます。

平成27年度当初予算の編成に当たっては、つがる市総合計画に基づく施策の重点化と財政規律の 堅持を基本方針とし、本市の政策課題について、「選択と集中」の観点に立ち、限られた財源を効 率的に配分することといたしました。

以上の結果、年間総合予算として編成した平成27年度一般会計当初予算規模は、216億6,000万円 となり、前年度比10億5,300万円、4.6%の減となりました。

性質別歳出の状況としましては、義務的経費が113億1,696万4,000円で、前年度比1億9,252万6,000円、1.7%の増、投資的経費は、普通建設事業費が28億7,970万円で、前年度比14億4,783万2,000円、33.5%の減となりました。

財源確保対策では、事務・事業費の一般財源に前年度比マイナス10%のシーリングを設けたほか、 財政調整基金繰入金、臨時財政対策債により全体の調整を図ったところです。

以下、平成27年度の主要施策につきまして、つがる市総合計画後期基本計画における6つの基本 目標に沿って、その概要を申し上げます。

第1は、「潤いと誇りに満ちた活力ある産業づくり(産業・経済)」についてであります。

基幹産業の振興、安定は、地域経済の活性化につながることから、生産基盤の整備による高生産性の確保とともに、生産品の高付加価値化や地産地消の推進による消費・販売の拡大、複合経営による所得の向上及び安定化等により、職業として魅力ある農業経営を確立していかなければなりません。

このため、引き続き「つがる」のブランド化を市の重要施策として取り組み、競争力の高い「売れる農産物づくり」を推進するとともに、収入減少影響緩和対策等のセーフティーネット対策を講じながら、総じて安定した農業経営の確立に努めます。

また、市内で生産される農産物を活用し、付加価値の高い製品等を創出する「食産業ネットワーク未来プロジェクト事業」を推進し、6次産業化の方策を活用した産業並びに地域経済の活性化を図ってまいります。

地域雇用の確保につきましては、企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業を通じ、能力開発や就労機会の確保を図ってまいります。

商業の振興につきましては、既存商店街の活性化を支援し、商店街を単に消費の場としてのみならず、人と情報の交流の場、地域の魅力を感じる場としての機能の充実を図ってまいります。

第2は、「個性と郷土を大切にする心豊かな人づくり(教育・文化)」についてであります。

変化の激しいこれからの社会の中で、次世代を担う子供たちが自立して豊かな人生を送るためには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育てることが重要であります。

自然環境や文化財等の地域資源を最大限に活用し、良好な教育・学習環境の整備を図り、充実した学習内容及び機会を提供することにより、郷土を愛する人づくりを推し進めてまいります。

特に教育環境においては、幼児期における一体的な教育・保育の提供を図っていくとともに、「地域一体教育」と「幼保・小・中一体教育」を学校づくりの基盤とし、地域ぐるみで子供の豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」に取り組み、より良質な教育環境の整備を図ってまいります。

また、各地区の地域資源やコミュニティーを活用し、スポーツや文化活動の振興と地域間交流の 促進を図り、潤いのある生活と文化の薫り漂うまちづくりを目指します。

第3は、「快適とやすらぎのある暮らしづくり(生活環境)」についてであります。

本市は、美しく豊かな自然に恵まれており、自然環境と調和した良好な環境づくりは、重要な課題となっております。

かけがえのない財産である自然環境を保全し次世代に残すため、資源循環型社会の確立等、環境 ・エネルギー問題に配慮したまちづくりを推進してまいります。

また、公園や緑地等の憩いの場など魅力のある公共空間の創出と住宅等の生活の場の整備、災害や事故等から市民を守る対策等、快適で安心して暮らすことのできる生活環境を整えてまいります。

第4は、「活発な交流とふれあいの拠点づくり(都市基盤整備)」についてであります。

人口減少時代においては、定住人口の確保はもとより、地域の特性を生かした交流人口の増加を 図ることが必要であります。道路ネットワークの整備や公共交通の機能充実など、地域間交通網の 基盤整備により市民の利便性の向上を確保してまいります。

また、公共インフラの長寿命化を図りストック型社会の形成を目指します。

第5は、「お互いを認め合い支え合う共生のこころづくり(保健・医療・福祉)」についてであります。

少子・高齢化が一層進展する中、高齢化社会を活力あるものとするためには、多様な支援体制や その環境づくりが必要であります。

全ての市民がこの地域で生き生きと充実した生活を送ることができるよう、医療体制の充実・強化、生きがいづくり、介護予防、子育て支援等を推進し、保健・医療・福祉・介護の切れ目のない連携による地域包括ケア体制の強化を図ってまいります。

また、地域資源を有効活用した地域福祉ネットワークの構築と市民がみんなで支え合うという地域の連帯感の醸成を図り、市民一人一人が地域社会のかかわりの中で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

最後に、第6の「みんなで考え実行するまちづくり(行財政運営)」についてであります。

社会情勢に対応した組織や機構の改革、効率のよい事務・事業を実施し、迅速で的確な行政サービスの提供と財政基盤の強化に努め、質の高い行財政運営を推進してまいります。

本市にとって平成27年度は、平成28年度から10年間のまちづくりの基本方針となる新たな総合計画と、次期行政改革大綱を取りまとめていく、大変重要な年となります。現在、審議会にてご審議いただいている新たな総合計画においては、地域の特性を踏まえ、これからのつがる市の将来像と、その実現に向けた取り組みについて検討していただいているところであります。

あわせて、そのようなまちづくりを支える行財政基盤の確立も必要であります。特に、財政基盤につきましては、一般財源の大宗を占める普通交付税が、平成26年度で「合併算定替」の特例措置が終了し、平成27年度より段階的に縮減されていきます。このため、自主財源の安定的確保、経常経費の削減など財政健全化を早期に、かつ強力に推進し、持続可能な行財政運営体制の確立に努めてまいります。

また、市民主体による地域活動の促進、広報広聴活動や情報公開を展開し、市民と行政がそれぞれの責任と役割を果たしながら、地域力を最大限に発揮できるまちづくりを目指してまいります。

さらに、平成27年度は、合併10周年を記念したさまざまな事業やイベントを市民の皆様とともに 実施してまいります。

これらを契機として、市民の皆様一人一人が改めて"ふるさとつがる市"を愛し、誇りに思っていただき、本市の基本理念である「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」の実現に向けた飛躍の年にしてまいりたいと考えております。

以上が、平成27年度の主要施策の大綱であります。

なお、具体的な事務・事業につきましては、お手元に配付いたしました「平成27年度当初予算附 属説明書」をご参照願います。

次に、歳入歳出の主なるものにつきましてご説明申し上げます。

市税については、地方税制改正の内容、本市を取り巻く経済の動向等を踏まえ、22億9,062万9,000円を計上いたしております。

地方交付税については、地方財政計画における原資の総額の伸び率及び算定方針を基礎に、「合併算定替」の特例措置の終了等を勘案して交付見込み額を推計した上で、普通交付税については91億円、特別交付税については5億円を計上いたしております。

市債については、地方債計画、その運用方針等を勘案して積算の上、25億1,010万円を計上いたしております。

繰入金については、財政健全化の見地に立ち、可能な限りの圧縮に努めたものの、地方交付税の特例措置の縮減等により、財政調整基金から2億8,367万7,000円の繰り入れを初め、各目的基金から2億2,940万4,000円を繰り入れることといたしております。

また、国、県支出金等については、歳出の関連において計上いたしております。

以上が、「平成27年度つがる市一般会計予算案」の概要であります。

このほか、議案第4号から議案第8号までの平成26年度各特別会計補正予算案、及び議案第10号から議案第14号までの平成27年度各特別会計予算案につきましては、ご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

次に、条例案の主なるものにつきましてご説明申し上げます。

条例案につきましては、議案第15号から議案第29号までの15件を提案しております。

議案第15号「つがる市職員の給与に関する条例及びつがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案」は、青森県人事委員会より勧告された「給与制度の総合的見直し」に基づき、平成27年度以降の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号「つがる市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する等の条例案」から議案第19号「つがる市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例案」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づき、新教育委員会制度が施行されることに伴い、新たな教育長の身分や服務、並びに教育委員定数等について、所要の改正を行うものであります。

議案第20号「つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案」は、教育委員会の附属機関として、「つがる市いじめ重大事態発生時対策協議会」及び「つがる市教育支援委員会」を設置するとともに、当該条例案の附則において、「つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、当該附属機関委員の報酬額を規定するものであります。

議案第24号「つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案」は、第6期介護保険事業計画の策 定に伴い、当期における介護保険料等について、所要の改正を行うものであります。

その他の条例案につきましては、各議案に掲載されている提案理由のとおりであります。

次に、指定管理者の指定の件につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、議案第30号から議案第46号までの17件を提案しております。

議案第30号から議案第46号までの「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件」は、公共施

設に係る指定管理期間の満了に伴い、指定管理者を更新するものであります。

次に、その他の案件につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、議案第47号及び議案第48号の2件を提案いたしております。

議案第47号「木造新田地域5町村新市建設計画の一部変更の件」は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律に基づき、合併特例債の発行期間を延長するため、新市建設計画の計画期間を変更するものであります。

議案第48号「青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更の件」は、当該組合の構成団体数の減少及び所掌事務の変更に伴い、組合規約を変更するものであります。

最後に、諮問につきましてご説明申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件」は、人権擁護委員の八鍬久氏の任期が平成27年6月30日で満了いたしますので、後任の委員として原田正志氏を推薦いたしたく、意見を求めるため諮問するものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職を初め関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ、慎重にご審議の上、原案どおり議決及び承認を賜りますようお願い申し上げまして、提 案理由の説明といたします。

○議長(佐々木慶和君) 提案理由の説明が終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長(佐々木慶和君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

3日と4日は議案熟考のため休会であります。5日は午前10時から会議を開きます。 本日はこれにて散会いたします。

(午前10時52分)

# 第 2 号

平成27年3月 5 日(木曜日)

#### 平成27年第1回つがる市議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成27年 3月 5日(木曜日)午前10時開議

- 1 開議宣告
- 1 議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席議員(18名)

1番	齊藤	渡 2	番 田	中	透	4番	長谷川	榮	子
5番	成田	博 6	番木	村	良博	7番	佐 藤	孝	志
8番	長谷川	徹 9	番 三	上	洋	10番	野 呂		司
11番	天 坂 昭	市 12	2番 成	田	克 子	13番	佐々木	直	光
14番	佐々木 慶	和 1	5番 平	Ш	豊	16番	山 本	清	秋
18番	松橋勝	利 19	9番 白	戸	勝茂	20番	髙 橋	作	藏

### 欠席議員(2名)

3番 佐々木 敬 藏 17番 伊 藤 良 二

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

111111111111111111111111111111111111111	-01/1/2/1/2/2		11,7 0 1		- 10
市	長	福	島	弘	芳
副市	長	佐	藤	昭	三
教育	長	葛	西	嵁	輔
総 務 部	長	Щ	П	修	_
財 政 部	長	倉	光	弘	昭
民 生 部	長	Щ	П	健	吾
福 祉 部	長	境			宏
経 済 部	長	高	橋		寿
建設部	長	新	岡	秀	行
会計管理	者	盛		恒	博
総務部次	長	柳	生	敏	雄
財政部次	長	三	上	保	男
民生部次	長	増	田	忠	昭
福祉部次	長	木	村	好	秀
経済部次	長	佐々	木	錦	司
建設部次	長	松	橋		守
教育委員会委	員長	成	田	悦	雄
選挙管理委員	会委員長	成	田	照	男
農業委員会会	:長	Щ	本	康	樹
監 査 委	員	長名	11(	勝	則
教育委員会部	長	野	呂	金	弘
選挙管理委員	会事務局長	小	寺		保
農業委員会事	務局長	成	田	柳	$\vec{-}$
監査委員事務	局長	三	上	修	司
消 防	長	成	田	_	司
稲垣出張所	長	長	内	清	範
車力出張所	長	工	藤	輝	美

#### 職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局長
 小林
 忠

 事務局次長
 葛西隆
 志

 総務係長
 三上 眞理子

 議事係長
 葛西正美

#### ◎開議宣告

○議長(佐々木慶和君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は18名であります。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

#### ◎一般質問

○議長(佐々木慶和君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。質問については、答弁を含めて1時間以内であります。

#### ◇ 成 田 克 子 君

○議長(佐々木慶和君) 通告順に質問を許します。 第1席、12番、成田克子議員の質問を許します。 成田克子議員。

[12番 成田克子君登壇]

○12番(成田克子君) 皆様、おはようございます。第1席を賜りました芳政会の成田克子でございます。

私ごとで恐縮でございますが、議長のお許しをいただいておりますので、この場をおかりいたしまして、一言お礼を述べさせていただきたいと存じます。さきの市議選におかれましては、市民の皆様のお力添えのおかげで当選させていただき、まことにありがとうございました。再び市民の代弁者としてこの場に立たせていただき、感慨無量の面持ちでございます。今後は、議会人として市民の目線で一生懸命に働いてまいる所存でございますので、なお一層のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。少子化対策並びに子育て支援策は、国の重要施策の一つとなっており、本年4月より子ども・子育て支援新制度の施行に当たり、関係部局におかれましては子ども・子育て支援事業計画の作成に大変なご苦労の中、準備に追われているものとお察しいたします。

このたびの子ども・子育て支援事業の特徴として、保育に関しては保育に欠ける児童から保育を必要とする児童に変わりました。このことから、パートなど短い時間でも働ける環境になったと思っています。また、一方で小1の壁という新1年生や小学生を持つ保護者が放課後や夏休み、冬休みなどに預かってもらえる事業として放課後健全育成事業がありますが、つがる市が行っている事業の放課後児童クラブについてご質問いたします。

まず、本市はどのような子育て施策を考えているかお伺いいたします。

次に、児童クラブの時間についてでございますが、放課後児童クラブは共働き家庭の子育ての支援策の一環であり、働く女性がキャリアを中断することなく子育てと仕事の両立を目指して活躍できる大きな役割を担っております。本市には10カ所ある施設の開始時間がまちまちで、7時30分からが3カ所、8時からが6カ所、もりた児童クラブは8時半であります。共働き家庭にとっては、8時以降では仕事に間に合わず、利用できずにいる人、誰かに依頼しなければならないケースがあるなど不公平感が禁じ得ません。開始時間を7時30分に統一していただきたいと考えておりますが、いかがなものでしょうかお伺いいたします。

次に、指導員の人数と資格についてでございますが、児童福祉法が改正されたことから対象が6年生までと拡充されました。これにより児童の人数がふえることも想定されますが、安全面の考慮と児童の健全な育成を図るためにも適正な指導員の人数を確保する必要があり、また指導員の発言や言動で子供たちは大きく影響を受ける時期でもあります。運営指針には、学童保育の指導員は資格を持っていることが望ましいとうたわれておりますが、本市の指導員の資格についてどのようになっておりますかお伺いいたします。

次に、実施場所についてでございますが、児童クラブは遊びの場と生活の場を提供するところでございますが、もりた児童クラブは森田公民館の中ですので、階段近くで遊ぶこともあり、ひやりとさせられることもしばしばあるようです。保護者が安心して児童を預けられる場所が望ましいわけですので、この点につきましてお伺いいたします。

これで1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐々木慶和君) 答弁を求めます。

福島市長。

#### [市長 福島弘芳君登壇]

○市長(福島弘芳君) おはようございます。成田克子議員の少子化、子育て施策に対してでございますけれども、議員ご質問の放課後児童クラブは子育て支援の一環として行っている事業であります。

子育で施策についてお答えいたします。つがる市では、子育で世帯の経済的な負担軽減を図るため、中学卒業までの医療費の無料化の継続実施を初め、新たに不妊治療への負担軽減、保育所等に入所の第2子の保育料の無料化、公立保育所、幼稚園の統合を図る認定こども園へのための施設の改修など、就学前の児童の対策、強化を図ってまいります。また、共稼ぎ世帯の小学生の健全育成を図るために、放課後児童クラブの保護者の状況を考慮した施策を図ってまいります。

なお、具体的な内容につきましては担当部より答弁をさせますので、よろしくお願いします。

- ○議長(佐々木慶和君) 境福祉部長。
- ○福祉部長(境 宏君) 私のほうから、成田議員の児童クラブについてのご質問について答弁さ

せていただきます。

まず、1点目の放課後児童クラブの開始時間についてでございますが、放課後児童クラブは国の 放課後児童健全育成事業により、保護者が労働等によって昼間家庭にいない児童に遊びと生活の場 を与える事業として行っております。つがる市の学童クラブ条例に基づく放課後児童クラブの開設 は10カ所でございます。開設時間は、午前9時から午後6時までと規定してございます。しかし、 現状の開設時間は保護者の勤務状況、地域の利用希望、あるいはまた放課後児童クラブとして利用 している施設の状況を考慮いたしまして各児童クラブごとに対応をとっております。先ほど議員も おっしゃっておりましたが、開設時間につきましては午前7時半からが3カ所、午前8時からが6 カ所、1カ所午前8時半ということになってございます。開設時間を統一してはどうかということ でございますが、条例と現状に相違がありますことから、開設時間を午前8時とする条例改正を現 在のところ考えております。

なお、午前7時半からの利用につきましては、保護者や地域の実情を考慮して個別に対応したい と考えております。

2点目の指導員の人員と資格についてでございますが、改正されました児童福祉法により支援員の資格につきましては新たに基準が定められました。資格としては、保育士、社会福祉士、教諭資格者など、また高校卒業後2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認めた者であって県知事が行う研修を修了した者とされておりますが、現在その研修は実施されておりません。研修が行われる際は、支援員に受講機会を与えたいと考えております。

市の放課後児童健全育成事業は、保育所への委託が3、市の直営が7となっております。直営での児童支援員は現在25人で、全てが非常勤職員となっております。直営での支援員の資格者につきましては、保育士、幼稚園教諭の資格を持っている方が5人、教諭資格者が2人、高卒で2年以上の類似経験を持っている方が12人、経験がまだ2年未満の方が6人となってございます。支援員は、児童見守り、育成指導を行う立場であるため、問題行動のないよう十分注意を払ってまいりたいと考えております。

続きまして、実施場所についてでございます。議員ご指摘のように、もりた児童クラブは森田公民館で開設しておりまして、施設での安全面や小学校から公民館までの移動、特にあそこは急な坂をおりて道路を横断して公民館に入るというふうになっております。そういったことで、安全面について苦慮する声は聞いております。そういうことから、森田小学校にお願いいたしまして、空き教室を利用してもりた学童クラブを4月1日より実施して、開設時間も現在8時半ですが、8時からということで行う予定でございます。

昨年文部科学省と厚生労働省の連名で、児童が校外に移動せずに放課後も安全に過ごせるように 小学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブの設置が望ましいとの通知があり、既に活用してい る学習方法や指導方法のための教室や教職員のためのスペースも改めて放課後児童クラブに利用で きないか検討することが重要であるとされてございます。今後も教育委員会及び小学校の理解、協力を得ながら小学児童の健全育成と安全を確保した事業展開を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 成田克子議員。
- ○12番(成田克子君) ただいまはご答弁ありがとうございました。

まず、もりた児童クラブの安全が確保されましたことに大変よかったと思っております。保護者 の方々も本当に安心しているのではないかと思っております。

次に、開始時間についてでございますが、余りよいご回答がいただけず、ちょっと残念に思っておるところでございます。市では、条例改正に8時を明記し、申し出てくれれば7時半に対応してあげますよということでありますけれども、初めから気持ちよく保護者のニーズに合ったきめ細やかな福祉サービスの提供をすべきではと考えております。保護者の中には、遠慮してしゃべれない人もいるということもご理解いただきたいと思います。

また、指導員の方々に聞いてみますと、私たちは働いている女性のお母さん方をサポートする立場ですから、7時半になってもローテーションを組んで対応できると言っておりました。国では、今後市で定める子ども・子育て支援事業の計画に、子供と保護者の状況についてアンケート調査を行うこととされ、自治体が保護者のニーズをきちんと把握し、実情に即した計画の作成に努めることとなっております。そこで、本市におかれましても保護者へのアンケート調査を実施してはどうかと考えておりますが、いかがなものでしょうかお伺いいたします。

次に、指導員の資格についてでございますが、市直営の7カ所に25人の指導員がおり、資格を持っている方が7人おります。ほか18人の指導員の方々は、資格はないにしても子供たちとしっかり向き合えているすばらしい指導員であると思っております。しかしながら、ニーズの高まりに伴い、このたびの改正により放課後児童健全育成における運営等の基準が大変厳格なものとなってきておりますので、指導員の資質や専門性の向上の見地からも自主的に有資格者による勉強会などを企画、立案されてもよいのではと考えておりますが、いかがなものでしょうか、この点についてもお伺いいたします。

また、有資格者の方々には、それなりに資格手当とか基本給のアップ等の処遇改善と安定した職場環境の整備につなげていただきたいと考えているところでございますが、この点につきましてもお伺いいたします。

以上、3点につきましてご回答をお願いいたします。

- ○議長(佐々木慶和君) 境福祉部長。
- ○福祉部長(境 宏君) 成田議員の2回目の質問、3点ございましたが、お答えしたいと思います。

1点目、保護者へのアンケートを実施してはどうかということでございます。確かに私どものほうにも児童クラブに関しまして、苦情あるいは要望等を直接寄せられるということもございます。 議員もおっしゃっているように、そういった声も出せない方もいるかと思われますので、この保護者へのアンケート、これ有効な手だてだと思いますので、今後検討したいと思います。

あと2点目の指導員に自主的な研修を実施してはどうかということでございます。現在も県の教育事務所のほうで年2回、研修会を実施してございまして、これには大部分の指導員が参加しておりますが、つがる市の指導員だけでといいますか、集まって研修を実施するということも非常に有効だと思います。ましてや横のつながり、なかなかございませんし、いろんなケースございますので、それらについて指導員同士が認識を共有するといいますか、そういったことも必要かと思いますので、これも今後検討させていただきたいと思います。

それから、有資格者について待遇面で改善が必要ではないかということでございます。これも確かに私どもも感じてございます。短時間、ふだんであれば放課後から6時までと、休みのときは長時間ですが、余り待遇面で恵まれているとは確かに言いがたいと思います。これにつきましては、全般的なこと、あるいは有資格者方へのそういった配慮も必要かと思いますので、これも検討させていただくということでよろしくお願いいたします。

- ○議長(佐々木慶和君) 成田克子議員。
- ○12番(成田克子君) ありがとうございました。

それでは、3回目の質問に入らせていただきます。市長にお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。子育て支援策に大変力を入れております弘前市を参考にしてお話を進めていきたいと思います。つがる市の保育料は、1人当たり3,000円で、おやつ代が1,000円です。弘前市は、会費として1人一律、おやつ代も含めて2,000円を徴収しております。開設時間につきましては、7時半から午後7時までになっております。つがる市の保育料については、応分の負担をするにしても少し高いと感じている保護者が多くおり、家庭の負担にもなっているようです。私は、常によその市長にできて、うちのほうの福島市長にできないことはないのだと自慢しているわけです。

そんなことで、市長、子供たちも少なくなってきておりますし、現在児童クラブに登録している 子供たちは民間委託の子供たちを入れても248名です。この子供たちは、将来つがる市を担う子供た ちですから、子供たちに投資する意味でも、近い将来でよろしいですので、保育料を半額負担の2,000円 でもよいのではと思っておりますが、市長のお考えをお伺いし、私の質問を終わりたいと思います。 市長、お願いいたします。

- ○議長(佐々木慶和君) 福島市長。
- ○市長(福島弘芳君) 議員言われるとおり、今子供たちがだんだん少なくなってきているようなことであります。これからつがる市におきましても、今後人口が減っていくことは大変なことにもつながりかねないというようなことであります。今弘前の例を出して議員言われましたけれども、確

かにつがる市は今現在3,000円プラスおやつ代の1,000円というふうなことになっております。議員が言われるように今後これから、今すぐというわけにはいかないかもわかりませんけれども、これらのことに対して検討していきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

- ○12番(成田克子君) ありがとうございます。これで終わります。
- ○議長(佐々木慶和君) 以上で成田克子議員の質問を終わります。

#### ◇ 長谷川 榮 子 君

○議長(佐々木慶和君) 第2席、4番、長谷川榮子議員の質問を許します。長谷川榮子議員。

#### 〔4番 長谷川榮子君登壇〕

○4番(長谷川榮子君) 通告の第2席を賜りました長谷川榮子でございます。

このたび市民の皆様から温かいご支援を頂戴し、再び議席をお与えくださいましたことに心から 感謝を申し上げる次第です。理事者の皆様、そして20名の議員の皆様、お互いに切磋琢磨し、市民 の幸せのために汗を流そうではありませんか。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。まず1点目は、ゆるキャラについてお伺いいたします。 私は、この質問は今回で2回目になります。昨年つが一るちゃんにお友達をつくってあげてはいか がですかと同じ質問を行いました。当時経済部長からのご答弁でございましたが、今回は経済部長 には問いません。全体的にお伺いいたします。

つが一るちゃん1体をつくるのに60万円ぐらいかかるとかおっしゃっておりました。財源的なこともおありでしょうが、それはともかくとしまして、市民の声として検討してみようとか、話題にしてみようとか、全く論外であったとか、これからもゆるキャラはつが一るちゃん1つでいくのだとか、いろいろお考えがあるかと思います。その点のところをまず総務部長、伺います。

2点目は、つがるブランドの本年度の取り組みについて伺います。ブランド化に市が取り組んで からこれまでに要した経費の金額は、合計でどのぐらいになっておりますでしょうか。また、今後 の見通し等についてもお考えをお聞かせください。市長に伺います。

3点目は、防雪柵の設置について伺います。これも今回、私3回目の同じ質問です。1回目は、 平成18年度に行っております。2回目は、4年前の3月議会で行っておりまして、今回で3回目、 同じ質問です。丸山から加納、土滝を経由し、県道に至るこの路線の防雪柵の計画、また見通しな どがついておりましたらお知らせください。

最後に、選挙管理委員会の委員長にお尋ねいたします。委員長に就任されて、今回はつがる市の 市議会議員の選挙の立会人は初めてだと伺っております。初めてお立ち会いになりましてどんなこ とを感じましたでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。 1回目の質問です。よろしくお願いします。

○議長(佐々木慶和君) 答弁を求めます。福島市長。

#### 〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長(福島弘芳君) 長谷川議員の質問にお答えしたいと思います。

ブランド関係につきまして、今後の見通しなどというようなご質問でございます。つがる市では、 基幹産業である農業を活性化させるため、農産物のブランド化に取り組み、農家所得の増大や生産、 販売意欲の向上、後継者の確保、ひいては地域活性化を目指してまいりました。

今後のつがるブランドの方向性ですが、昨年度検証したつがるブランド推進に関する報告書で、 農産物ブランド化はレアな厳選品や高付加価値品以外、市場や消費者の支持を得ることは困難であるというような報告をされております。このため、今までの活動を踏まえまして次の段階へ移行するため、選果基準のレベルが高い機械で選果されたメロンやリンゴに加え、高価格が期待できるスイカ、メロンを中心にしたトップブランド化を進めていきたいというふうに考えております。

具体的な取り組みとしては、高品質の農産物出荷奨励事業奨励金を創設し、トップブランドとしてPRできるJAごしょつがるにおいて、機械選果されたプレミアムメロンの生産者に対し奨励金を交付しております。このため、糖度17%以上で12項目の条件を満たす必要があり、生産量全体の約1%から2%程度しか出荷できない高品質のメロンであります。さらに、機械選果により品質にばらつきがないため、市場からの評判も非常に高く、注文に追いつかない状況になってございます。また、良品質なブランド農産物の出荷率が高く、ほかの模範となる農家を表彰するとともに、ふるさと納税を行った方にブランド農産物を贈呈し、PRを図ってございます。

平成27年度は、県内外のPR活動費は農産物品質向上対策費、あるいはまたメロン1坪地主やリンゴの1枝オーナー事業費などとして合計約3,000万円を計上しております。

これまでに用意した経費等につきましては、担当部より説明させます。

- ○議長(佐々木慶和君) 成田選挙管理委員会委員長。
- ○選挙管理委員会委員長(成田照男君) それでは、今長谷川議員から選挙についてというご質問に お答えしたいと思います。

このたびは、市議会一般選挙におきまして大きな混乱もなく、無事終えられたこと、市民の皆様、 有権者の皆様に感謝申し上げます。私も2年前に就任以来、初めての大きな選挙でありました。こ のたび改めて……

- ○18番(松橋勝利君) 議長、ちょっと、一問一答なら最初からこれやっていかなければだめだ。
- ○6番(木村良博君) 議長、これ一問一答方式は、ちゃんと質問事項に応じて1つずつ片づけてからでないと、次に入っていかれないよ。
- ○議長(佐々木慶和君) 1回目は全ての質問に答えて、2回目は2回目から一問一答、その項目に

ついてこうやってするのが一問一答。

- ○6番(木村良博君) 答弁が、ゆるキャラが一番最初に質問しているのでしょう。ばらばらではだめだ。ちゃんと上から片づけていかなければだめだ。
- ○18番(松橋勝利君) うんうん、そうそう。そうすれば一番いい。
- ○19番(白戸勝茂君) 一問一答でって、そうなんだよ。
- ○6番(木村良博君) 一番最後の質問から先に答弁したり、だめだよ、これちゃんと順序で持っていかなければ。
- ○議長(佐々木慶和君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

#### 再開 午前10時34分

- ○議長(佐々木慶和君) それでは、会議を再開します。 ゆるキャラについての……山口総務部長。
- ○総務部長(山口修一君) ただいまゆるキャラ、つが一るちゃんでございますけれども、これについて総合的にというようなことで、総務部長からというご意見がございましたけれども、つが一るちゃんそのものはつがるブランド推進のためにつくったつが一るちゃんでございますので、つが一るちゃんの基本的な考え方については、やはり経済部が担当でありますので、経済部のほうの考えをまずもって答弁させていただきたいと、そういうふうに考えております。
- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) それでは、長谷川榮子議員のゆるキャラについての経済部の考え方についてご説明したいと思います。

つがるブランド推進するためにマスコットキャラクターとしてつが一るちゃんが誕生いたしました。お友達をつくってはどうかとのご提言ですが、近年のゆるキャラブームもあり、今では市内外から広く愛されています。子供たちからも大変人気があり、つがる市のマスコットキャラクターと認知されておりますので、つがるブランド推進についてはつが一るちゃんを今後とも広めていきたいと思っております。

ただ、県を初めとする他の団体の事例を見ますと、推進する事業のPRのために新たに作成しているという事例は見受けられます。ただ、つがる市においては主産業が農業であり、農産物販売におけるイメージアップのために市を代表するマスコットキャラクターとして今後ともご愛顧願いたいと考えております。

以上です。

○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。

〔「答弁まだしていないでしょう」と言う人あり〕

- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) もう一点ございました。長谷川榮子議員からの2点目の質問で、ブランド化に取り組んだ関連経費についてのご質問だったと思います。平成17年度から平成26年度の10年間の総額で約3億4,300万円となっております。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 新岡建設部長。
- ○建設部長(新岡秀行君) 防雪柵の計画、見通しについてのご質問です。

お尋ねの路線は、市道丸山蓮花田線で、丸山集落を起点に加納、土滝を経由しまして、県道菰槌木造線に至る延長約4.7キロの市道であります。本路線の防雪柵につきましては、加納集落の丸山寄り先に仮設の防雪柵を96メートル設置しておりますが、強風による吹雪の折には吹きだまりができ、車両の通行が困難な状況などもあります。

防雪柵の設置の要望については、平成18年の1月に丸山集落より要望書が提出されております。 つがる市過疎地域自立促進計画の中でも計画されており、また長谷川議員からのご質問も今回最初 でないということで認識してございます。ただ、事業実施に当たっては延長が4.7キロと長い路線で あり、事業費も5億円要となることから、国土交通省あるいは防衛省の補助金や交付金を活用した 事業採択に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 成田選挙管理委員会委員長。
- ○選挙管理委員会委員長(成田照男君) それでは、改めて。このたびの市議選においては、大きな混乱もなく、無事終えられたこと、深く感謝しております。私は、2年前に就任以来、初めての市民に最も身近な大きな選挙を今回体験したわけであります。このたび改めて感じたことは、それは1票の重さ、1票の大切さということを実感いたしました。就任以来、私は公正、公平を信条、信念として取り組んでまいりましたけれども、今回新たにもっと厳しく厳正なる姿勢を持ってこれから取り組みたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川榮子議員。
- ○4番(長谷川榮子君) まず、ゆるキャラなのですけれども、経済部長はブランドの8品目にこだわって、つが一るちゃんが大変人気があるというのは私も承知しています。私の通告がちょっとまずかったかもわかりません。私は、市全体をPRするために、もう一つゆるキャラがあってもいいのではないかなというふうに思うわけなのです。市民の方からも私に何件か寄せられておりまして、今は合併してつがる市なのですけれども、つがる市の中心は木造、その木造を代表するというものはしゃこちゃんではないか。今木造の駅が旅の雑誌とか、それからネットで若い人たちに静かなブームなのだそうです。私の友達もせんだって東京から遊びに来るという連絡があったのです。私は、

冬に来ても何も見るところないから夏に来ればいいよと勧めたのですけれども、その友達は目的が木造の駅を見に来るということだったのです。そんなに有名なしゃこちゃん、今世界遺産の登録も目指していることなので、もう一つ、ゆるキャラをつくってみてはいかがかなという市民の声もありまして、今回またこういう質問をさせていただいているわけです。ですから、冒頭に経済部長の答弁にはこだわりませんというふうにお話ししたのはその辺にあります。ですから、もう一回、担当部署は誰でしょうか、総務部長でしょうか、それとも財源がありますので財政部長でしょうか、その辺のご答弁をお願いします。私、総務部長と経済部長に言っているの、財政部長に言っているのです。

- ○議長(佐々木慶和君) 山口総務部長。
- ○総務部長(山口修一君) それでは、ご指名をいただきましたので、私からお答えさせていただきます。

今議員がおっしゃったように、非常にしゃこちゃん、そしてまた木造駅は静かなブームといって、前々から私もお客さんが来れば必ず連れていくと、見てもらうというような場所で喜んでいるところでございます。ただ、今つが一るちゃんに次いで第2のゆるキャラを市のPRとしてつくっていくという議員のご要望でございますけれども、まずしゃこちゃんについて、やっぱりそれなりに調査をしなければいけないというのがあるかと思います。もともとしゃこちゃんは、青函博のマスコットキャラクターであったということでございまして、これはつがる市の、もともと木造の事業ではなくて、県の事業でしゃこちゃんを誕生させたわけでございます。そういうことから、改めてしゃこちゃんをつくっていくのに障害がないものか、そういう一つの検証が必要ではないかというふうには考えます。

そして、もう一つは遮光器土偶をモチーフにするわけでございますので、当然これは国の重要文化財というようなことから、こういうキャラクターをつくる場合においては知的財産権といいますか、そういうものも私どもとしてはチェックをしなければいけないというようなことが目先に思い浮かぶわけでございます。

あと予算の関係でございますけれども、つが一るちゃんは60万かかっております、1体、最初。 それから、同じものが全国にないかということで調査しました。それで40万ぐらいかかっています。 そして、名称登録するために60万ぐらいかかっています。そういうようなことから、財政から、そ してまた許可的なものから含めて検討していかなければいけないというふうに考えております。

- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川榮子議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 限られた時間ですので、後でもっともっと重大な問題抱えていますので、 答弁は短く簡潔にお願いしたいと思います。

何十万かかる、かん十万かかるということなのですけれども、ふなっし一なんか3万円でできているのです。やり方によっては、随分安くできるのではないでしょうか。つが一るちゃんを私は否

定しているものではないのです。それはそれでいいのですけれども、もう一つあってもいいのではないかということで、私、去年言ってもいい返事が来なかったけれども、その後検討したものか、全く話にも乗らなかったのか、話にもならないというふうに片づけられたものなのかどうなのか、その辺がとても気になってこういう質問をしているのです。後でまた担当課のほうに行きますので、つくるかつくられないか。青函博、昭和63年、青函連絡船がなくなったときに青森の駅前でやった青函博のときに、つがる、木造の子供が応募したキャラクターだそうですけれども、それにひっかかるとかなんとかありますけれども、同じものをつくれば当然ひっかかると思いますけれども、少し変えたらできるのではないかなと思います。それよりも大事な話がありますので、次に進みます。ブランド化です。10年間で3億4,000万かかったそうですけれども、単刀直入に聞きます。経済部長、10年間で3億4,000万使った、この金額に対してどう思いますか。余計使ったとか、もう少し予算があれば何々ができたとか、その辺のことありましたらお願いします。

- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) 10年間で3億ぐらい、多いか少ないかと考えてみますと、私的にはそれなりにその成果は上がっていると考えています。なぜかと申しますと、今野菜等の価格下落とかとよく言われています。ただ、こういう基準をつくってブランドを推進してきたということで、各市場等からも評価を受けていると、私はそう感じています。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川榮子議員。
- ○4番(長谷川榮子君) それなりの効果があったということですが、目指すところは農家の所得向上ですよね。10年間で農家の所得が上がったと思っていますか。
- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) 確かに分野分野でまた違うとは思うのですけれども、幾らかは上がっているのではないかなと。ただ、米に対しては、ことし、26年度大幅な下落というのがありましたので、それから不景気もありました。そういうのを鑑みて、今でも農業を主としてつがる市のを推進しているということで見れば、私としては決して落ちていないとは思っております。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 同じ質問を市長にお尋ねします。 10年間でつがる市の農家の所得は上がったと実感できていますでしょうか。
- ○議長(佐々木慶和君) 福島市長。
- ○市長(福島弘芳君) 所得の向上、これを最終的に目指したブランドでございますけれども、これを をやっていないと、もしかしたら所得が上がるというよりも、もっと大きく下がった面もあるとい うようなことで、私はある程度このかけた予算は妥当ではないかというようなふうに考えておりま す。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。

- ○4番(長谷川榮子君) それは、人それぞれの考え方で、市長はそのように感じているそうですけれども、私は農家をやっていまして、10年前から比べたら大変厳しい農家経営になっております。 もう一つ伺います。8品目にこだわっているブランドですけれども、この8品目の中で一番手応えがあった品目は何でしょうか、市長に伺います。
- ○議長(佐々木慶和君) 福島市長。
- ○市長(福島弘芳君) それは、メロン、スイカだと思います。また、そのほかにナガイモや何かありますけれども、ナガイモ、ゴボウにつきましても前よりは売れているというように私は理解しております。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 私、以前、米とリンゴのPRは県に任せてはどうかというふうにお話ししたことがありました。でも、市長は8品目を目指すのだという強い意志を持って取り組んできましたけれども、米は市長の答弁で、つがる市の米は丼物にすると評価があるというふうにお答えいただいたのを今でも鮮明に覚えておりますけれども、今でもこの8品目にこだわるのは変わりがありませんか、もう一回伺います。市長に伺います。
- ○議長(佐々木慶和君) 福島市長。
- ○市長(福島弘芳君) では、丼物のお話が出てきましたけれども、確かに前はそういう評価を受けたときもありますけれども、今、ことし青天の霹靂、これが特A級になったというようなことから、この青天の霹靂もある程度の栽培面積と申しましょうか、そういうのも出てくると思います。ですから、例えば今主力品種でありますまっしぐら、あるいはまたつがるロマン、この青天の霹靂のおかげで少しでも上がってくれればいいなというふうに願っております。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 少しトーンが下がってきました。私は上がる一方なのですけれども。 市長の答弁では、ブランド推進に関する報告書で、農作物ブランド化はレアな厳選品や高付加価値品以外が市場や消費者の支持を得ることは困難であると報告されてあるのだそうですけれども、つまりブランドとしては困難であると報告されてあるのですよね。これをどういうふうに理解すればいいのでしょうか。
- ○議長(佐々木慶和君) 福島市長。
- ○市長(福島弘芳君) これを依頼したコンサルタントと申しましょうか、そこの報告書なのですけれども、これの報告書では8品目全部でなくして、それこそその中でも例えばスイカ、メロン、これを特別PRしてやればいかがなものかというような報告書もまた出てきているわけです。 以上です。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) つまり8品目は、ブランド化は困難であると、市長、そうおっしゃるので

すね。

- ○議長(佐々木慶和君) 福島市長。
- ○市長(福島弘芳君) そういう報告が参っております。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) だから、報告が来たら、報告があるのですよね、8品目は無理だと、困難であると。

そうしたら、次に進みますけれども、次の段階へ移るために選果基準のレベルの高い機械選果されたメロンやリンゴ、高価格が期待されるスイカだそうですが、ここで品目が限られてきましたよね。ナガイモもないし、ネギもないし、ゴボウもないし、トマトもないし、米もないわけですよね。市長の答弁で、8品目からスイカ、メロン、そういうふうにこれから切りかえていくのでしょうか。 困難なものにでも立ち向かっていくのでしょうか。

- ○議長(佐々木慶和君) 答弁、福島市長。
- ○市長(福島弘芳君) 今8品目でなく、スイカ、メロンの話もしたわけですけれども、ほかの農産物につきましては、選果基準と申しましょうか、それをもう一度再確認して、それをまた今後これから移行するための一つの手法でもあるというふうに考えます。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) そのほうがいいです。私は、最初から8品目は無理だというふうに思ってきたのですけれども、夢としてスイカやメロンが高く売れたついでにナガイモもゴボウもいい値段がつけばいいなというのが、それはわかります。でも、今後の取り組みの課題がここに出てきたわけですよね。

それで、具体的な取り組みとして、トップブランドとしてPRできるJAごしょつがるの機械選果、これメロンだけですよね、機械選果というのは。ここ確認します。

- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) メロンについては、ごしょつがる、1施設あるのみです。ただ、リンゴは、ことしつがるにしきた農協で柏地区に選果ライン、そういうのもつくっております。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) このJAごしょつがるのメロンの選果機、17度以上のものが、いわゆる高く売れているわけですよね。ただし、その17度以上のメロンがわずか1%か2%だそうですが、これ具体的に、例えば100箱出荷したら17度以上のメロンは何箱ぐらいになるのですか。JAごしょつがるには、どのぐらいのメロンが出荷されているのですか。時間がありませんので、それ後でもいいです。

17度以上でなければ高く売れない。そうしたら、16度とか15度のメロンはどうなっているのですか。

- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) 先ほどのをまず先に、戻るのですけれども、26年度で13万2,000箱ぐらい出ています、ごしょつがるで。そのうちの大体2.4%が、3,178箱がプレミアムとしてつがるブランドから500円の奨励金が出ております。17%以下のものについては、普通販売ということでなっております。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 13万ケース出荷して三千ちょっと、これでブランド化ですか。第一、メロンつくっている人はごしょつがるの組合員ばかりではないでしょう。にしきたは、リンゴの選果機だそうですけれども、にしきた農協の組合員はメロンつくっていないのですか。
- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) つがるにしきたでもつくっております。ただ、この選果機につきましても設置に当たって市で助成しております。その助成の目的というか、組合員以外でも利用したい人には利用させてくださいということで設置しておりますので、そこら辺は実際、きのうちょっと聞いてみましたら数名の方は参加してそちらのほうにも入っている、選果させてもらっているということで理解しております。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) にしきた農協9名ですか。何百人いて9名なのですか。
- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) 済みません、今の段階で何人つくっているかというのはちょっと資料としてないので、後でお答えいたします。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 市長、伺います。

今担当課と私のやりとりを聞いていて、市長どんなふうに感じられましたか。にしきた農協には、このメロンの選果機が入っていないわけですよね。 9名のにしきた農協の組合員がごしょつがるの機械を使っているのだそうですけれども、これでいいのでしょうか。別に市長は、ごしょつがるをひいきしているわけではないと思うのです。市全体のことを考えて物事を進めていると思うのですけれども、今のこの現状、私と経済部長のやりとりを聞いていて、市長、どんなふうに感じましたか。これで本当にメロンが、スイカがブランド化されるのでしょうか、その辺もう一回伺います。

- ○議長(佐々木慶和君) 福島市長。
- ○市長(福島弘芳君) この新型の選果機を導入するとき、ごしょつがるさんにはメロンをつくっているほかの農家の人もどんどん受け入れなさい、またつがるにしきたのほうにもできるだけ、経費の面は若干あるでしょうけれども、選果機を使いなさいというようなことは役員の方には言ったこと何回もあります。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 農協が2つだというのは、本当にいろいろ問題で、幾らにしきた農協の人にごしょつがるの選果機使ってくださいと言っても何か抵抗があるみたいなのです。それをクリアしなければ、この選果機のいい品物というのは数がふえないと思うのです。13万ケースのうちで3,000ちょっと。市長の答弁では、注文に追いつかない状況になっているのだそうです。13万ケース出しても17度以上のメロンがたった3,000ちょっとぐらいなら、市場で食べないわけでしょう。この辺をクリアしていかなかったら市長の目指すメロンのブランド、スイカのブランド、大変ですよね。これ簡単に解決するにはどう考えますか。もう一台、選果機、にしきた農協に選果機設置しなければだめだと私は思うのですが、その辺のところをもう一回お願いします。
- ○議長(佐々木慶和君) 福島市長。
- ○市長(福島弘芳君) 13万2,000箱ですか、このうちの3,800がプレミアムとして出されているということは、プレミアムというのはそれだけ特別なメロンだと理解していただきたいと思います。 それに、メロンの普通市場に出ている糖度は13%ぐらいからだそうです。あの有名な北海道のあのメロン……

## [「夕張」と言う人あり]

- ○市長(福島弘芳君) 夕張メロンや何かは、それこそ13度、14度ぐらいだと。ですから、このつがる市のメロンを食べますと、こんな甘くておいしいメロン、初めて食べましたというようなことで、ふるさと納税ですか、それにも利用させていただいている。大変喜ばれているのも事実ですし、この選果機導入されてからメロンそのものの値段も上がっているというようなことは農協の組合長からも聞き及んでございます。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) つがる市のメロンがおいしいのは、私もつくっているから自信持っておい しいと言えるのです。だから、それを高く売ると取り組んだのがこのブランドの取り組みなのです よね。プレミアムという3,800箱のメロン、高く売れるのは当然なのです。選果機にかけて、13万ケ ースかけて3,800箱、いいのだけ。あと残っているもの、15度、13度ですか、そのメロンが安く売れ れば何もならないのです。農家の所得は……
- ○市長(福島弘芳君) いや、安くではない、高くなっていると。
- ○4番(長谷川榮子君) 高くなっているの。
- ○市長(福島弘芳君) うん。
- ○4番(長谷川榮子君) でも、農家の所得は全然苦しい一方なのですよ。だけれども、これで市全体でブランドというのは考えられますか。ごしょつがるの機械だけ入っているものが高く売れる。17度以下のものは、半分ずつ出荷してみたのだそうです、農協と市場と。そうしたら、平均して売れた

のが、市場のほうに出したほうがはるかに実入りがよかったのだそうです。その辺に問題があるのではないか。今度11年目に入っていくわけですけれども、今のままの取り組み方ではなかなか大変だ。私は、一口に 3 億4,000万のお金は高いとは思いません。本当にいいものがこれから農家の所得に確実につながっていくものでしたら、もっと予算をつけてもいいと思っています。そういう意味では、この今の取り組み、ごしょつがるの機械 1 台では足りないのではないでしょうか。それさっきも伺ったのですが、もう一回お願いします。

- ○議長(佐々木慶和君) 佐藤副市長。
- ○副市長(佐藤昭三君) いろいろ厳しいご質問をいただきまして、答弁も大変厳しいことになるわけですが、ただブランド品の取り組みについては今まで10年間やってまいりまして、経費については3億4,000万ですか、そういうふうな回答されておるわけなのですけれども、率直に申し上げてそういうふうな経費が農家全体にわたっての経済を高めている結果が出ているかというと、私が見てそんなにまだ大きな評価は出ていないのではないかというふうに思います。

したがいまして、去年の段階でブランド品についての報告書をつくっていただいたのだけれども、 それについての指摘も、今の体制ではなかなかブランド品の確立というのは非常に面倒なのではないかというふうな例えば報告もされたわけであります。したがいまして、これからブランド品の取り組みについては、やっぱりしっかりしたブランド品としての農産物の基準というものをもっと厳しい立場で考えて取り組んでいかなければならないのではないのかなというふうに思っているところでございます。

そして、また選果機の問題でありますけれども、きょう高橋経済部長は部長になって2年かな、その前の部長の段階でもいろいろと私の記憶からいいますと、ごしょつがるのほうだけが今の新しい機械をつけていいのかという、そんな疑問がたしかあったと思っています。その際に、つがるにしきた農協のほうにある程度市役所としても議論を向けた経過がたしかあったはずです。その際に、つがるにしきた農協のほうではなかなか積極的な姿勢でなかったと、私はそういうふうに記憶をしています。したがいまして、今つがるにしきた農協のほうでその施設を要望して設置をしたいというふうな話なのであれば、それはやっぱり行政の立場でも十分前向きで検討しなければならないのではないのかと、そういうふうに私は思っています。よろしいでしょうか。

- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) この事業をやめろとは言いません。今よりも確かなものにしていただくために、10年を節目として、いま一度しっかりと検証する時期が来たのではないかなというのを私は強く感じているのです。8品目で本当にそのままでいくのか、それとも今のようにメロン、スイカに絞っていくのか、その辺がこれからの課題だと思いますので、よろしくご検討していただきたいと思います。

それから、ふるさと納税に今度メロンを取り入れて、なかなか評判がいいそうですよね。米なん

かよりもずっと一般の人は飛びつく品物だと思いますので、こういうのを大いに進めていただきた いと思います。

何かまだ思っているものの半分も言っていないような気がするのですが、次がありますので、防 雪柵に進みます。部長、ここの路線通ったことありますか。

- ○議長(佐々木慶和君) 新岡建設部長。
- ○建設部長(新岡秀行君) 私の通勤経路であります。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 部長の乗っている車は、車種で言えば。私は、軽の自家用車なのですけれ ども、部長はどういう車乗っていますか。
- ○議長(佐々木慶和君) 新岡建設部長。
- ○建設部長(新岡秀行君) 4輪駆動のアイシスという車であります。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) それなら少しぐらい吹いていても、吹きだまりあっても何ていうことない よね。軽の自家用車ですと車体も低いもので、この路線、私よく通るのですけれども、1年に何回 か、前に進むこともできないし、引き返すこともできないというのを経験しているのです。部長、 その辺経験したことありますか。
- ○議長(佐々木慶和君) 新岡建設部長。
- ○建設部長(新岡秀行君) 私も何度か吹きだまりにぶつかって通行不能となり、引っ張ってもらった経緯が、ここ一、二年はないですけれども、23年、24年ですか、豪雪のときは一、二回ほど年にありました。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 私、ことしの冬、2回経験しているのです。そのときは、やっぱり途中の 加納の部落、小田原の部落の人たちが立ち往生して、その人たちに助けてもらったことがあります。 つまり部長、部長が通ってみてもここは危険な箇所だということを認識しているわけですね。
- ○議長(佐々木慶和君) 新岡建設部長。
- ○建設部長(新岡秀行君) 防雪柵が設置されていないということで、危険な箇所だとは認識してございます。事実、私も年に数回は、これちょっと吹いているなと思うときは、防雪柵も設置している県道桑野木田南広森線、火葬場前の道路ですけれども、そちらのほうを通勤した回数も何度かあります。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 私が1回目にお願いしたときは、まだスクールバスが通っていなかったのです。2回目のときは、スクールバスが通るようになったのです。バスは、車体が高いもので、よほどのことがない限りは前に進むことができるのだそうですけれども、そのバスでさえ1年に一、

二回、冬ですよね、吹雪のときは立ちどまることがある、時間が気になるというバスのドライバー のお話ですけれども、こういう話を聞きましたら、当然この箇所は防雪柵の設置を急ぐべき箇所だ と思うのですけれども、市内にこういう箇所は何カ所ぐらいあるのですか。

- ○議長(佐々木慶和君) 新岡建設部長。
- ○建設部長(新岡秀行君) 市内全域に何カ所あるかというのは把握してございませんけれども、おおれ数カ所、10カ所未満はその程度の吹きだまりのできる箇所はあると思います。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 幼稚園バスもたびたびここでは吹きだまりに突っ込むこともあるのだそうです。それから、途中に小田原という集落があります。小田原と加納の集落、この間には街灯がついていないのです。小田原の高校生が、ご父兄が都合のいいときは送ってもらうのだそうですけれども、都合の悪いときは自転車で五所川原まで通うのだそうです。明るいときはいいけれども、暗くなると小田原、加納間に街灯もついていない。道路が高くて、田んぼの堰というのですか、川というのですか、それがずっと低いもので、吹雪のときは大変危険を感ずるのだそうです。こういうところは、やっぱり財源が、だけれども、私財源聞いてびっくりしたのですが、4年前は4億ちょっとと言ったのです。今度5億になっているのです。4年たてば1億も上がるのですか。であれば、早くやらなければだめだと思うのですが。全部やれと言っているのではないです、財源があるでしょうから。10メートルでも20メートルでも本当に危ないようなところ、そういうところに部分的でもいいから設置はできないものでしょうか。
- ○議長(佐々木慶和君) 新岡建設部長。
- ○建設部長(新岡秀行君) まず最初に、街灯の件がありましたけれども、街灯は県道から土滝集落まで、それから加納の集落内、あと小田原に曲がる交差点の交差点部分、そういう要所要所にはついてございますけれども、確かに丸山、加納間には、また電柱のない部分もありますので、早急にということはなかなか難しいかと思います。

それから、防雪柵ですけれども、私も通勤していることから、どの辺にどのぐらいの風が吹いたら吹きだまりができるかというのは、おおよその検討はつきます。しかし、市道丸山蓮花田線は延長が長く事業費が大きいことから、最も吹きだまりや地吹雪のできる箇所、加納集落の前後、あと土滝集落の入り口のあたりですけれども、その辺締めて全長で1キロぐらいだと思います。それで、この区間だけでも早期の事業着手を目指したいと考えております。

- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) ありがとうございます。丸山地区、出来島の人もここ結構通るのだよね。 地域の人たちの悲願だと思いますので、少しでも手をかけないと、また先延ばしになると思います ので、本当に危険なようなところ、部長、毎日通っているのでしょう、誰よりも部長一番覚えてい ることではないか。そうしたら、やってくださるようによろしくお願いします。

それから、街灯なのだけれども、私も何回か確認に行っています。小田原の村に入るときはあるのですけれども、小田原と加納の間、電柱に3カ所ぐらい街灯つけたら大分違うと思うのです。吹雪のときに、その街灯を目印に帰ってくるのだそうです。その辺を、そんなに財源的に厳しくはないと思いますので、前向きにご検討よろしくお願いします。

最後、選挙管理委員会にお尋ねします。昨年12月から選挙が続いているわけで、選挙管理委員会の皆様は大変ご多忙を極めてお疲れかと思います。今一段落したと思うのですけれども、これから県議選、知事選と、まだことしは統一選挙、続くわけなのですけれども、本年度から機械を導入したそうですよね。機械を導入したにしては、新聞にも報道されておりました、また私の知人も立ち会いに立ち会っているのですけれども、票の取りまとめが何か合わなかった。透明な容器に5票入っていた、それを見落としたということですが、その辺ちょっとご説明ください。

- ○議長(佐々木慶和君) 小寺選管事務局長。
- ○選挙管理委員会事務局長(小寺 保君) 私のほうから、ただいまのご質問の件についてお答えさせていただきたいと思います。

開票における集計作業状況に関してのご質問でしたが、開票作業が一通り終了しまして集計しましたところ、投票者数よりも投票数が5票少ない状況でありました。選挙長にその旨報告しまして、選挙長から立会人の意見を求めたところ、集計誤りがないか、もう一度確認作業を行おうということで決定しました。そこで、その確認作業を行いましたところ、集計漏れの票が7票見つかったので、その旨選挙長に報告し、もう一度選挙長が立会人の意見を求めましたところ、選挙会としてはこれで最終決定するということで決定したところであります。そして、ただいまご質問の中にありました5票が透明パックに残されたまま集計されなかったということ、これそのとおりでございます。それと、もう2票集計されなかったものに関しましては、無効票が1票、集計されておりませんでした。それと、点字投票が1票、集計漏れがありました。

状況につきましては以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 立会人の人に説明があったのだそうですが、数が合わなかった、それ多分 持ち帰った人がいたのでしょうという、そういうことだったのだそうですけれども、何か不透明な ところがあるのです。今の時代ですから、こういうふうな疑問を持たれるような選挙開票では困る と思うのです。ましてや今回のように1票で当落が決まっているわけなのですから、もっと透明性 のある開票でなければいけないと思うのです。私は、監視カメラの設置を要望するものですが、そ の辺どうでしょうか。
- ○議長(佐々木慶和君) 小寺選管事務局長。
- ○選挙管理委員会事務局長(小寺 保君) 今回の開票状況に関しましては、ぴったり票が一致しませんでした。大変申しわけなく思っております。原因につきましては、最終的に選管事務局のほう

の集計作業の確認の徹底が不十分であったものと思って反省しております。今後の選挙事務に生か してまいりたいと思っております。

- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 立会人、何人いてこんなことしているの。
- ○議長(佐々木慶和君) 小寺選管事務局長。
- ○選挙管理委員会事務局長(小寺 保君) 立会人の数につきましては10名でございます。
- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川議員。
- ○4番(長谷川榮子君) 10人もいて透明な容器に入っていた、それ見落とすのですか。だから不透明だと言っているのです。おわびしますと、それで済むものではないでしょうに。
- ○議長(佐々木慶和君) 小寺選管事務局長。
- ○選挙管理委員会事務局長(小寺 保君) おわびするしかないところでございます。大変申しわけ ありませんでした。

それと、立会人10名のもとで、どうして……

○議長(佐々木慶和君) 一般質問の途中ですが、長谷川議員の質問時間が超過しましたので、これをもって長谷川議員の一般質問を終了します。

ここで11時35分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時35分

○議長(佐々木慶和君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐藤孝志君

○議長(佐々木慶和君) 第3席、7番、佐藤孝志議員の質問を許します。佐藤孝志議員。

〔7番 佐藤孝志君登壇〕

○7番(佐藤孝志君) 皆さん、改めましておはようございます。第3席を賜りました芳政会の佐藤 でございます。通告に従いましてお尋ねをいたします。

まず最初に、繁田屋内運動場の改修の内容についてお伺いをいたします。この件について、これまでの経緯について簡単に申し上げますが、平成24年第1回市議会定例会、いわゆる3月議会の一般質問で未利用校の体育館の屋内運動場、グラウンド化しての再利用について、雪国である我がつがる市、何とか冬においても土の上で練習をさせてあげたいという森田小学校、中学校の父兄の方々、親の思い、そして子供たちの願いからご提案とお願いをさせていただきました。しかし、提案とお願いだけでは説得力に欠けるのでは云々という野球クラブ父母の会の強い要望もあり、その後

同じ年の6月議会に間に合うように市内の小学校野球クラブの加盟するスポーツ少年団本部を初め、 市内5中学校野球部父母の会並びに市内ゲートボール協会、グラウンドゴルフ協会の連名、そして 旧1町4村、各地区、柏の成田昭司前議員以下4名の紹介のもと請願し、採択をいただき、旧繁田 小学校体育館の屋内運動場への改修工事でありました。

その後の経過について簡単に申し上げますが、24年6月18日に採択されてから、実に足かけ3年。その間、候補施設として挙げられた体育館が2カ所あり、築年数から老朽化の激しいものもあり、耐震検査など床を外し、屋内運動場をグラウンド化して使用できるのかできないのかなどの検査確認のため、25年の年、1年ぐらいを要しました。その結果、旧繁田小学校体育館は耐震性能、強度ともに十分有しているとのことから、26年3月、採択されてから約2年の時を経て予算措置をされ、改修されてできたのが昨年の12月、使用開始が今年の1月10日からということでありました。今3月でありますので、昨年の12月議会最終日、議会終了後に改修を終えた繁田屋内運動場を視察させていただきました。ところが、見てびっくり、どこが屋内運動場、グラウンドかと。ステージ、床は撤去されず、そのままステージを除いた床、フロアに人工芝を張っただけの普通の体育館にしか私には見えませんでした。ただ、防球ネットは大変上手に張られていたと見てまいりました。

教育委員会の野呂部長、部長は私の6月議会の質問の答弁に、かいつまんで話しますが、旧繁田小学校体育館は耐震診断の必要はないと判断しており、加えてグラウンド化するための費用としては、当然床を外したり、ネットを張ったりと改修する必要は出てくるわけで、現在の試算額、あくまでも概算ではありますが、1,000万円を少し超える額で可能ではないかと考えている。委員会として希望する団体の請願、趣旨、経緯を理解し、活用を具体化していきたいというふうに考えているところでありますというような答弁でありました。

そこで、もう一言、利用を希望する団体、請願の趣旨に賛同した団体の思いを理解していた教育 委員会が、どうしてこのような中身の改修になったのか、この点まず1つお聞かせいただきたいと 思います。

次に、2点目として張った芝の執行額、1平米当たり幾らなのか、2点目としてお伺いします。

3点目としては、天井の電球保護並びに必要附属品の設備について。このことについては、施設を利用したクラブからの要望とお願いであります。まず、電球を保護する筒にはネットを張り、保護されていますが、筒の下部についているカバーというか、透しというか、みたいなものはありますが、ボールの勢いが余ってその透しをくぐり抜けて当たることはないのか。もし電球に当たり壊れた場合、下が人工芝なので、この破片等の処理が大変だと考えるので、ネットのほろみたいなものをつくり、筒をすっぽり覆い、絶対電球に、水銀灯ですか、それに当たらないようにしてほしい旨の要望でありました。

次に、施設の附属品についてでありますが、バッティング用のゲージ3台くらい、また素振り、 バッティング練習などの際の芝保護のためのマットを各自準備し、持参するようにとの通達であっ たそうですが、これについては施設側で準備してほしい旨のお願いでありました。私も本来は施設 の備品として考えられるものと考えるので、その辺教育委員会としてどう考えているのかお伺いを したいと思います。

次に、指定管理制度のあり方についてお伺いします。当つがる市の抱える指定管理施設は、全部で62施設、年間の指定管理料が26年度で1億7,313万1,000円、また27年度の予定価格は前年比472万4,000円増の1億7,785万5,000円となっております。その中で増額になっている施設が8施設、逆に減額になっている施設が3施設、廃止施設が1、木造中央公民館となっております。

そこで、次の2点についてお伺いをします。廃止になる施設以外の施設の増減の主な根拠、理由についてお聞かせください。それと、木造中央公民館が廃止になるので、指定管理施設、ことしからは61施設になりますが、この施設に対する修繕、改修費といいますか、この類いの費用が年間どれくらいかかっているのか、またかかっていないのかもわかりませんが、お聞かせをいただきたいと思います。

これで私の1回目の質問を終わります。

○議長(佐々木慶和君) 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長(福島弘芳君) 佐藤議員の質問にお答えいたします。

つがる市では、職員数の減少や公共施設の民間委託を実施してございます。民間委託の一つの手法として指定管理者制度を導入し、現在議員が言われましたように62施設について指定管理者制度により管理運営をしているところでございます。指定管理者制度は、市の公の施設を民間企業や団体が管理運営することによりまして、民間のノウハウによって施設の活性化や有効活用、維持管理費の節減などが期待されているものであるというふうに考えております。

しかしながら、市の公共施設は現在老朽化が進んでいるものもありまして、毎年維持修繕費が大きくなっている施設もあるため、指定管理料の縮減がなかなかできていないという現状もございます。そのため、公共施設の管理運営方法として指定管理者制度は有効な方法ではありますが、今後は民営化も検討していかなければならないというふうに考えております。管理料や修繕費などにつきましては、担当部より答弁をさせます。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 野呂教育部長。
- ○教育委員会部長(野呂金弘君) それでは、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、繁田屋内運動場の改修についてのご質問でございました。まず1点目の床と演台を取り外 さなかった理由はいかにというご質問でございました。まず、改修を行うに当たりましては、専門 的見地から実施設計を組む必要がありました。そういうことから、設計事務所に業務を委託したと ころでございます。設計事務所では、教育委員会の考え方をもとに県民局の指導、助言を得ながら作業を進めてまいりました。その中で、県民局から建築確認、用途変更でございますけれども、その確認が必要であること、それから校舎、体育館との管理を分離する必要があること、次に消防法に適合させるため防火扉等を設けること、床の撤去、小梁の撤去の場合、土の重量を積算し、建物の強度を確保する必要があることなどのご指摘を受けたところでございます。スラブを撤去し、土の重量等を計算いたしますと建物の強度、耐久度に影響する可能性が高いということで、建築確認を得るためには、またそれ相当の補強工事が必要となる、そういう回答でございます。

また、担当職員も他の市や町の施設を視察しまして、維持管理面での情報を得たものでございます。土の場合、湿気によるカビの発生、あるいはまた定期的な土の入れかえ作業等も必要となるなど、管理面の難しさがあるという助言をいただいたところでございます。繁田地域は、地形的にも岩木川が大変近いという関係もございまして、地下水位が高いところでございます。これらを総合的に勘案し、建物の強度に影響しない人工芝を敷く工法に変更することがベストというふうに判断したところでございます。

次に、2点目のご質問でございます。人工芝、平米当たりの施工単価はということでございます。 人工芝部分の面積は約500弱、497平米、これに要する工事金額は、設計額でございますけれども、 約626万円となっています。これは、人工芝でありますとか、人工芝を敷いた周囲のコーナーの充填 剤、それから施工にかかわる運搬費などを含めたものでございます。これを平米当たりに換算しま すと1万2,600円ほどということになっております。

次に、3点目のご質問でございます。天井の電球保護についてでありますけれども、議員ご指摘のとおり電球の下部をカバーで覆う構造となっております。直接ボールが水銀灯に衝突し、電球が被災しないようになっているというふうに理解しているところでございます。それから、防球ネット、壁面、それから天井面と5面に張りめぐらせております。当初は、これはネットは2面が防球ネットを張るということで考えておりましたけれども、やはり、利用、野球部でありますとか利用者の方々の意見をお聞きしたところ、どうしてもバッティング練習の際とか照明灯を気にしながら練習するのは非常に厳しいというようなご意見をいただきまして、それを踏まえまして天井にも防球ネットを張ったというような経緯がございます。

それから、天井の水銀灯部分でございますけれども、学校の体育館については、今現在ほとんど 電灯を交換するときに容易なように自動昇降式となってございます。その部分のネットをくりぬい ておりまして、交換時の作業を容易に行うということも考えたところでございます。そういう意味 では、利用面と、それからメンテナンス面、これらを十分配慮したものというふうに理解してござ います。

それから、施設の附属品についてもご指摘がございました。今現在バッティング用ゲージは1台、 それから人工芝を保護するためにマット4枚を備えつけてはございます。ただ、ご指摘のとおり、 まだ不十分ではないかということは参考にさせていただきたいと思いますけれども、現在利用している方々の要望等も取り入れながら順次整備していけるように考えていきたいというふうに考えているものでございます。

それから、ご質問の中で工事費のお話、私が議会の中で、概算で1,000万ちょっとというふうに答弁したということに関してでございます。当初、繁田小学校は廃校となった関係もございまして、管理が財政部の管財課が所管となっておりました。その中で、建物の耐久性、その辺を調査する上で、管財課のほうで概算で設計、試算したところでは、まず1,000万程度があれば改修可能ではないかというふうな情報をいただいたところでございます。その後、具体的に教育委員会のほうで施工方法等を踏まえながら細かく詳細に設計を組んだところ、改修部位がふえた部分もあります。そういうこともあって、実質的には2,200万ほどの予算化をお願いしたところでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 山口総務部長。
- ○総務部長(山口修一君) 佐藤議員の指定管理者制度のあり方についてお答えをいたします。

佐藤議員のご指摘のとおり、市の年間の指定管理料は平成26年度と平成27年度の比較において 472万4,000円の増となっております。この主な要因としましては、個々の施設によって状況は異なるわけでございますけれども、全体的には燃料費の高騰と消費税の増税により維持管理費が増加しているという要因によるものでございます。これまで指定管理者の経営努力によって賄ってきておりましたが、営業努力や経費節減対策だけでは限界があるため、今回の指定管理料も増額となったものと考えております。

一方、減額となった施設が3施設ございます。その要因といたしましては、道の駅アーストップ、それからふるさと創生物産広場の2つの施設につきましては、売り上げの収入が増となったことにより指定管理料が減となったものでございます。また、牛潟公民館、車力体育センター、車力柔剣道場の指定管理につきましては、平成25年からの制度導入でありまして、当初の積算とこれまでの管理実績を勘案し、指定管理料を助成したものでございます。

次に、修繕改修費の部分のご質問でございますけれども、施設や年度によってばらつきはありますが、指定管理者が修繕を行ったものを実績報告から集計しますと、平成24年度では指定管理全体の1年間の修繕費はおよそ3,000万円、平成25年度ではおよそ3,800万円となっております。また、これに加えまして大規模改修や修繕費で市が支出したものは、指定管理施設全体で平成24年度でおよそ4,000万円、平成25年度では3,500万円となっております。

以上です。

○議長(佐々木慶和君) 7番、佐藤議員の第1回目の質問が終わりましたが、2回目の質問は午後に行うことにします。

ここで午後1時まで休憩とします。

再開 午後 1時00分

- ○議長(佐々木慶和君) 休憩前に引き続き会議を開きます。7番、佐藤議員の2回目の質問を行います。佐藤議員。
- ○7番(佐藤孝志君) それでは、2回目の質問に入ります。

繁田屋内運動場の床、ステージの件について、先ほど野呂部長よりいろいろ説明ありました。まず、設計事務所への業務委託、もちろん改修工事の中身に沿った172万8,000円を予算計上したと思います。また、県民局の指導、助言、さらにはほかの市町の維持管理面等の助言については、私の記憶も定かではありませんが、昨年の3月議会の大分前であると記憶しています。前であるというのは確かでありますが、そうでないと予算計上が間に合わないわけですので、私が教育委員会に言ったそのとき、三上次長のほうから野呂課長補佐も同席して建物の用途変更等のこともあり、県民局に行ったら、先ほど野呂部長の説明の中にカビの件についても説明を受けました。ただ、私は説明を聞いた人工芝を張った床、成長期の子供たちには足や膝、腰に負担がかかるなど健康上余りよくないなどと聞くものですから、かなり抵抗はありました。しかし、県民局の助言、指導であれば建物の用途変更をお願いしなければならないつがる市でありますので、それについては理解をいたしましたが、このときステージ、床の件についての話は一言もなかったわけであります。予算措置については、先ほど野呂部長の1回目の答弁で1,000万円を少し超える額でできると話していたのに、実際は2,235万3,000円、野呂部長の話の倍以上の予算計上されたわけで、私からしてみると人工芝分を増額していただいた予算だと思っていましたので、先ほどの説明では納得いきませんので、三上次長の説明も踏まえ、この件についてもう一度お願いしたいと思います。

また、小梁、スラブの撤去の件については3回目の質問でお伺いします。

次に、人工芝の施工単価についてでありますが、野呂部長の説明で人工芝部分は493平米、工事金額は約626万円、平米当たりに換算すると1万2,600円との説明でありました。もう一度伺いますが、野呂部長、最初の答弁で1,000万円を少し超える額云々との話でありました。そこで、改めてお聞きしますが、昨年の3月議会、当初予算で措置されたこの改修工事にかかわる設計監理委託料、今も申し上げましたけれども、改修工事の2,235万円の執行状況について、12月中に工事を終わり、措置された予算が余ったのか、足りなかったのか、その辺の措置、補正予算書等での移動も見当たらないので、どうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

屋内運動場の最後の質問となりますが、繁田屋内運動場の天井の電球保護並びに附属品の整備について、ただいまの野呂部長の発言で、電球というか水銀灯は利用者が心配するような、先ほど私が言いました筒の下部からボールが勢い余って入り、水銀灯が破損したりすることは絶対にないと

いうことでよろしいのですよね、そこのところをもう一度確認します。

また、防球ネットの張る箇所についてはわかりましたが、なお附属品についても利用者のお願いでありますので、これは答弁は要りませんが、野呂部長の先ほどの話で順次整備していくとの考えなので、できるだけ早く準備をしていただきたいなと、このように思っております。

それでは、指定管理の2回目の質問に入ります。指定管理の増減について説明ありました。ありがとうございます。修繕や改修についてでありますが、修繕については額面によるようですが、基本的には30万円以下のものは管理料の中、それ以上のものは別の予算でというふうな理解をしていますが、ここ二、三年は養護老人ホームぎんなん荘の2,100万5,000円以外、100万円単位でのものは何件かあるようですが、それ以外特に大きな金額のものはないようです。指定管理されている施設には、結構古いものもあるので、今後予定されている施設はあるのかどうかお聞かせください。

それから、もう一つ、今指定管理されている、ことしから指定される61の施設の中に指定管理者としてテナント料を徴収している施設はあるのかないのか。あるとしたら何カ所あり、その料金はどれくらいの額になるのかお教えしていただきたいと思います。

これで2回目の質問を終わります。

- ○議長(佐々木慶和君) 野呂教育部長。
- ○教育委員会部長(野呂金弘君) それでは、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

何点かございまして、ちょっと私のほう、メモし忘れているところもあろうかと思いますけれど も、よろしくお願いいたします。

まず、工法変更の関係でございます。議員ご指摘のとおり、当初は床を撤去して土を入れたグラウンド化を想定していたわけでございます。それに伴う経費を調整、計算したところ、1,000万ちょっとの予算では施工困難ということから、26年度の予算で2,235万3,000円を予算計上したところでございます。その後、県民局との協議等を経まして、スラブを撤去し、土を入れることについては体育館の強度にも影響するということがございまして、最終的には人工芝工法に変更したということでございます。その中で、ステージの部分についても撤去されずに現状のステージの状況となっているわけですけれども、そこの部分についても現在の体育館の建物の構造上、ステージがあるわけですけれども、その下が倉庫になっているのです。半地下のような形で倉庫になっているわけでございます。それらをまた改修して土を入れるとなると、また同じような建物の耐久性に影響するということから現状の形に、アリーナ部分だけに人工芝を敷設したということになったわけでございます。

それから、予算額についてのご質問もございました。設計監理料につきましては、予算枠は172万8,000円、これを予算計上したところでございます。実際の実績額としては、契約額は142万5,600円、残額として30万2,000円ほど生じたということになります。

次に、工事費についてであります。総額は2,235万3,000円、契約額は2,140万5,600円ということ

で、これを差し引きいたしますと94万ほど残額が生じたということになるわけでございます。

それから、電球保護の関係のご質問もございました。私も現状を確認いたしまして、照明灯の下部には十字型というか、クロスでもってボールが入らないような構造にはなっておりますけれども、実際小さいボールは入らないかとなりますと、そこまでは絶対あり得ませんというふうには私はちょっと断言はしかねます。ただ、今の現状では直接真下から真上へ、照明灯へ向かって衝突したというような経緯はございませんので、その辺は今後も活用の方法、それから利用度などをまた検討した上で、また意見があれば、順次それは修正していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 山口総務部長。
- ○総務部長(山口修一君) それでは、私のほうから佐藤議員の2回目の質問にお答えいたします。 市の指定管理施設の改修や修繕につきましては、議員ご指摘のとおり、つがる市指定管理者制度 運用基本方針、それでもって年間30万円を基本として指定管理者が修繕するということになってお ります。この30万円でございますけれども、基準は施設の大小や修繕の内容等もそれぞれあるわけ でございまして、全施設にそれが統一するというものではなく、あくまでも基準として設置してい るというようなものでございます。それから、大規模改修、修繕等につきましては、平成23年度の きめ細かな交付金等によりまして整備が大分終了しております。そのため、この一、二年では1件

それから、ご質問の今後の大規模修繕等の計画につきましては、平成27年度の当初予算では想定しておりませんけれども、市全体として見た場合、かなり老朽化した施設もございます。それらの施設につきまして、これからは検証しながら延命化するのか、そしてまた統廃合するのか、民営化するのかなども検討を進めていかなければならないというふうに考えてございます。

当たりの大きな改修、修繕はない状態になってきておるということでございます。

それから次に、指定管理施設でテナント料として使用料を徴収している施設はあるのかというご質問でございます。つがる地球村とつがる市道の駅アーストップ、それからつがる市ふるさと創生物産広場の3施設でテナント料を徴収しております。使用料につきましては、各施設ごとの設置条例で定められておりますが、1年間のテナント料と、そして光熱費を合わせた金額としましては、つがる地球村でおよそ600万円、道の駅アーストップでおよそ1,700万円、ふるさと創生物産広場ではおよそ270万円というふうになっております。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 佐藤議員。
- ○7番(佐藤孝志君) 7番佐藤です。それでは、3回目の質問に入りたいと思います。

改修の内容について、先ほど野呂部長のほうから2度説明をいただいたのですが、私としては納 得はしていないわけです。最初から床を外し、芝を張る予定で見積もりした設計監理委託料であり、 修繕費の予算であったと思っています。できてしまったものはしようがない。なぜ、どこかでそういう旨の説明をいただけなかったのかなと、まず。この経緯とか経過については、先ほどから何度も言いましたけれども、どこかで相談をしていただければ、何かまたよい手だてがあったものではないかなと思います。非常に残念であります。野呂部長の答弁で、要するに予算が、最初の計画どおりの予算が確保し得なかったということで私は理解をします。

今話、やりとりしていて気がついたのですが、できたものは教育委員会に行きますけれども、その前は管財課ですか、財政部のほうの、管財課のほうの管轄なので、予算を教育委員会で請求しても管財課のほうでつけなければ、教育委員会で予定したものができていかないと、そうなのかなと今理解しました。

そこで、倉光部長と野呂部長にもう一回お伺いしますが、両人ともこの経緯、経過については理解しているわけですから、なぜそれに必要な予算、配慮をしていただけなかったのか、この点について1人ずつに答弁をしていただきたいと、このように思います。

それから、1回目の部長の答弁の中に出ていました小梁とスラブを撤去すれば、土の重量等計算をすると建物強度、耐久度に影響する云々とありました。私は、建築屋でないので建物の構造とかはわかりませんので聞いてきました。小梁というのは、基礎部分の突っ張りのようなもので、地中の中にあり、今回のような改修工事では土の強度を確保するために撤去するべきでないものと、そういうお話でありました。そこのところもひとつお伺いしたいと思います。

それと、スラブの件でありますが、スラブは建設用語で床という意味だそうです。これには、コンクリートスラブと床スラブの2種類あると伺ってきました。今回のこのケースのスラブは、体育館の床を多分指しているのだろうと思います。したがって、外しても基礎に乗っているので強度や耐久性には特に問題ないとある方から伺ってきました。したがって、先ほどまでの答弁の内容について、私はなかなか理解しがたいのであります。この2点について、もう一度お願いしたいと思います。

工事の金額については、先ほど説明いただいたのでここは省きますが、指定管理の関係で3回目の質問に入ります。指定管理者制度の専門書、手引というか、物の本には、一般的なその意義と問題点について語っている文言があります。まず、意義についてでありますが、1点目、利用時間の延長など施設運営面のサービス向上による利用者の利便性の向上、2点目として管理運営経費の削減による施設を所有する地方公共団体の負担の軽減と2点、意義について挙げられています。また、注意点については、その項目も非常に多いので、時間の関係もありますので1点のみ紹介し、ほかは省きますが、というのはこうです。地方公共団体が出資者となる第三セクターなどが指定管理者となり、指定管理料以外の費用を地方公共団体が負担していることがある。この場合、財政支出の項目が2種類以上になるため、実際に当該施設の運営に対して地方公共団体がどれくらいの経費を負担しているか、極めてわかりにくいと、こういう指摘があります。当市については、第三セクタ

一は存在するかどうかわかりませんが、このことについてはまた後で聞きますが、当市も合併して10年、 年々施設の指定管理もふえ、27年度は26施設と理解しております。この管理運営費の負担軽減に努 めているところでありますが、しかし指定管理料は年々ふえ、27年度は先ほども触れましたが、昨 年比472万円増の1億7,785万円で、これまでの年度別の大規模改修費を合わせると毎年2億円は優 に超える額面になっております。

そこで、今後の参考までに1つ伺いますが、この61施設が指定されていないとしたらどのくらいの差額が生じるのか、対比、比較できる範囲で結構ですのでお知らせしていただきたいと思います。 それでは、指定管理の新しい方法、私の考えについて提案させていただきたいと思います。 市内には、社会福祉法人、社会福祉協議会、つがるにしきた農協、社団法人や企業、会社もたくさんあるわけです。 もしかしたら、少し乱暴な言葉かもわかりませんが、しかしどこかから突破口を見出さないとと思い、提案をさせていただきます。 今指定管理を受けている事業所を優先的に、その施設を買い上げていただく、あるいは無償で贈与、もらっていただく方法、何らかの形で市の手元から民間に離すということで、体育施設以外は民営化してはどうかと私は考えています。 合併後10年、交付金の合併算定がえの特例措置も終了し、今後の財政事情等を考えたとき、真剣に考えていかなければならない課題ではないかと考えています。それと、これに向けた専門の審議委員会を設置し、協議し、そういう形に持っていってほしい。

そこで、総務部長に民営化についてと、それに向けた審議委員会設置をどうお考えかお伺いをしたいと思います。

それでは、最後の最後になりますが、指定管理者制度の意義と注意点の中で、第三セクターのほうに先ほど少し触れましたので、ここで長谷川監査委員にお聞きしますが、先ほど総務部長の2回目の答弁で指定管理施設、テナント料を徴収している施設は3施設、その金額については今ここで省きますが、第三セクターの指摘事項について、つがる市の場合、そのセクターが存在するかどうかわかりませんが、テナント料と指定管理料を徴収していることから、2種類以上にわたるため、監査に立ち会いし、この類いの事例というか、指摘されたことがあるかどうかお伺いをして私の質問を終わります。

- ○議長(佐々木慶和君) 野呂教育部長。
- ○教育委員会部長(野呂金弘君) 佐藤議員の3回目のご質問にお答えいたします。

再三にわたって工法変更についてのご質問でございます。当初の改修工法といたしましては、床を撤去して土を入れるということは可能ではないかということで私も認識してございました。しかしながら、専門家の意見をお聞きいたしますと、床を撤去したことによる建物への影響が懸念されるということから、今回工法の変更に至ったわけであります。土の重量というものもばかにできないものでありまして、その重さを計算するとなると現在の建物のスラブでは持ちこたえられない可能性が大であるという指摘を県民局のほうから受けたところであります。それを可能にするために

新たに補強工事を実施するとなると、当初予定した2,200万ですか、その経費ではおさまらないということになるわけでございます。やはり建物は、新しく建てる場合の設計と、それから既存の建物を改修して、いわゆるリフォームでありますけれども、その工法とはおのずと設計の中身が変わってくるものと私改めて理解したところでございます。

それから、現在繁田の屋内運動場は、議員ご指摘のとおり1月から利用を開放しているわけでございますけれども、人工芝ではございますけれども、その利用度は非常に高うございます。毎週土日、祝日と使われている状況でございまして、利用者の方からも十分有効に活用させていただいているというふうな声も聞こえてきているところでございます。今後は、利用者の声もまた反映させながら、よりスポーツ振興に貢献できるように施設担当課として配慮していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 山口総務部長。
- ○総務部長(山口修一君) それでは、佐藤議員の3回目の質問にお答えをいたします。

監査の答弁も求められておりますが、関連がありますので私のほうから先に答弁させていただきます。先ほど議員から指定管理者制度のあり方についてご説明がございました。施設のサービス向上による利用者の利便性と管理運営経費の削減ということでございました。まさにこの2つが指定管理者制度導入の目的であると私も認識しております。指定管理者制度導入施設61施設において、指定管理されていないとしたらどれくらいの差額が生ずるのかというご質問でございます。一つの例としてでございます。例えば平成25年度から牛潟公民館が指定管理されておりますが、指定管理者の実績では人件費がおよそ300万円ほどかかっております。指定管理以前は、そこに市の職員が1名配置されておりましたので、単純に平均の給料ではおよそ400万円と、比較しても100万円の差がそこにあるわけでございます。仮に市直営とした場合、各施設の管理者ということで、市の職員や臨時職員の配置が必要になってまいります。そのため、人件費の増ということは考えられるというふうに思います。個々の施設に何人の職員配置が必要かと、また勤務時間等の積算ができませんので、全施設の具体的な数値はお答えできませんが、直営した場合には確実に経費としては増額になるだろうというふうに考えられます。

次に、市の第三セクターについてのご質問ですが、つがる地球村株式会社と社団法人屏風山野菜振興会、これが第三セクターとして位置づけられ、また指定管理者として関係する施設を運営しております。施設の民営化と、これを検討する審議会の設置についてのご質問がございました。公共施設の管理につきましては、国から公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定するよう現段階で要請されているところでございます。この計画では、公共施設全般について、老朽化による維持補修費や人口減少による利用者数の状況などを勘案して公共施設の更新や統廃合、解体や延命化、そして議員ご指摘の民営化や指定管理者制度の管理体制も含めて検討していくこととなります。そ

の検討において、地域の方々のご意見も参考としながら計画を進めていかなければならないという ふうに考えております。議員ご提案の民営化についても審議会についても今後設置するかどうか、 その中で検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

以上であります。

- ○議長(佐々木慶和君) 倉光財政部長。
- ○財政部長(倉光弘昭君) 佐藤議員の3回目の質問の中で、再三再四予算化の経緯と、あと管財課のかかわりについてご指摘ありました。そのことについてご答弁申し上げます。

予算化については、当初の概算事業費では1,000万、頭ちょっと出るぐらいということでございましたけれども、管財課としては発注するまで、完成するまでは普通財産ですけれども、発注後は、完成後は教育課に移るということは既定の事実で、当然予算化については総務管理費の財産管理費の中に予算を盛っております。その予算を教育委員会のほうが使うという形になっています。その予算化についての経緯ですけれども、議員からご指摘のあった管財課のほうで厳しい査定をしたのではないかというふうなご指摘ですけれども、これについては請願が上がって、請願の処理についても回答すると、やるのだという方向で来ていましたので、その途中で再三スラブの話が出ていましたけれども、私の記憶では地中梁がもたないと。地下のほうにもはりがあるのですけれども、それに全部床を取って土を入れて、上からの加重でそのスラブが、地中ばりが折れると、この問題については対処のしようがないというふうに考えました、その当時。それで、仮に2,000万の増額の予算になっても2,200万ですか、それでも人工芝にして、その間にゴムチップを入れると、ほぼ自然の土と同じ感触になるということでならこの事業ができるということなので、予算の査定の中では一切減ずることなく満額で査定したつもりでございます。

以上、その予算化と管財課のかかわりは以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 長谷川監査委員。
- ○監査委員(長谷川勝則君) 私のほうからは、第三セクターにおけるテナント料と、それから指定 管理料について簡単に説明したいと思います。

まず最初に、指定管理施設の監査方法について簡単に説明いたしますと、私ども監査に出向く前に担当課から、まず設置条例、それから運営状況の説明を求めます。それに対して、今度は委託に対する仕様書がございます。市のほうから、この施設についてはこういう条件でやってくださいという仕様書がございますので、それをまず確認いたします。そして、今質問にあったテナント料等の利用料の取り扱いについて文言が明記してありますので、基本協定、複数年数をほとんどしていますので、基本協定をまず確認いたします。そして次に、指定管理料を今度明記してある年度協定、この3つの分を全部私も確認、説明を求めながらさらに確認して監査に臨むわけです。また、さらに実績報告による利用状況、それから収支決算書、これも精査しながら現地の監査に出向いて監査いたします。

次が質問の中のテナント料と指定管理料、これは協定書を締結する際に計画書と、それから見積書、予算書なのですが、それをまとめるようになってございます。それも私どもは精査しまして、今話ししたテナント料、それから指定管理料の関係で、まずその施設を管理するのに総経費幾らかかるか、そしてその中からテナント料を省いた分で指定管理料をちゃんと設定しているか、その差額分ではないのですけれども、それらのものをきちんと精査して設定して協定書を結んでいるかということでの監査を常に行ってございます。今回の質問の中で、それには問題ないのかなということでございますが、今るる話ししましたように、現在のところ特段問題はないと、そう認識しております。さらに、過去にそういう事例がなかったのかなということですが、テナント料については過去にそういう事例はありませんでした。

以上です。

○議長(佐々木慶和君) 以上で佐藤孝志議員の質問を終わります。

## ◇ 佐々木 直 光 君

○議長(佐々木慶和君) 第4席、13番、佐々木直光議員の質問を許します。 佐々木直光議員。

## [13番 佐々木直光君登壇]

○13番(佐々木直光君) 第4席の13番、五和会の佐々木直光でございます。通告順に従いまして質問させていただきます。

まず、農業政策について。1点目は、今後のつがる市の農業の活性化について、広く意見を募る場をつくる考えがないかということで伺います。農業の厳しさが常態化している中で、昨今の米価下落に伴う影響は、この地域にとっても非常に大きなものがあります。市としてもいち早く対策をとりましたが、今後も農家にとって大変であることは変わらないだろうと思っております。

そこで、農業の活性化について、いろいろな協議会や会議がありますけれども、ここでもう一度 つがる市の農業について、学識経験者や農業関係の代表者、あるいは頑張っている農家の方々の意見と同時に、いろいろな方々から広く意見を出し合ってもらうということも必要だと思っております。それは、例えば学生であったり、あるいは農業に関係のない職場の人なり農業に無縁な人などにも意見を聞く機会を設けるなど、たくさんの方々から意見を出し合ってもらうことにより、その中からつがる市の農業の活性化についての新しいアイデアが見つかる可能性があるかもしれませんと私は思っております。

2点目でございます。農業機械施設導入事業補助金について伺いたいと思います。この補助事業、 国や県のほかの補助事業から漏れた方のための市の単独の補助事業でありますけれども、まずは26年 度の申し込み件数と実績についてどのような状況か伺いたいと思います。

それから、3点目です。新聞等いろんな面で皆さんご存じと思いますけれども、いよいよ青森県

としても待ちに待った参考品種ですが、食味ランキング特Aを取得した水稲の品種が出ました。この青天の霹靂のつがる市内の栽培農家戸数と栽培面積はどのくらいあるのか。また、これに伴ってつがる市としてどのような取り組みを考えているのか伺いたいと思います。

次に、つがる市民総合体育館の建設について伺いたいと思います。平成25年第4回の定例会の一般質問で、平川議員からもこのことについて質問が出ております。その答弁の中で、総合体育館の整備について検討を進めてまいりたいというふうな答弁があります。木造公民館も廃止になり、木造地区には大きな体育館もございません。つがる市の中心にふさわしい総合体育館の建設を早急に進めるべきと思いますが、この計画にといいましょうか、建設について、どの辺まで、どの程度まで進んでいるのか伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長(佐々木慶和君) 答弁を求めます。福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長(福島弘芳君) 佐々木議員の質問にお答えいたしたいと思います。

当市の農業の活性化につきましては、ブランド推進会議、地域農業再生協議会、担い手育成総合支援協議会、認定農業者協議会及び6次産業化を目指す食産業ネットワークなど施策ごとに協議会を組織し、意見、集約を図っているところであります。各協議会の構成といたしましては、県や農業団体、担い手農家や加工グループなど農業関係の代表者がメンバーとなっております。皆様の意見を反映しながら農業施策に取り組んでいるところであります。また、広く意見を募るとして、各地区で開催している人・農地プラン、座談会などを活用し、農業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

また、学生、あるいはまた農業でない人も交えて、そういう活性化につながることはないかというようなことのご発言でございますけれども、これもあわせて何かの機会あるごとにそういうこともしていってもいいのではないかというふうに思っております。

あとほかについては、担当部のほうから。

- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) 佐々木直光議員の農業政策の第2点目の質問に対してお答えいたします。 農業機械施設導入補助事業について、26年度の申し込み件数と実績についてということでございます。農業機械施設導入事業につきましては、ハード事業とソフト事業がございます。ハード事業につきましては、5戸以上で構成された組織が共同利用するための機械、施設を導入する場合、経費の4分の1以内、上限を100万円として補助するものであります。ハード事業の平成26年度の実績については、6団体より導入申請があり、補助金ベースで341万5,000円交付しております。

次に、ソフト事業は農業者20戸以上で構成された組織が行う組織活動費の2分の1以内、上限で15万

円を農業者5戸以上で構成された組織が行う農業に関する資格、免許取得費の2分の1以内、上限20万円を補助するものであります。ソフト事業の平成26年度実績については、3団体より申請がありまして、補助金ベースで39万9,000円の交付となっております。

それから、3点目のご質問でございます。3点目のご質問につきましては、食味ランキング特Aを取得した青天の霹靂のつがる市内の栽培農家数と栽培面積ということでございます。青森米新品種として青天の霹靂は、2月19日に一般財団法人日本穀物検定協会による平成26年産米の食味ランキングにおいて、青森県初として特Aを取得したところでございます。これについて、平成27年度で県内約1,100~クタールを作付予定でしたが、先般の新聞等、県からの情報をいただきましたところ、550~クタールの作付が今のところ決まっているそうです。このうちつがる市内におきましては、ごしょつがる農協が36人で約34~クタール、それからつがるにしきた農協では41人で約34~クタールの作付予定でございます。合計にいたしますと77名で約68~クタールの作付が予定されております。

青天の霹靂は、青森県と生産者団体、消費者団体等で構成しますあおもり米「青天の霹靂」ブランド化推進協議会が良食味、高品質の生産から出荷までを適正に管理することになっており、市で生産された青天の霹靂は全農が一元化し、販売することになっております。このように、平成27年産の、今は県が中心に進めていくことになっておりますので、つがる市としてはこれらの動向を見ながら市としてできることを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 野呂教育部長。
- ○教育委員会部長(野呂金弘君) 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

総合体育館の建設についてのご質問でございます。計画がどの程度進んでいるかとのご指摘でございますけれども、総合体育館の整備につきましてはスポーツ推進審議会の答申内容も踏まえまして、教育委員会としてはスポーツ推進計画の中に掲載しております。また、その実現を図っていくべきと考えているところでございます。現在は、事務レベルでの検討段階でございます。建設に当たっての事業の規模、例えば敷地の面積でありますとか建物の面積、あるいはまた施設の内容、これらをどうするかを想定しているところでございます。また、財源確保に向けて国の補助金、交付金をどういうふうに活用していけるか、そういう手だてについても検討しているところでございます。

また、28年度からスタートいたします第2次総合計画の中に当然見込む必要があるかと思っております。また、これについては総合計画だけではなくて財政運営計画等も含めてでございます。現時点では、整備を図っていく上でいろいろクリアしなければならない法令や法規制への対応、例えば建設するに当たっての敷地の問題でいけば、ある程度まとまった用地をどういうふうに確保するべきか、あるいはまたその場所が農業振興地域の敷地であれば、それからまた除外する手続等もま

た必要になってくるわけでございます。

さらに、先ほど申し上げているとおり、有利な財源確保策、補助制度でつがる市にとってどれが 一番有利な制度になり得るのか、その辺を関係部局との協議も進めながら調整した上で進めてまい りたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 佐々木直光議員。
- ○13番(佐々木直光君) まず1点目は、広く意見を募る場をつくるべきではないかということで質問しました。いろいろ各協議会、その必要に応じてといいましょうか、あるのですけれども、何か一番頂点の上で、一番上でこのつがる市の農業をどうするのかということの場がないのではないかなと、そういうふうに私考えるわけです。

それと、もう一つは各協議会、いろいろありますけれども、それが果たして横のつながりとか十分に協議しながら、それがつがる市全体の農業として果たしてうまく生かされているのかというふうな点について、私ちょっと疑問に思うわけですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) 2回目の質問なのですけれども、確かに実際さまざまな協議会がございます。それぞれの皆さんの意見、集約しているのは事務局である農林水産課であり、経済部になっております。ただ、実際その協議会での発言、それからアイデアとかというのはなかなか出てこないのがまず今のところの現状であります。ですので、先ほど市長よりも答弁ございましたが、学生とかさまざまな人たちも視野に入れて、今後どういうふうにそういう意見を聞く場を設けるか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 佐々木直光議員。
- ○13番(佐々木直光君) 私も同感で、いろんな協議会がありますけれども、一番高い部分からのつがる市の農業をどうするのかという部分、それをまず一番先に、いろんなこう計画等あるのでしょうけれども、具体的なものがなかなか見えてこないということだと私は思っておりますので、その辺について広く意見を聞きながら、いろんな方の意見を参考にして農業の活性化につなげられるような会議をといいましょうか、意見の場をつくっていただきたい、こう思います。

次に、農業機械の補助事業について伺います。予算、たしかこれ400万というふうにあるのですけれども、その割に実績が少ないというふうに私思っております。というのは、これが、対象が5戸以上の共同といいましょうか、集団に対しての補助事業ということが私は一番ネックになっているのかなと、こう思っております。政府の国の補助事業あたりを見ても、やはり第1番に共同、何戸以上の共同であるとか受委託もやらなければだめだとか、そういうふうな条件になっているわけです。このつがる市を見た場合、では本当にそういう共同事業、共同で農家をやっている方々が何人

いるのかというふうになれば、本当に少ないのではないかなと。リンゴのスプレーヤー等は、かなり共同で使用しているようですけれども、水稲、稲作あたり、あるいは畑作あたりは個人が機械を持って営農しているというのが大きいのではないかなと、こう思っております。確かにコストのことが一番最初に頭には浮かんできますし、それが行政のほうとしてもコスト低減、コスト低減ということでうたわれていますけれども、でもそれを個人でもそれ相応の営農をしている方々がつがる市はいっぱいいるのだろうと思います。その辺から言えば、市の補助事業の基準をといいましょうか、規則を、確かに共同の事業で申し込んだ方は一番上に置いておいたとしても、個人でもそれ相応の資格のある方には補助対象にしていただくというふうにしてもよろしいのではないかな、私こう思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) 2回目のご質問にお答えしたいと思います。

ただ、この事業につきましては基金を創設しております。それから、毎年400万ずつ、まず取り崩して使っているわけですけれども、本事業、その基金の目的そのものは農業用機械施設を支援し、健全な農業の機械の共同利用、それから農業振興を図るため、それこそ経営のコスト軽減というのを前面に押し出して出発した事業でございます。そこら辺を何とかご理解いただきたいと思います。

- ○議長(佐々木慶和君) 佐々木議員。
- ○13番(佐々木直光君) この事業、5戸以上ということで、何か話聞けば、実際無理して5戸で届け出るという部分もあると、こう聞いております。それに、せっかく400万の予算が足りないというぐらい申し込みが少ないのは5戸以上の共同ということだろうと思います。確かに理念、基金を設けた理念といいましょうか、理想は確かにそうなのですけれども、つがる市の農業の実態に果たして合っているのかなというふうに私、常々この事業に関しては疑問を持っているわけです。ですから、もう少し、先ほど言いましたようにもうちょっとハードルを下げて何とかお願いしたいものだ、こう思っておりますけれども、部長、もう一度その辺お願いします。
- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) 確かにそういう声も聞こえてはいます。ただ、それは厳密に審査いたしまして、そういう集団、5戸以上の集団だということで処理はしております。ハードルを下げるというのも、そもそもこういう事業を仕組んだのは、基本的に県、国の補助対象とならない施設、機械ということで決めております。既存の施設、補助事業としまして経営体育成事業とかさまざまな事業がございます。そういう個人の農家につきましては、そちらのほうの事業を活用していただきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 佐々木議員。
- ○13番(佐々木直光君) 余り私の希望した答弁を部長からもらうことはできませんでしたけれども、

何とかもう一回、申し込みがあり余って審査が大変というぐらいの少しハードルを下げて申し込み の増加を図ってもらえればと、こう思いますので、何とかよろしくお願いします。

次に、今話題になっております青天の霹靂の件でございます。確かにこれは、収穫したものは一応全農に入れて納めるというふうにはなっております。例えばこのできた米を試食販売等できないものかということで、ちょっとことし難しいのかなという部分はあるのだろうと思います。実は、ちょっと県に、県の担当者にこの辺のことについて聞いたわけです。まだ試食販売や品評会、いろんなことありますけれども、まだ不確定な部分もかなりあるのだというふうに私聞いておりますので、もしそれができるのであれば、やはり市としても食味の品評会なり、あるいは試食販売などのPRを積極的に進めてもらいたいと。つがる市にもこういうおいしい米ができるのだよというふうなことをPR、事あるごとに、あるいはトップセールスの中で進めてもらいたい、こう思っているわけですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) 私たちも県といろいろ、では協議いたしまして、一応そういう試食とかができるのであれば、それに対応したいと思います。

ただ、それ以前の話としましては、皆さん青天の霹靂を今年度からつくるわけです。それぞれ皆さん、さまざまなマニュアルがあって、そのとおりつくりなさいというふうに話にはなっていますけれども、先にそういう技術の方への平準化というのですか、そういうのを進めてまいりたいと思っています。今現在、先ほど機械の関係と同じでソフト事業がございました。でき得ればそういうのを活用していただいて、それこそ皆さん、作付者もこういう平準化を図っていただきたいというふうに各農協に対して周知してまいりたいと思っております。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 佐々木議員。
- ○13番(佐々木直光君) 作付面積が意外に少なくて、およそ予想したものの半分ということです。 農家の方に話を聞けば、やはり慎重論がたくさんございまして、果たして、今県が考えているのは およそ9俵、ではそれをどのぐらいで売れるのかという部分で、かなり農家としても不安、それか ら様子見というのがかなりあるのだろうと、こう思っております。その辺では、何とか市としても 力を入れて、この米はいい品質であれば高く売れるのだよというぐらいの実績をつくってほしいな と思っております。例えばこれについて、青天の霹靂について具体的な助成とか、そういうふうな ことについては、まだ市としては考えていないのですか。
- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) 現在では、当初予算においてはまだ考えておりません。今後検討しなが ら対応してまいりたいと思っております。
- ○議長(佐々木慶和君) 佐々木議員。

- ○13番(佐々木直光君) それから、ちょっとこの関連といいましょうか、市長にちょっと伺いたいと思います、市の意見ということで。農協のことですので、ちょっと都合悪いといえば答えてもらわなくて結構ですけれども、先ほど長谷川榮子議員からも出ましたブランド化のことでございます。先ほどのごしょつがるのメロンの選果機が、あらかたがごしょつがるの農協の組合員が使っていて、にしきた農協の組合員はほとんど利用されていないということなど、市として農業を進める上で、大きなネックの一つは、このつがる市に農協が2つあるということが大きな問題ではないのかなと、こう思っております。市としても2つの農協があって、それぞれ事業方針といいましょうか、経営方針といいましょうか、違うのだろうと思いますけれども、逆に市としては農業に対する施策といいましょうか、補助事業、その他ひっくるめて非常にやる部分で難しい部分があるのだろうと、こう思っております。その辺で、例えば市長として農協がつがる市に2つあるということでどうお考えか、もしよければお願いしたいと思います。
- ○議長(佐々木慶和君) 福島市長。
- ○市長(福島弘芳君) 確かに農協2つありまして、それぞれまた特色の違った経営方針や何かはありますけれども、少なくともメロンの選果機、あるいはまたにしきたのリンゴの選果機ですね、選果を、選果機を使う場合、お互いに利用しなさいというふうなことはしょっちゅう申し上げております。

いずれにいたしましても、農協1つであれば、一番これはいいも悪いもやりやすいと思いますけれども、2つありますので、2つの農協の考え方、あるいはそれなども話しして協力するところは協力していただきませんと、農家の方たちもまた大変だと思いますので、農業の振興、それらにつきましては両農協さんに特に協力を求めていきたいというふうに思います。

- ○議長(佐々木慶和君) 佐々木議員。
- ○13番(佐々木直光君) それでは次、最後のほうになりまして、総合体育館の建設ということで伺いたいと思います。

市民としては、早急に大きい体育館が欲しいという人がかなりいるのだろうと思います。でも、各旧村には体育館がありますけれども、肝心の木造の中心地、中心となる、核となる総合体育館がないということは、つがる市にとってもいろんな面で大変だろうと思うわけです。例えば生涯スポーツなり、あるいは公式の大会ですが、市民にプロのスポーツなりを、そういう大きい大会のスポーツの観戦とか、あるいはこのつがる市の食と産業まつりあたりでもあそこの松の館等でやっていますけれども、やはりちょっと狭いと。入り切らなくて、テントを張るとか、そういうふうなことで、本当に市民はそういう大きい体育館を待っているのだろうと、こう思っております。確かになかなかいろんな面で、敷地の問題や、それから資金の問題など、いろいろハードルが高いということでございますけれども、できる限り早く計画にのせて建設してもらいたいと、こう思うわけですけれども、見通しとしてどうなのでしょうか。

- ○議長(佐々木慶和君) 野呂教育部長。
- ○教育委員会部長(野呂金弘君) 佐々木議員のご質問についてです。

議員おっしゃるとおり、なるべく早急に建設してほしいという気持ちは十分理解しておりますし、教育委員会としても早急に整備を図ってまいりたいとは考えているところでございます。ただ、整備するに当たって大きな事業でございます。事業費も相当額予定されます。そういう意味からいきますと、財政状況を勘案しながら、国の補助金でありますとか交付金とか有利な制度を活用した上でないと、なかなかまた進捗が図っていけないものではないかというふうに理解しているところでございます。そういう意味から、委員会としては有利な財源をどのように確保するか、まずはこれももっと具体的に詳細を詰めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

かつては、社会体育施設の補助金という制度もございました。それから、社会教育施設の整備事業費という補助金もございましたが、10年ほど前にその事業は終了してございます。それにかわる補助制度としましては、文部科学省におきましては学校施設環境改善交付金という制度がございまして、この中に地域スポーツセンター、あるいはまた地域武道センター、こういう部分についての補助が可能ではないかと考えているところでございます。そのほか国土交通省の社会資本整備総合交付金事業、市においても建設部のほうでこういう事業を活用して事業を進めている経緯もございます。これらは、具体的な詳細を確認した上で、いろいろ条件がございますので、そういう部分については市にとって有利なものを選択していく必要があるかなというふうには考えているところでございます。ただ、国においては2020年ですか、東京オリンピックが開催されるということで、そちらの施設整備に予算が重点的に配分されるのではないかということも予想されるわけでございます。それからいきますと他のスポーツ施設の施設整備については、採択が若干難しくなっていくのかなということも心配しているところでございます。それらの動向も見きわめながら、少しずつ具体化させていければなというふうには今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 佐々木議員。
- ○13番(佐々木直光君) それこそ、まずはお金ということになるのだろうと思います、建設資金。 市としても、例えば話で聞きますのは公民館、あるいは縄文ミュージアムとか図書館、そういう話 がいろいろ出てきます。多分その中で一番建設費が高いのは、補助金と別個にして体育館だろうと 思われます。その規模によってまた違ってくるのだろうと思いますけれども、でも何か建設費の高 いものがだんだん後回しにされていくような感じがなきにしもあらずだと、私こう思っております ので、何とかこの辺、それこそお金の問題にも、財政の問題にもなりますけれども、市長、何とか いい答弁をお願いできないものでしょうか。
- ○議長(佐々木慶和君) 福島市長。
- ○市長(福島弘芳君) 体育館につきましては、総合体育館を含めた意味で、黒石の例を一回見たこ

とありますけれども、黒石のあの体育館、50億ぐらいかかっています。そういうことから、一番懸念しなければならないのは、やはり今補助金も限られて、前みたいな、少ないようですし、それからさまざまな面から見ても今言われましたようにオリンピックのほうにつぎ込まれると申しましょうか、そういうあれもあります。また、いつも言いますように合併の算定替えで交付金が不足になってきているのも事実でございますので、その辺も十分に吟味しながらこの計画を進めていきたいと。ただ、県民体育大会、全国の。それが青森県で開催されるということもありますので、できればそれまでに、その前までには何かいい方法がないものかなというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 佐々木議員。
- ○13番(佐々木直光君) なかなか難しいけれども、市長が努力していただけるということで、早急 に体育館の建設をお願いして私の質問を終わります。どうも。
- ○議長(佐々木慶和君) 以上で佐々木直光議員の質問を終わります。 ここで2時30分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時28分

○議長(佐々木慶和君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 平 川 豊 君

○議長(佐々木慶和君) 第5席、15番、平川豊議員の質問を許します。 平川議員。

〔15番 平川 豊君登壇〕

○15番(平川 豊君) 第5席を賜りました五和会の平川でございます。それでは、地方創生について質問いたします。

地方創生、大分したらどこが変わってどの辺まで質問したらいいのか、迷っているところでもあります。大分皆さんも疲れてきておりますので、後も、控えておりますので簡単に質問させていただきます。

地方創生が新聞等に掲載が目立つようになりました。この地方創生が国と地方の役割を明確にするために、地方関連法案が2014年12月21日に地方創生法が成立したわけでございます。今後のつがる市の計画というか、取り組みについてお聞きいたします。少子高齢化の進展、人口の減少に歯どめをかけるために、まち・ひと・しごとと創生にかかわる施策を総合的かつ計画的に実施するとあります。そして、また総合政策の中に努力義務、自助努力が必要とありますが、具体策に関する施策や議論、もろもろありますけれども、あるいはですが、観光など資源の活用、または地域資源を

活用した産業の振興策、そしてまた子育で支援、世代間の交流などの施策が問われるものと思われますが、これらの施策がよりよい成果を得られるかどうか、地方自治体がどれだけの主体性を発揮できるのかにかかっていると思います。

そこで、市長はこの地方創生、総合戦略の策定に自前の策定にするのか、それとも国と民間事業 も必要とするのかをお聞きいたします。

2点目の質問として、6次産業化について質問します。6次産業化法が23年3月1日に施行されていますが、今の3月で丸3年になります。6次産業とは、皆さんも知ってのとおり、農林漁業者による1次産業、生産、2次産業、加工、3次産業、流通、販売の一体化、農業の2次、3次産業の融合により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験、知識に至る資源、これらの取り組みにより、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子供が農山漁村に定住できる地域社会に構築するものとあるわけであります。

つがる市においては、昨年は米農家の米価が非常に大きく下落したわけでございます。大変所得が落ち込んで疲弊しておるわけでございますが、つがる市としてはもろもろの農業振興に力を入れてきたものと思いますけれども、農家の所得向上を図るためと地域の資源を生かすためにも地産地消の促進を図るために総合的に推進して所得向上につながればと思います。

これを聞いていいのかどうか、ちょっと戸惑っておりますけれども、ちなみに隣の五所川原市においては、25年の6次産業化に7,200万ほど予算を組んでおりました。我がつがる市においては、昨年は927万9,000円の補正で組まれています。これは大分少ないなと思ってございます。そして、また今年度のつがる市の当初予算の額を見ますと、たったの5,000円よりついておりません。これはどういう意味なのか、中身をお聞きいたしたいと思います。

また、6次産業の方向性と今後の取り組みについて、さらに深く市長にお伺いいたします。

3点目のつがる市のシンボルでありますつが一るちゃんの看板についてお尋ねします。私は、以前に議会において、つが一るちゃんの看板のことで一般質問いたしました。市長からよりよい返答もいただいたわけでございますけれども、その後の看板の建設場所、そしてその計画がどのように進行いたしておるのか、市長にお伺いいたしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長(佐々木慶和君) 答弁を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長(福島弘芳君) 平川議員の質問にお答えしたいと思います。

第1点目の地方創生の答弁でありますけれども、人口の急減、少子高齢化という我が国が直面する大きな課題に対しまして、各地域がそれぞれの特徴を生かしながら、自律的で持続的な社会を創

生するということを目指すために、平成26年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略というのが閣議決定されたわけであります。現在まで国及び県より制度周知や市町村が取り組むべき指針が示されたところであります。今般緊急的取り組みとして2種類の交付金額が内示されており、1つ目が地域消費喚起・生活支援型交付金でありまして、経済対策として交付されるものであります。そして、2つ目が地方創生先行型交付金でありまして、地方の実情に応じて地方創生のために先行的に取り組む各種施策に対して交付されます。

今後の取り組みといたしましては、平成27年度中に2060年、平成72年までの人口動向を分析した 人口ビジョン及び今後5カ年の地方創生に関する施策や基本的な方向性を提示するつがる市版総合 戦略、これを策定し、それに沿った形で少子化対策、あるいはまた6次産業化、観光振興の各種事 業を展開し、活力ある住みよいまちづくりを進めてまいります。

なお、関連経費につきましては今回の補正予算に計上するとともに、総合戦略策定の特命組織と して新年度より地方創生対策室、これを設置して喫緊の課題に取り組むこととしてございます。

第2点目の農業問題につきましては、6次産業化につきましては市内の6次産業化に関心のある1、2、3次産業者から成るつがる市食産業ネットワーク、これを平成26年度に設立し、現在24団体が会員として商品開発のためのノウハウ、デザイン研修等を行っているところであります。先般木造環境改善センターにおきまして、今年度の新商品の試食評価会を行ったところであります。当該ネットワーク活動は、市食産業ネットワーク未来プロジェクト事業、これを3カ年張りつけ、6次産業化分野に幅広い人脈を有している専門業者に業務委託をし、活動しているところでございます。6次産業化を目指す方々は、まず会員となり、取り組みの考えを伝えていただきたいと考えます。27年度においても、引き続き商品開発やデザインのアドバイスについては専門的なコンサルタントやデザイナーを派遣し、必要機械などについては各地区の加工センター等を活用しながら進め、ネットワーク会員等の意見、要望等を考慮しながら、6次産業化を行う施設等の設置について検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、質問の3点目でございますけれども、つが一るちゃんの看板の件であります。看板についてですが、以前議員からご要望ありました津軽自動車道の五所川原西バイパス、つがる柏インター出口付近に設置を計画中であります。時期としましては、平成27年度予算において設計業務、あるいはまた設置工事の発注を予定しており、完成時期としては秋口までを目標とし、一日も早い完成を目指すものであります。設置する看板の内容につきましては、今後の設計業務の中で詳細にデザイン等を詰めていく予定でございますけれども、市のマスコットキャラクターつが一るちゃんを前面に出し、つがるブランド認定農産物等を用いて、つがる市の魅力を県内外の皆さんにPRできるような看板の設置を現在計画しております。

あと足りない部分は、担当部のほうから説明させます。

○議長(佐々木慶和君) 山口総務部長。

- ○総務部長(山口修一君) 議員から質問のあった総合戦略策定は自前で策定するのかというふうに ご質問がございました。これにつきましては、つがる市版の総合戦略を策定いたします。これは、 平成26年度の補正予算に、今回の補正予算に計上しております。地方創生先行型の交付金を活用して、実際つくるのは27年度になるということになりますが、やはり専門分野の内容を網羅しなければいけないという観点から委託をかけながら、先ほど市長が言いました新年度より地域創生対策室を設置して、それらが中心になって取り組んでいくということでございます。 以上です。
- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) 平川議員の質問で、予算の関係ですけれども、これは今回の3月補正に 地方創生の絡みで900万計上しております。それを全部繰り越すという形に、事業実施はそういうことになっておりますので、入れる細節の確保のために当初では5,000円という数字、役務費で5,000円という数字が出ております。ですので、そのまま移行すると、27年度に移行するという意味合いで ございます。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 平川議員。
- ○15番(平川 豊君) 地方創生について、色よい答弁ありがとうございます。経済の改革、地方の 実情に応じてということでございました。これをやっていこうということでございます。また、特 命、地方創生対策室を設けるということで、大変すばらしいなと、こう思っております。

2回目の質問、第1点目は、石破地方創生相は各自治体に競争原理を導入することが地方活性化に不可欠だとしております。結果として格差が生じることはやむを得ないとの認識を示しているそうであります。これは、某主任研究員が住民に対する警告と指摘したそうでありますけれども、つまり何もしなくても10年か20年で立ち行かなくなる自治体が出てくるものと見ていますが、結果的には自然淘汰になる可能性もあると見ています。

また、政府としては必要な公共事業はやるが、公共事業で多くの雇用と所得を確保したとしても 地方が活性化することはないと石破地方創生相が述べております。これは、よほどの発想、戦略を 持たなければ、今後市で対応する行政に大きな支障を来すのではと思います。それで、この地方創 生法とは、メリット、これ捉えるべきものなのか。また、市長はこの地方創生総合戦略をどのよう に評価しているのか、お聞きいたしたいと思います。

6次産業化の2点目の質問に入ります。加工商品の開発のための研究施設の充実についてお尋ねします。6次産業は、生産、加工、流通、販売等一体的に取り組まれているわけであります。農林水産物の付加価値の増加が農業農村事業に対する資源の有効活用、そして交流の拡大などを通じて農林水産業の創出、地域における働く場の確保など考えなければと思われます。そして、また事業にかかわるアドバイスというか、経営するために、認定事業に加わるための事業者、農家、この事

業に興味を持つ市民の方々に、特に加工についてはそれなりの研究、研修するための機材、人材、 例えば研究員などの配置するための施設を確保する考えはないか、市長にお伺いいたします。

3点目のつが一るちゃんの計画が順調に推移しておると聞いて安堵しておるところでございます。 津軽道も完成し、つがる市が誇るつがるブランドのつが一るちゃんがマスコットとして各方面で活躍しておるようでありますので、一日も早くつがる市のシンボルを看板で利用して8品目の宣伝効果ができればと願うものであります。つが一るちゃんについては終わります。

2回目の質問を終わります。

- ○議長(佐々木慶和君) 山口総務部長。
- ○総務部長(山口修一君) 地方創生をメリットと捉えているのかというご質問でございました。私どもは、これを大きなチャンスというふうに捉えております。今までの市としても、例えば少子化対策、高齢化対策、定住対策、そしてまた人口減少対策、これらは我が市にとっても非常に大きな問題であります。この地方創生を一つの起点として、これからつがる市がどうやっていけばいいかということを具体的に組める、そしてまたそれに対する支援があるということで、チャンスが来たというふうな捉え方で非常に前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、若干補足、新たな事業で補足しますけれども、交付金が2つ、今回国から来ております。1つは、地域消費喚起と生活支援であります。これが1億274万、緊急なものでございますが、つがる市では1万円の商品券に2,000円のプレミアをつけた商品券を発売したり、総額3億円を発売して、商工会が事業主体となりますけれども、市内の商店で活用していただく。そしてまた、もう一つは福祉商品券の支給というようなことで、65歳のお年寄りに1人5,000円の商品券を配付するというようなことで、地域創生の中で緊急的な経済対策も来ているということで、非常に地域の経済活性にもつながるものというふうに捉えております。

以上であります。

- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) 平川議員2回目の質問で、施設の加工ということですが、市長が先ほど答弁いたしましたように、27年度におきましては市食産業ネットワーク未来プロジェクト事業を活用しながら、この業者さんはそれこそ6次産業化に秀でた業者さんでございますので、そういう人たちに研究の肩がわりというか、そういう指導とかをしていただく予定でございます。

また、本来であれば、この組織に会員として入っていただくのが一番ですけれども、それができないという方につきましては、県にもABC相談会という、そういう6次産業の相談を受けるところがございます。そういうところを活用していただくよう、こちらからも指示とまでは言われないのですけれども、考えております。既存のその施設ですけれども、あくまでも一番初めから大きいものをつくっていくとかという考えは恐らく皆さんないと思います。そういう試験的な加工という手段としては、既存の各町村に、旧町村にあります加工センターを活用していただくということで

考えております。今年度というか、3月の補正で一応創生事業ということでもって来年度実施するのですけれども、一部の加工施設の整備等もなっていますので、そこら辺を活用していただきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 平川議員。
- ○15番(平川 豊君) 地方創生の3回目の質問をいたします。

メリット、チャンスと受けとめるということでございます。地方創生は、何を目指すのか、3つのポイントがあります。ポイント、基本方針を示しています。若い世代の就労、結婚、子育て支援、東京一極集中の是正、地域の特性に即した課題の解決、もろもろあるわけでございますけれども、具体的には何をするか、まだはっきりしていないところもあるわけでございますが、若者も高齢者も豊かな生活を送ることができる地域づくりに何が必要かを考えていかなければと思います。増田元総務大臣は都道府県別に見ますと自治体が、青森県、秋田県、島根県などの24の道県で半数以上の自治体が消滅するおそれがあるとあります。これは何とも穏やかでありません。2015年から5年間で取り組む、そういう人口減少対策、2020年の時点での目標の達成を見込んでいるわけでございます。総合戦略を策定し、地方自治体も努力義務を要するわけですので、もう取り組んでいるわけでございますけれども、つがる市の発展、活性化、住みよいまちづくりのためにさらなる検討をしていただければと思うわけでございます。第1点の質問はこれで終わります。

2点目の6次産業化でございますけれども、6次産業に取り組んでおる農林産業者のアンケートの結果が、メリットとして7割を超える回答者が所得の向上を挙げておるわけでございます。また、今後の経営展開についても拡大を目指している人が明らかになったとあります。今の3月2日の東奥日報に石破創生相がインタビューの中で、青森県は農林水産業の伸びる余地が相当あり、持っている潜在能力を最大限に伸ばしていけと指摘しております。どうか1次産業の振興策、地域活性化を図るために新たな雇用、農家や市民の地域内での終身雇用と所得を確保するとともに、活力ある地域社会の構築等を目指していただければと思います。市長の思いをお聞きしながら私の質問はこれで終わります。

- ○議長(佐々木慶和君) 福島市長。
- ○市長(福島弘芳君) この創生、あるいはまた6次産業の問題、当つがる市においても大きな課題と申しましょうか、影響はあるわけでございますけれども、いずれにいたしましても議員が言われるように、この6次産業化につきましては所得の向上、これ以外にないと思います。ですから、市民が一丸となって6次産業の研究をしていかなければならないし、また今現在24名の団体でございますけれども、やる気がある人はたくさんいると思いますので、この食産業ネットワーク未来プロジェクト事業、これに参加していただき、頑張っていただきたいというふうに思います。また、頑張るためには資金的な問題も出てくるだろうし、さまざまなことが予想されますけれども、それは

検討していって6次産業化の成功に結びつけていきたいというふうに思います。 以上です。

- ○15番(平川 豊君) 終わります。
- ○議長(佐々木慶和君) 以上で平川豊議員の質問を終わります。

## ◇ 松 橋 勝 利 君

○議長(佐々木慶和君) 第6席、18番、松橋勝利議員の質問を許します。 松橋議員。

#### 〔18番 松橋勝利君登壇〕

○18番(松橋勝利君) それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回は、第6席でございます。私の通告している問題は、学校統合問題についてであります。第 1点目としては、ここに書いておるとおり、つがる市のこれまでに統廃合したことによって生じた空き校舎の現状と管理状態、こういうことでありますが、私から言うまでもなく、今回車力地区においても小学校の統合がなされるわけでありまして、これは今年度、来年度、そして再来年度と、こうなっていくわけでありますが、ここでも今の古い校舎3校が空き校舎となるわけであり、そういう点でこの空き校舎をどのように管理していくのか、具体的に言えば。それをまず当局として考えていることがあれば、これをまず第1回目におっしゃっていただきたいと、こう思っております。次に、これも一緒になるのだけれども、今後の空き校舎の対応策はと、こう分けてはあるのだけれども、まあまあ一体みたいな感じで、どのように管理運営していくのかと、具体的に言えば。そういう議論をしてまいりたい、こう思っております。

3番目としては、私、これは言うまでもなく文部科学省の公立小あるいは中学校の統廃合に関する手引ということで新聞等にも出ておるわけでありまして、1学年1学級以下の小規模校について、速やかに統廃合の適否の検討を市町村に求めていると、こういう現状でありますので、1学年1学級以下の小規模校は我がつがる市では何校あるのか、こういうことであります。

そういうことで、まず1回目の質問を終わります。

- ○議長(佐々木慶和君) 答弁を求めます。野呂教育部長。
- ○教育委員会部長(野呂金弘君) それでは、松橋議員のご質問にお答えいたします。

学校統廃合の問題についてでございました。まず1点目でございます。これまで統廃合によって生じた空き校舎の現状と管理状態ということで、つがる市発足後、統合によりまして廃校となった学校は、老朽により解体したところもございますが、現在木造地区で10校、稲垣地区で2校というふうに記憶しております。現在の活用状況は、市で使用している施設は旧兼館、菰槌、それから繁田、それから館岡中の4校、それぞれ文化財収蔵庫、学童クラブ、あるいは屋内運動場、倉庫等で

利用している状況でございます。貸し付けは6校、売却したのは1校、未利用が1校ということで 把握しております。これらの施設管理につきましては、教育財産として利用しなくなった場合、財 政部に所管がえし、普通財産として一括管理をお願いしている状況でございます。

次に、2点目のご質問ですが、今後も学校統合によりまして廃校となる校舎は出てまいります。27年度は、稲垣西小学校、29年度ではご指摘のように車力地区の3小学校が廃校となる見込みでございます。今のところ活用策までは具体化されてはおりませんが、有効活用する手だてを検討していく必要があろうというふうには考えているところでございます。また、貸し付けする場合は国庫補助を受けておりますので、国の財産処分の制限期間、これらの規定もございます。その活用方法、あとは維持管理経費の費用負担など、詳細をまた詰めていく必要もあるのではないかというふうには認識しております。

次に、3点目の文科省の手引に関してであります。議員ご指摘のとおり、本年1月に公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引というのが公表されております。これによりますと、学校規模の適正化としてクラスがえができるかどうかを判断基準に、小学校では6学級以下、中学校で3学級以下の学校について、速やかに統廃合の適否を検討する必要があるとされております。また、学校の適正配置として、通学距離が小学校では4キロメートル、中学校においては6キロメートル以内という、これは現在の基準があります。これを妥当として、なおかつスクールバスを導入して交通手段が確保できる場合は、おおむね1時間以内を目安とするという基準も新たに加えられております。今年度当市においては、1学年1学級以下の学校は小学校が8校、中学校が1校となっております。教育委員会では、学校規模の適正化に取り組んで統廃合も進めているわけでございます。27年度は稲垣地区、29年度には車力地区の小学校の統合に向けて現在事務を進めているところでございまして、今後も複式学級の解消と教育環境の整備は図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 松橋勝利議員。
- ○18番(松橋勝利君) ただいま答弁あったわけでありますけれども、いろいろ答弁あった中で、ただ、今の現状では詳しく利用方法とか、そういうものは具体的にはまだ定めていないと、こういうような意見だったと思うわけであります。ただ、私は常にこういう状況になった場合は、先に物事を考えなければだめだと、何でも。もう学校統合は決まっているのだから、その時点でこの廃校になる学校も、今車力の例とっても3校出るのわかっているのだから、これをいかに活用するか。今部長の答弁では、そこまでいっていないようなことだったので、あえて私申し上げるのだけれども、全て行政にあっても、あるいは我々個人、生活するに当たっても、そのぐらいの先を読んだ行動をとらなければだめなのです。私は、常にそういう方向で今まで生きてきたのだ。そうでないと、やっぱりだめだ。ただ、今私もいろいろ考えて、まだ考えができていないようだから、私の意見もこ

こで申し上げて、その廃校になる学校、場所によっていろいろ使える場所も使えない場所も出てくるので、その事業が何をやるかということによって。だから、それをいかに利用して地域の住民のため、今、私から言うまでもなく後期高齢者の時代になっているわけだ。そうすれば、よくちまたで言われている65歳以上の方は3人に1人と、こういう言われ方までしている現状なのです。だから、これを早く行政でもってどういう活用するかというのを検討していただきたい。

ここまで話したから私も言いますけれども、まずもって今我が車力村の統合の例をとってみれば、 私はふだんから言っておりますけれども、富萢小学校も廃校になる。あそこの富萢小学校というの は、非常に私に言わせれば有効価値がある場所、はっきり言って。ここで私の意見を一旦申し上げ ます。あそこの場所はどうすればいいか。絶えず屏風山のほうからきれいな水が流れている、絶え ず流れている。学校のすぐ横の水路、年中流れている。その水を利用しながらいろんなものができ ると思うのだ。例を一つとって申し上げれば、あの体育館の中でも、例えば年いった人たちを集め てでも。いっぱいいるのだ。あの体育館の中でも、例えば野菜とかでも年中通して栽培するとか、 そういうことをやっぱり。それは、年とって暇な人がいっぱいいるのだ、今。私は、年とっている 割に忙しいけれども、そういうのをうまく活用して、そういうお年寄りでも教室もいっぱいあるし、 そこへ集っていていろんな話ししたりすれば、なかなか認知症とかにもかかりにくくなる。やっぱ り年とってくれば、うちでテレビだけ見ているのではだめなのだ。常に人と会話しなければ脳の活 性化にならない。私もいろんなあれ調べたりなんだりしてやっているけれども、年とってくれば最 低1日10人の方と会話をしなさいと、こういうあれも出ている。会話をしなければ。そういう、こ れは私の持論ばかり言ってもだめだけれども、そういうことで、これを何とかして活用、早く考え てもらいたい。今は、もうあと3年も暮らせば、古い学校は古い学校でもいいけれども、今出よう としている車力地区の学校、小学校3校、そういうことを私は早目に早目に検討してもらいたいの です。そういうことで、これは1点目の空き校舎の現状と管理ということと、2番目と一緒になり ますけれども、それについて私の考えの一端は今述べましたので、当局の考えをもう一度お伺いす る。

- ○議長(佐々木慶和君) 野呂教育部長。
- ○教育委員会部長(野呂金弘君) 松橋議員のご質問にお答えいたします。

廃校施設の有効利用について、もっと先を見通して考えるべきではないかというご指摘でございました。一般的に廃校校舎等の利用となりますと、教育委員会サイドでいきますと社会体育施設への転用、あるいはまた社会教育施設、文化施設への転用が考えられるわけでございます。そのほかいろんな情報をとってみますと、福祉施設でありますとか企業等への創業支援、施設として貸し付けしている例もございます。あるいは、体験交流施設、備蓄倉庫、そういう転用は各地において実績はあるわけでございます。今現在教育委員会としては、廃校になった校舎をどういうふうに活用するかということになりますと、社会体育、社会教育施設については各地区にそれなりの公共施設

がございますので、その辺をあわせて考えますと類似した施設を複数建てるよりは、現在の施設を 有効活用して活動していくことが可能ではないかなというふうには考えております。

議員ご指摘の高齢者の活動施設というお話がございましたけれども、ここの部分については教育 委員サイドでなくて全庁的な視点でその辺は検討していくべきかなと思います。

また、産業の支援という観点からいきますと、市で直接直営で産業を興すというのはなかなかまた厳しい部分があろうと思います。そういうノウハウもございませんでしょうし、そういう意味では起業を目指す地域の方とか、そういう方から施設を利用したいという希望をいただければ、その辺を支援していけるかどうかは柔軟に検討していけるのではないかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 松橋議員。
- ○18番(松橋勝利君) この活用方法でありますけれども、どうしても私に言わせれば、行政は行政なりにいろんなしがらみというか、さっきも申し上げていたように経緯もあるのは承知で私も言っているのだけれども、今の現状でもいろんなコミュニティーセンターとかなんとかというのはどこにでもいっぱいあるのはある。だけれども、それはそれとして今出る、それをまず検討して、いろんな人の意見が出て初めて、ああ、なるほどなと、こういうことも浮かんでくるわけだから。これは、私の意見を今申し上げている。私もいろんな人と会話したり交流している。そういう点からも、なるほどなということがいろんな意見聞こえてくれば、それなりになるほどなということには取り組んでいく、そういう姿勢でなければいけない、私はこう思う。どうしても行政というのは、我々考えているみたいに簡単にいかないということは、これは私も重々わかっている。だけれども、それをクリアして、よそでやっていないようなことをやるというのがその地域の発展につながっていくのだ。そういうことで、何としても私は今のうちから、きょうこの時点で私は発言しているわけだから、行政側のほうでもそういうものを踏まえた会合みたいなものも持っていただいて、有効に活用してもらいたいと、これは私の本音でありますので、これは市長から今回の私の意見に対して一言。
- ○議長(佐々木慶和君) 福島市長。
- ○市長(福島弘芳君) 今空き校舎を利用してお年寄りたち、さまざまなアイデア、議員は持っているようですけれども、また空き校舎を利用して早く事業なりをやっていくのが発展につながるというようなこと、それもあると思います。また、失敗する場合もあると思います。そういうことから、今からそれは廃校の利用計画は立てていかなければならないこともこれから確かでございますので、これから急いで何に利用するかを検討していきたいというふうに思います。
- ○議長(佐々木慶和君) 松橋議員。
- ○18番(松橋勝利君) 今ここでやったので、急にうんというわけにも、やっぱりそれは私も重々わ

かるので、そういうところも酌み取ってもらってやっていただきたいと、こういうことであります。 よって、この1、2は、いいや、これで。

3点目のこれも文部科学省の方針でありますので、これは遅れをとらないようにきちっとした対応を。先ほど小学校6だか、中学校3だかと、こう言っておったけれども、それはさておいて、それをまず具体的にというか、私の言っていることに対してほかから言われないようにその考え方は、どうなってるか。

- ○議長(佐々木慶和君) 野呂教育部長。
- ○教育委員会部長(野呂金弘君) お答えいたします。

3点目の質問の関係でございますけれども、文科省のほうで示した小中学校の適正規模・適正配置、この基準というのは、我々当然踏襲していく必要があろうかと考えております。ただ、機械的にこれに当てはめて統廃合を進めていいかとなると、またいろんな問題が出てくるのかなとも思います。そういう意味では、この手引は参考にしつつ、地域の実情と申しますか、つがる市の実態に合った適正な学校配置を考えていく必要もあるかというふうに考えているところでございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 松橋議員。
- ○18番(松橋勝利君) これで私の質問終わり。
- ○議長(佐々木慶和君) 以上で松橋勝利議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(佐々木慶和君) 以上で本日の会議を閉じます。

あしたは午前10時に会議を開きます。

本目はこれにて散会いたします。

(午後 3時23分)

# 第 3 号

平成27年3月 6 日(金曜日)

#### 平成27年第1回つがる市議会定例会会議録

#### 議事日程(第3号)

平成27年 3月 6日(金曜日)午前10時開議

- 1 開議宣告
- 1 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

- 議案第3号 平成26年度つがる市一般会計補正予算(第8号)案
- 議案第4号 平成26年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)案
- 議案第5号 平成26年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)案
- 議案第6号 平成26年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
- 議案第7号 平成26年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案
- 議案第8号 平成26年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第4号)案
- 議案第9号 平成27年度つがる市一般会計予算案
- 議案第10号 平成27年度つがる市農業集落排水事業特別会計予算案
- 議案第11号 平成27年度つがる市公共下水道事業特別会計予算案
- 議案第12号 平成27年度つがる市国民健康保険特別会計予算案
- 議案第13号 平成27年度つがる市後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第14号 平成27年度つがる市介護保険特別会計予算案
- 議案第15号 つがる市職員の給与に関する条例及びつがる市職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 つがる市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する等の条例案
- 議案第17号 つがる市議会委員会条例及びつがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及 び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 つがる市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第19号 つがる市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関 する条例案
- 議案第20号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第21号 つがる市奨学資金基金条例を廃止する条例案
- 議案第22号 つがる市保育所条例の一部を改正する条例案
- 議案第23号 つがる市保育の実施に関する条例を廃止する条例案

- 議案第24号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第25号 つがる市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第26号 つがる市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例案
- 議案第27号 つがる市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例案
- 議案第28号 つがる市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 案
- 議案第29号 つがる市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第30号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣特別養護老人ホーム安住の里)
- 議案第31号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市車力特別養護老人ホームゆうあいの里)
- 議案第32号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市車力老人福祉センター)
- 議案第33号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市柏老人福祉センター)
- 議案第34号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市木造福祉センター「かっこうの館」)
- 議案第35号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣デイサービスセンター)
- 議案第36号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣デイサービスセンターふれあいの家)
- 議案第37号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市森田デイサービスセンター)
- 議案第38号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市車力デイサービスセンター)
- 議案第39号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市車力デイサービスセンターゆうあいの里)
- 議案第40号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣在宅介護センター)

議案第41号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市柏デイサービスセンター)

議案第42号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣シルバー創造センター)

議案第43号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市斎場)

議案第44号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲穂いこいの里)

議案第45号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣交流センター)

議案第46号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市稲垣堆肥センター、つがる市稲垣有機物資源活用センター、つがる 市稲垣もみ殼貯蔵庫、つがる市稲垣もみ殼貯蔵庫A棟、つがる市稲垣もみ殼 貯蔵庫B棟)

議案第47号 木造新田地域5町村新市建設計画の一部変更の件

議案第48号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県 市町村職員退職手当組合規約の変更の件

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

日程第3 予算特別委員会の設置

日程第4 議案等委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

# 出席議員(19名)

1番	齊藤	渡	2番	田中	透	3番	佐々木	敬	藏
4番	長谷川 榮	子	5番	成田	博	6番	木 村	良	博
7番	佐 藤 孝	志	8番	長谷川	徹	9番	三上		洋
10番	野 呂	司	11番	天 坂 昭	市	12番	成田	克	子
13番	佐々木 直	光	14番	佐々木 慶	和	15番	平川		豊
16番	山 本 清	秋	18番	松 橋 勝	利	19番	白 戸	勝	茂
	<del></del>	-44-							

20番 髙 橋 作 藏

# 欠席議員(1名)

17番 伊藤良二

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

	127/02	/(	1 = 01 / 102/1 / 10		,,,,	. – –	- 119
市			長	福	島	弘	芳
副	Ħ	Ħ	長	佐	藤	昭	三
教	官	ì	長	葛	西	嵁	輔
総	務	部	長	Щ	口	修	_
財	政	部	長	倉	光	弘	昭
民	生	部	長	Щ	口	健	吾
福	祉	部	長	境			宏
経	済	部	長	高	橋		寿
建	設	部	長	新	岡	秀	行
会	計省	9 理	者	盛		恒	博
総	務音	7 次	長	柳	生	敏	雄
財	政音	7 次	長	三	上	保	男
民	生音	7 次	長	増	田	忠	昭
福	祉 音	7 次	長	木	村	好	秀
経	済音	7 次	長	佐々	木	錦	司
建	設音	7 次	長	松	橋		守
教	育委員	員会委	員長	成	田	悦	雄
選	挙管3	里委員	会委員長	成	田	照	男
農	業委員	会会	:長	Щ	本	康	樹
監	査	委	員	長名	川名	勝	則
教	育委員	<b>員会</b> 部	3長	野	呂	金	弘
選	挙管3	里委員	会事務局長	小	寺		保
農	業委員	会事	務局長	成	田	柳	$\vec{-}$
監	查委員	事務	5局長	三	上	修	司
消	ß	方	長	成	田	_	司
稲	垣出	張所	長	長	内	清	範
車	力出	張所	長	工	藤	輝	美

# 職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局長
 小林
 忠

 事務局次長
 葛西隆志

 総務係長
 三上眞理子

 議事係長
 葛西正美

#### ◎開議宣告

○議長(佐々木慶和君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は19名であります。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

#### ◎一般質問

○議長(佐々木慶和君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。 日程第1、きのうに引き続き一般質問を行います。

#### ◇ 齊 藤 渡 君

○議長(佐々木慶和君) 通告順に質問を許します。第7席、1番、齊藤渡議員の質問を許します。齊藤渡議員。

#### [1番 齊藤 渡君登壇]

○1番(齊藤 渡君) おはようございます。通告ナンバー第7席、無所属の齊藤渡でございます。 きょうは、私のほうから2点質問をさせていただきます。

私は、1票の重みを最も知る議員として、今回は選挙のお話と、もう一つは同じ農業をしておりますので、農業の担い手問題についてのこの2点について大きく質問をしてまいりたいと思います。 早速質問のほうに移らせていただきます。

本日、新聞報道やテレビのニュースなどで取り上げられていますように、公職選挙法の改定によって選挙年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられることが明示されました。このことは、お手元にお配りの資料の1番、こちらのほうにその詳細が記載されております。あるNPO法人の調査によれば、現在世界的に見ても約85%の国で選挙権は18歳からであり、20歳からは日本を含め4カ国のみとなっております。また、ヨーロッパ諸国では10代の選挙における投票率が非常に高い傾向があり、その要因として親と同居していること、そしてもう一つは学校教育の影響が大きいことが挙げられております。つまり若いときから選挙権を与えることは、政治的関心を向上させることにつながる、このように言うことができるかと思います。これらの事実を踏まえまして、若年層の選挙へのかかわり方、これを私自身が今回の市会議員の選挙を通して感じたこと、あるいは考えたことを交えながら、以下3点の質問について質問をさせていただきたいと思います。

まず第1に、投票所のあり方についてですが、現在つがる市内には49カ所の投票所が設置されております。そして、投票の際に用いる入場券、これには投票所が記載されております。これは、あくまでも投票日当日、市民の皆さんが投票すべき投票所を示すものであって、期日前投票はご承知

のとおり市内各地にある分庁舎及び出張所、あるいは本庁で行うことができます。しかし、20歳前後の若者が日常の生活で公的機関へ行く機会は少なく、また我々子育て世代である30代、40代も同様であります。

では、逆に日常的によく行く場所は、このように問われれば、市内にある某商業施設などが挙げられます。そこで、期日前投票同様に投票日当日も大型商業施設などで投票できないものかどうかについてお尋ねをいたします。

次に、2つ目の質問として、選挙の年齢が18歳に引き下げられた場合、高校在学中の生徒にも選挙権が生じることになりますが、高校生初め、市民の方々が投票しようとした場合、持参した入場券以外に本人を特定するために必要となっている要件、つまり本人確認をどのように行っているのかについてお伺いをいたします。あくまでも私の個人的意見として、選挙は選挙人各人の性善説によって成り立つものと考えておりますが、期日前投票のように投票区以外の投票所において入場券の持参だけで本人確認がなされているとすれば、他人の入場券を借りて投票する、いわゆるなりすまし投票なるものも生じる危険性があります。このことは、選挙の正当性、信頼性という選挙そのもの根幹にかかわる問題であると考えております。

この件につきましては、資料の2番をちょっとごらんください。若干本題からはそれますが、資料の2番には弘前大学とヒロロ、こちらは弘前駅周辺にございます雑居ビル、各テナントの入っている若者が集まる雑居ビルでございます。ちょっとこれは余談なのですが、弘前大学には5学部がありまして、うち医学部が6年在学しますので、学生の総数が6,100名、現在在学あります。この在学している方々が、生徒の皆さんが、全員住民票が弘前にあるとは限りませんが、仮にこの6,100人のうち4分の1の学生が選挙権を持っていたとします。そうすると、6,100掛ける4分の1なので1,525人の有権者が投票した。この1,525人が学生の特定の候補に仮に投票したとすると、弘前の市議会は定数が34名なのですが、1,500票とるとちょうど真ん中ら辺で当選する。つまりは、学生が1つにまとまると学生の代表を市議会に1人出せてしまう、このようなことも可能になるという事実がございます。

余り現実的な話ではないのですが、ここで話を本題に戻します。そういった意味で、なりすまし 投票を防ぐ意味でも市内49カ所の投票所において、地域住民から投票立会人を選任していることは 地元の人による地元の人の本人確認をも兼ねている、このように考えることもできます。

そこで、3つ目の質問なのですが、ただいま述べたように各投票所における投票立会人の人選方法についてお尋ねをいたします。現在投票立会人は、誰が、あるいはどこがどのような手続を経て決定しているのかお知らせ願います。このたびの市会議員の選挙でも、投票所では人がたくさんいて何だかじろじろ見られているような感じがして嫌だ、あるいは投票所の重苦しい雰囲気がどうしても苦手だという理由で期日前投票をしたという意見をたくさん耳にしました。地域住民を代表されて朝早くから投票立会人をされている方々、また事務手続をされている市職員の方々もみずから

の職責を全うするために、結果として投票所の雰囲気がさきに述べたようになっているのが現状であると思います。選挙の持つ重い意味がそのようにさせるのだとは思いますが、より多くの市民に、そしてより幅広い年代の方々にリラックスして選挙に行っていただくという意味も込めて投票立会人を地域住民からの公募制にし、かつ女性及び若者を積極的に登用してみてはいかがかという個人的な見解もつけ足して選挙に関する質問は終わります。

次に、農業の担い手対策についてお伺いをいたします。ご承知のとおり、昨年秋の米価の下落が稲作農家に与えた影響は大きく、この春からの再生産さえ危うい状態である、このように私は認識しております。若干古いデータで恐縮ではありますが、2010年12月に稲垣地区の稲作農家に対して行ったアンケート調査の結果では、経営者の年齢層は60歳から69歳の占める割合が39%と最も多く、次いで50歳から59歳が32%、70歳以上も17%おり、60歳以上が54%と実に全体の半数以上を占めています。一方で、次の担い手として考えられる49歳以下の割合はわずか14%にすぎません。稲垣地区における担い手の問題は、農業就業者の高齢化と若年層の減少という典型的な結果を示しています。このことは、そう遠くない将来、農地の賃借、あるいは農地の売買に影響を及ぼすものと考えられます。拙速な内容の前置きで甚だ恐縮ですが、結論から言えば、つがる市全体にて稲作農家のみならず、各種経営形態において担い手の確保をどうするのかという問題が生じており、何らかの対策を速やかに講じることが必要であると考えられます。そこで、国による施策、あるいは市町村レベルでこの問題にどう取り組んでいくのかという視点から、以下3点についてお尋ねをいたします。

まず、1つ目の質問ですが、農林水産省の施策に青年就農給付金制度という制度があります。こちらは、資料の③をごらんいただければ、その詳細が記載されてあります。これは、年間150万円を最長5年間給付する経営開始型と呼ばれるものですが、つがる市全域で平成26年度、どのくらいの申し込み件数があり、実際支給に至ったケースは何件あるのかお知らせください。

次に、2つ目の質問として、前述の制度は国の施策ですが、給付をする条件として親とは違う経営をすることが基本となっております。このように、国の施策は画一的な場合が多く、必ずしも地域の実情を十分反映しているものとは言えません。そこで、つがる市が地域の実情に即した独自の判断基準で給付することが可能かどうかについてお知らせを願います。

以上、2つの質問は農林水産省の施策について、つまり国レベルの話です。ここからは、主につがる市が担い手対策にどのようなスタンスで取り組んでいるのかという点に限定してお話をさせていただきます。つがる市の農業は、屏風山地帯における畑作や岩木山麓の森田地区から岩木川中流から下流にかける柏地区における果樹栽培、そして平野部の稲作栽培と作目も多岐にわたっております。このことが8品目にも及ぶつがるブランドを生み出す大きな要素となっており、今まで当議会においても数多くの議論がなされてきたことと思います。そして、このつがるブランドも単に時限的な試みではなく、継続していくことが必要であるという認識も皆さんお持ちであると思います。

個人的な考えですが、つがる市の持つ農業生産の多様性と生産性の高さは、国内の産地間競争にも 十分対応していけるものと信じております。そういった意味で、いかにつがる市の農業を安定的に 継続させていくかという視点で農業の担い手問題を論じていくべきと考えております。

そこで、3つ目の質問ですが、この担い手の問題はつがる市の農業に限らず、地域経済にもかかわる問題であり、つがる市単独でも支援策を講じていくべきと考えますが、つがる市としてそのようなお考えはあるのか、また実際に既に行われている事業などありましたらお知らせ願います。 以上で私からの質問を終わります。

○議長(佐々木慶和君) 答弁を求めます。

福島市長。

[市長 福島弘芳君登壇]

○市長(福島弘芳君) おはようございます。齊藤議員の質問であります農業の担い手対策について 申し上げます。

農業を基幹産業とするつがる市にとりましては、農業の後継者不足や担い手問題は重要な課題となってございます。国におきましては、議員が言われましたとおり新規就農者の育成、確保のための青年就農給付金、この制度や無利子の青年等就業資金制度などを初め、農地集積を加速させるための機構集積協力金や経営体育成支援事業など経営改善のための支援措置を行っております。

また、当市におきましても農業に関する資格、免許取得や研修にかかわる経費の助成、あるいは また堆肥など利用促進土づくり対策事業、農業機械施設導入事業、農業用プラスチック回収対策事 業など市単独の支援を講じているところであります。今後も農業行政を見きわめながら対応してい きたいというふうに思います。

そのほかにつきましては、担当部のほうからご答弁させます。

- ○議長(佐々木慶和君) 成田選挙管理委員会委員長。
- ○選挙管理委員会委員長(成田照男君) それでは、齊藤議員の、選挙管理委員会からは3番目の投票立会人の選任の方法に関してお答えいたします。

投票立会人の選任方法に関しましては、これは公職選挙法に市町村の選挙管理委員会が各投票区における選挙人名簿に記載された者の中から本人の承諾を得て選任することと定められております。 本市では、具体的には各選管委員が選任案を作成し、各地区の分担を決め、それぞれの案件を持ち寄って、それで最終的に委員会で決定しております。

その次の若い人や女性の起用につきましては、ここ近年、私2年前から就任しておりますけれど も、何カ所かの投票所で女性の立会人もふえてきております。若い人というのは、なかなかなりま せんので、これからも積極的に取り入れていきたいと、このように考えております。

それと、もう一つ、最後に投票立会人を地元からの公募ということに関しましては、私ども選管 委員会では今まで検討したことがございません。ただ、今回提出された資料、また新聞等で18歳か らという、これも決定しそうですので、それらを踏まえて、これからは選挙人が選挙を身近なものと感じ、明るい雰囲気で投票できるような環境整備も進めていきたいと。何せ皆さん、もうご承知のとおり、青森県は投票率全国最下位という、それを何とか脱出したいというので、県の選管を主体としていろんなことをしております。本市でも明るい選挙推進協議会、通称明推協という団体があるのですけれども、この団体と一緒に今啓発活動を毎年行っております。それらも踏まえて、少しでも投票の環境改善、工夫してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 小寺選管事務局長。
- ○選挙管理委員会事務局長(小寺 保君) 私のほうから、齊藤渡議員の1点目と2点目のご質問に対してお答えしたいと思います。

まず、1点目の投票日当日における指定された投票所以外での投票の件につきましてですけれども、公職選挙法におきまして期日前投票や不在者投票などの例外を除きまして、選挙人はみずから投票所に行き、投票しなければならない旨定められており、この場合の選挙人の行くべき投票所とは自己の属する投票区の投票所、すなわち自己の登録されている選挙人名簿の属する投票区の投票所であるとされています。したがいまして、現行法上では指定された投票所以外での投票日当日の投票はできないこととなっております。

なお、期日前投票におきましては、市内5カ所の全ての期日前投票所において投票することが可能となっております。

それから、第2点目の期日前投票における本人確認の方法についてでございますけれども、期日前投票における本人の確認の方法は、一般の投票所における方法と変わるところがございません。確認の方法については、まず1点目は選挙人名簿との対照による確認、それから2つ目は投票所入場券による確認、3つ目は投票管理者及び投票立会人による確認、これらの方法の組み合わせによって現在は確認が行われているところでございます。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 高橋経済部長。
- ○経済部長(高橋 寿君) 齊藤渡議員の農業の担い手対策の1番目の質問にお答えいたします。

質問の内容としては、26年度どのくらいの申し込み件数があったのかと、それから実際支給に至ったケースは何件あるのかというご質問でございます。26年度の市申込者数は24名でございました。そのうち21名が給付対象となっております。ほかの13名につきましては、農地の問題や経営計画等の要件を満たせなかったことから申請には至りませんでした。

それから、2点目、この給付金制度は親とは違う経営をすることが基本となっているが、つがる 市独自の基準で給付することは可能かというご質問でございます。青年就農給付金事業は、国の新 規就農・経営継承総合支援事業実施要綱に基づき要件等が示されていることから、市独自の基準で 給付することが困難であります。また、本事業は給付者が就農5年後に農業経営で生計が成り立つことが要件としておりますので、給付金を給付しておりますので、親子は経営は別でなければいけないということでございます。ただし、部門を分けて、部門を継承する要件がありますが、それは可能となっております。私、1点目のやつで21名と申し上げた……24名です。11名が支給を受けているということです。

以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 齊藤渡議員。
- ○1番(齊藤 渡君) 今ご丁寧に各質問に答えていただきました。再質ではないのですが、総括という形で私の考えを申し述べて終わりにしたいと思うのですが、選挙のこの話につきましては、制度が18歳からということ自体がまだ実質的に実施されているわけではないので、今後いろいろな課題が出てくるのかなという、そういう率直な感想であります。

また、農業問題につきましては、特に担い手の問題については、これは先ほどからも繰り返し申し上げていますが、やはり地域の問題、各家庭の問題だけではなく、地域の問題として考えるべきであるというスタンスに立って、これから4年間、このことについて少し私自身も勉強を深めて、また質問の機会を得たいなと、このように考えております。

以上で私からの質問は終わります。ありがとうございました。

- ○議長(佐々木慶和君) 答弁、要らないんだか。
- ○1番(齊藤 渡君) 答弁要らないです。
- ○議長(佐々木慶和君) はい、わかりました。
- ○1番(齊藤 渡君) では、終わります。
- ○議長(佐々木慶和君) 以上で齊藤渡議員の質問を終わります。

◇ 三 上 洋 君

○議長(佐々木慶和君) 第8席、9番、三上洋議員の質問を許します。 三上洋議員。

## [9番 三上 洋君登壇]

○9番(三上 洋君) 皆さん、おはようございます。第8席を賜りました芳政会の三上洋です。よろしくお願い申し上げます。昨年も言いましたけれども、3月、4月は別れと出会いの季節でもあります。このたび理事者側で何名かの退職者がいらっしゃると聞いております。長い間市発展のため、全力で立ち向かってくださったことに対して心より感謝申し上げ、敬意を表します。ありがとうございました。立つ鳥跡を濁さずです。最後まで気を抜かずに職務を全うしてくださるようお願い申し上げます。

それでは、教育行政全般についてご質問申し上げます。1948年、戦前の中央集権的、国家主義的

な教育行政を反省し、教育委員会制度が創立されております。その目的は、教育に政治権力が直接 関与できないよう、また民意の反映ということで、教育行政に教育の専門家でない人を参加させ、 専門家でない人の意思を尊重し、プロである職員がそれを支え、専門的な見地から具体的に施策を 進めるやり方であります。その後、1956年に地方教育行政法が成立し、任命制になり、自治体の首 長に任命された原則 5 人の教育委員が教育人事や使用する教科書など教育に関する方針や施策を合 議で決めるやり方に変わっております。平成11年には、教育長の任命承認制度廃止、平成13年度に は教育委員の構成の多様化、16年にはコミュニティースクール誕生、19年には国、教育委員会の責 任の明確化などが改正され、このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する 法律が決まり、4月1日より施行されると聞いております。

そこで、次の質問をいたします。つがる市が発足し、11年目に入りました。11年間を総括して、 どこをどう変えるのか、それとも従来どおりにするのかお聞かせ願いたいと思います。

1点目の質問を終わります。

- ○議長(佐々木慶和君) 答弁を求めます。葛西教育長。
- ○教育長(葛西嵁輔君) 三上洋議員のご質問にお答えいたします。

10年間を総括し、どこがどう変わったかというご質問でございます。つがる市の教育の目標は、個性と郷土を大切にする心豊かな人づくりであります。これは、教育の聖域とも言うべきものであります。教育委員会では、この基本目標に沿って教育施策の方針を定め、取り組んでまいりました。市制10年間のつがる市の教育を学校教育の充実に視点を当てて振り返ってみますと、ハード面では児童生徒の教育環境の整備として、まず平成18年に瑞穂小学校、稲垣中学校、そして平成23年に木造中学校、車力中学校、そして平成24年には向陽小学校の新校舎を建設いたしました。平成27年度からは、車力地区統合小学校新築に着手するということになっております。また、時代のニーズに沿い、児童生徒の教育的効果が高いと言われるICT機器の整備を県内でトップクラスの水準で行ってまいりました。平成21年度は、電子黒板を全小中学校に、そして今年度、平成26年度は小中学校の全教室に電子黒板を内蔵したプロジェクターを設置しております。

次に、ソフト面では、特別に支援を必要とする児童生徒への対応や複式学級の効果的な指導のためにスクールサポーター、学校教育活動支援員を現在16小中学校に22名配置し、児童生徒の教育的ニーズに配慮したきめ細かな指導に大きな成果を上げております。

次に、総括のことですけれども、昨年2月20日、つがる市の教育行政10年間を総括し、国の方針、 県の方針を受け、本市の教育施策の方針を次の4点に改定いたしました。1つ、夢や志の実現に向 け、知、徳、体を育む学校教育。学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育。次代へ伝えるか けがえのない文化財の保存、活用と伝統芸能の継承支援。4つ目は、活力、健康、感動を生み出す 文化、スポーツの振興といたしました。 次に、今国の教育施策は大きく変わろうとしています。例えば大学入試制度の抜本的改革、アクティブラーニング等学習形態の改革、道徳の教科化、いじめ問題の対応などでございます。この時代の変化に機動的に対応すべく、教育委員会では学習面で児童生徒の主体的な学びのために、次の4つを重点施策として取り組んでまいります。

1つは、つがる市授業づくりのスタンダードを策定し、全小中学校で共通に授業改善に取り組んでまいります。これは、秋田の教育に学んだ方式でありまして、校長会、教頭会、研修主任等の検討を経てつくられたものでございます。

次に、2点目はICT機器を有効に活用し、学びの質を改善してまいります。

3点目は、心の面では道徳の教科化への対応を図ってまいります。

4つ目、いじめ、不登校等への対応として教育相談室、適応指導教室の充実を図ってまいります。 以上が重点施策として、これから市の教育目標の達成に向けて取り組んでいくことでございます。 以上でございます。よろしくお願いします。

- ○議長(佐々木慶和君) 三上洋議員。
- ○9番(三上 洋君) ありがとうございました。そのようにして、とにかく頑張ってほしいかと思います。

もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。新教育長は、これまでとどう変わるのかお知らせ 願いたいと思います。

- ○議長(佐々木慶和君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西嵁輔君) 新教育長は、これからどう変わるのかということについてお答えします。 これまでの教育長は、市長が任命した委員で組織する教育委員会が任命していました。それが新 教育長は、首長が任命し、議会の同意を得ることになっています。また、任期については4年から 3年になるということでございます。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 三上議員。
- ○9番(三上 洋君) それでは、新教育長と委員会の関係というもの、これはどうなるのか。
- ○議長(佐々木慶和君) 野呂教育部長。
- ○教育委員会部長(野呂金弘君) お答えいたします。

新教育長と委員会の関係のご質問でございます。改正法におきましても、教育委員会は合議制の 執行機関でございます。その意思決定は、新たな新教育長並びに教育委員による会議において、出 席者の多数決によって決せられるということで、委員の役割は今までどおり重要というふうに認識 している次第でございます。

以上です。

○議長(佐々木慶和君) 三上洋議員。

- ○9番(三上 洋君) これからの首長の影響力は、これまでより強くなるのかどうか。
- ○議長(佐々木慶和君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西嵁輔君) 首長と教育委員会が協議、調整することにより教育施策の方向性を決定することから影響力は大きくなると思います。
- ○議長(佐々木慶和君) 三上議員。

以上です。

- ○9番(三上 洋君) 総合教育会議の設置で変わるということはどの点なのか、お聞かせ願いたい と思います。
- ○議長(佐々木慶和君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西嵁輔君) 総合教育会議の設置で変わることということですけれども、首長の教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、公の場で教育政策について議論することが可能になることと、教育委員会と一致して教育行政の執行が可能になることです。 以上です。
- ○議長(佐々木慶和君) 三上洋議員。
- ○9番(三上 洋君) 総合教育会議の基本的な枠組みというのはどのようになるのか。
- ○議長(佐々木慶和君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西嵁輔君) 枠組みですけれども、構成員は首長と教育委員会です。 以上です。
- ○議長(佐々木慶和君) 三上議員。
- ○9番(三上 洋君) 総合教育会議における協議、調整事項とは、どのようなことを行うのか。
- ○議長(佐々木慶和君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西嵁輔君) 協議、調整事項についてですけれども、3点。1つは、教育行政の大綱の 策定、それから教育の条件整備など重点的に講ずる施策、児童生徒等の生命、身体の保護と緊急の 場合に講ずべき措置、以上の3点でございます。
- ○議長(佐々木慶和君) 三上議員。
- ○9番(三上 洋君) 地方行政における国と地方の関係は、これはどうなるのか。
- ○議長(佐々木慶和君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西嵁輔君) 簡単に言うと、国と地方及び市町村は相互に協力しながら教育行政を進め、相互に責任ある関係であると、そのように思っております。 以上です。
- ○議長(佐々木慶和君) 三上議員。
- ○9番(三上 洋君) 教育行政における国の関与の仕組みというもの、これお尋ねいたします。
- ○議長(佐々木慶和君) 野呂教育部長。

○教育委員会部長(野呂金弘君) お答えいたします。

教育行政における国の関与のご質問でございます。教育委員会が教育行政を執行するに当たって、 法令違反でありますとか事務の管理、あるいはまたその手続等に誤り、怠りがある場合においては、 児童生徒の命や身体に危害が生ずることが十分考えられるわけであります。そういう場合、当然教 育委員会としては対応していくわけでありますけれども、その手続に瑕疵とまではいきませんけれ ども、不具合な面が考えられる場合は、国の責任において教育委員会を指導する、是正の指導をす るということで、国の関与も非常に高いものというふうに捉えております。

以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 三上議員。
- ○9番(三上 洋君) 今回の質問に直接は関係ないのですけれども、川崎市で起きた中1少年の殺害について、どのような対策でこのようなことが起きないような対策を考えているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(佐々木慶和君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西嵁輔君) 今回のことについて、教育委員会では不登校児童生徒について、家庭での 状況に関する緊急の調査を行いました。その結果ですけれども、つがる市では危険な状況にある児 童生徒がいませんでした。

さて、今回決して起こってはならない残虐な事件によって13歳の少年が貴重な生命を奪われてしまった。加害少年の犯した残虐な行為が責められるのは当然のことではありますが、児童生徒を取り巻く環境は非常に複雑化、多様化しております。教育現場だけでは解決できない問題がふえているのも事実でございます。そこで、家庭でできることは何か、地域社会や関係機関でできることは何かを踏まえた広域的な取り組みを推し進める必要があると、そのように考えております。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 三上議員。
- ○9番(三上 洋君) 教育長、ありがとうございました。

学校教育の現状と問題点についての対策について、成田教育委員会委員長、お尋ねいたします。 高校への進学状況について、平成24年、25年度について、公立、私立、合格率、もしデータありま したらお知らせ願いたいと思います。

- ○議長(佐々木慶和君) 成田教育委員会委員長。
- ○教育委員会委員長(成田悦雄君) 今三上議員のほうからご質問がありました件につきましては、 私のほうでは今手元に資料ございませんので、部長のほうからお答えさせますので、よろしくお願 いしたいと思います。
- ○議長(佐々木慶和君) 野呂教育部長。
- ○教育委員会部長(野呂金弘君) お答えさせていただきます。

平成24年度の高校の進学状況というご質問です。平成24年度、公立、前期、後期の2回の試験ございますけれども、327名が受験いたしまして246名が合格ということでございます。合格率は75.2%ということでございます。

次に、平成25年度は278人が受験いたしまして233名の合格、率といたしまして83.8%となってございます。

それから、私立高校につきましては、平成24年度、25年度、ともに100%の合格実績となっている ところでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 三上議員。
- ○9番(三上 洋君) ありがとうございました。

続いて、学習状況調査結果の推移、これも25年、26年で結構ですので、もし把握していたらお聞かせ願いたいと思います。何番目であったか。

- ○議長(佐々木慶和君) 野呂教育部長。
- ○教育委員会部長(野呂金弘君) お答えいたします。

平成25年度の学習状況調査の結果でございます。小学校でございますけれども、県の平均よりマイナス1.2ポイント、順位的にいきますと県内10市と、それから6教育事務所ですか、16地区の中では第9位、中学校では県の平均よりマイナス3.5%ということで第12位という結果でございました。続いて、平成26年度でございます。小学校は、県の平均よりプラス0.4ポイント、第7位、中学校においては県の平均よりプラス0.2ポイントで第6位という結果でございます。平成25年度におきましては、県の平均を下回っているわけでございますが、その他の年度では県平均を上回っている年度が続いておりまして、比較的良好な結果になっているのではないかというふうに理解しているところでございます。

以上です。

- ○議長(佐々木慶和君) 三上議員。
- ○9番(三上 洋君) 私は、教育者ではありませんので、順番でしか判断できません。できる限りは1番になってほしいのですが、その対策として何か行っているのかお聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(佐々木慶和君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西嵁輔君) 対策についてですけれども、3点ほど考えてございます。まず、確かな学力を育成する基盤というのは授業改善にあります。そこで、教育委員会では次の3点を柱にして取り組んでまいります。

まず1点は、全国学力・学習状況調査では常にトップクラスを維持している秋田県の取り組みを 参考にして、今年度つがる市授業づくりのスタンダードを策定しました。これに基づいて市内全部 の学校が授業改善に取り組みます。 2点目、秋田県の学力向上対策先進校へ市内の先生方を研修に派遣します。また、授業改善研修 会等の研修会を充実させ、教師の授業力向上に努めます。

3点目、ICT環境を整備し、子供の学力向上のためにICTを有効に活用した授業を構築してまいります。

以上の3点が対策でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 三上議員。
- ○9番(三上 洋君) ありがとうございました。何とかそうしてお願いいたします。 続いて、いじめ、不登校の状況、これは何名ぐらい把握しているのか。そして、不登校の要因というのは、これは何なのかお聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(佐々木慶和君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西嵁輔君) いじめ、不登校等の状況、何名くらいかということでございます。生徒指導状況報告書によると、いじめで指導を受けた児童生徒数は1学期、今年度1学期、小学校は62名、そのうち認知件数は45件、中学校は7名、そのうち認知件数は7件、2学期ですが、小学校は87名、認知件数は75件、中学校は7名、そのうち認知件数は3件ということでございます。

次に、不登校で指導を受けた児童生徒数でございますけれども、1学期は小学校が3名、中学校が3名、計6名でございます。2学期は、小学校が3名、中学校が4名、計7名でございます。

さて、不登校の要因として考えられることですけれども、友人関係、教師との関係等学校生活に 起因するもの、それから遊び、非行等本人の問題行動に起因するもの、本人の無気力によるもの、 情緒的な混乱によるものなどが要因と考えられています。そのケースによって異なるが、学校生活 の中での問題や家庭生活の中での問題等が複雑に絡まっているケースが多いということでございま す。

以上でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 三上議員。
- ○9番(三上 洋君) それらに対しての対策というもの、これはどのような対策を行っているのか お聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(佐々木慶和君) 葛西教育長。
- ○教育長(葛西嵁輔君) 対策ですけれども、4点考えてございます。

まず1点は、今年度つがる市いじめ防止基本方針を策定し、市教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他の関係機関が連絡し、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための方策を総合的かつ効果的に推進するようにしています。

2点目、教育委員会の附属機関としていじめ不登校等問題対策委員会を設置し、いじめ、不登校、 非行、その他の問題行動や児童虐待等の課題に対し、学校と関係機関が連携を強化し、未然防止に 努めるとともに、問題発生時には第三者機関として速やかに対応することにしております。 3点目、今年度教育委員会内に教育相談室を設置し、幼児、児童生徒や保護者、学校等からの相談に応じられるようにしました。学習、進路、学校生活、不登校、いじめ、子育てなどに関して相談を受けることとしています。教育相談室には教育相談員を常駐させ、来所相談、電話相談等に対応できるようにしています。また、相談員研修会を実施し、相談員の資質向上を図っていきます。

4点目、来年度から適応指導教室を開設し、不登校児童生徒及び保護者への学習支援、生活支援 やカウンセリング等を行っていきます。

以上が対応でございます。

- ○議長(佐々木慶和君) 三上議員。
- ○9番(三上 洋君) さすが教育長です。そのようにして万全にして、つがる市では死亡事故とか 起こさないよう、何とかよろしくお願いいたします。

最後になります。成田教育委員長、川崎市中学校の殺害について、どのような感想、感想と言う のはよくありませんけれども、どのようなことを感じているのかお聞かせ願いたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

- ○議長(佐々木慶和君) 成田教育委員会委員長。
- ○教育委員会委員長(成田悦雄君) 三上議員にお答えしたいと思います。

先ほど教育長のほうでお答えいたしましたけれども、決して起こってはならない、本当に残虐な事件でありまして、13歳の少年が貴重な命を奪われたと、本当に悲しむべき事件でございます。この原因は、新聞等で報道されているように、周りの大人がもう少しいろんな手だてをしていれば防げたのではないかとかいろんな新聞報道がございます。つがる市としても、こういうことが起こらないように、特に不登校の児童生徒に対しまして家庭とか地域、もちろん学校、そういうところと連携を深めながら、こういう事件が絶対起こらないように対応してまいりたいと、こう思っています。

以上です。

- ○9番(三上 洋君) ありがとうございました。終わります。
- ○議長(佐々木慶和君) 以上で三上洋議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終結します。

#### ◎総括質疑

○議長(佐々木慶和君) 日程第2、議案第3号から議案第48号並びに諮問第1号までの計47件を一 括議題とします。

提出議案に対する総括質疑は通告がございません。

#### ◎予算特別委員会の設置

○議長(佐々木慶和君) この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第3号から議案14号までの計12件については、 全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと 思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、ただいま設置されました予算特別委員会の正副委員長互選のため、本日本会議終了後、この議場に予算特別委員会を招集いたします。

#### ◎議案等委員会付託

○議長(佐々木慶和君) 次に、ただいま予算特別委員会へ付託した議案を除く各議案につきまして は、お手元に配付のとおり各常任委員会に付託いたします。

#### ◎散会の宣告

○議長(佐々木慶和君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日から17日までの間は、委員会開催等のため、本会議は休会でございます。来る3月18日は午前10時に会議を開きます。

本日の会議はこれにて散会いたします。

(午前11時00分)

# 第 4 号

平成27年3月18日(水曜日)

## 平成27年第1回つがる市議会定例会会議録

## 議事日程(第4号)

平成27年 3月18日(水曜日)午前10時開議

- 1 開議宣告
- 1 議事日程
- 日程第1 予算特別委員長審查報告、討論、採決 「議案第3号」~「議案第14号」
- 日程第2 総務常任委員長審査報告、討論、採決 「議案第15号」~「議案第17号」 「議案第47号」・「議案第48号」
- 日程第3 教育民生常任委員長審查報告、討論、採決 「議案第18号」~「議案第43号」
- 日程第4 経済建設常任委員長審査報告、討論、採決 「議案第44号」~「議案第46号」
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

追加日程第1 議案第49号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件

追加日程第2 議案第50号 訴えの提起の件

追加日程第3 発議第1号 つがる市農業活性化特別委員会設置に関する件

追加日程第4 委員会所管事務の閉会中の継続調査の件

# 出席議員(20名)

1番	齊藤	渡	2番	田中	透	3番	佐々木	敬藏
4番	長谷川 榮	子	5番	成田	博	6番	木 村	良博
7番	佐 藤 孝	志	8番	長谷川	徹	9番	三上	洋
10番	野呂	司	11番	天 坂 昭	市	12番	成田	克 子
13番	佐々木 直	光	14番	佐々木 慶	和	15番	平川	豊
16番	山 本 清	秋	17番	伊 藤 良	<u>-</u>	18番	松 橋	勝利
19番	白 戸 勝	茂	20番	髙 橋 作	藏			

# 欠席議員 (なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

1111	12/1/12	11//	1 C C 7 MININTO	. •> пц	/111 0	/ C - D	V У ЧНУ
市			長	福	島	弘	芳
副	市		長	佐	藤	昭	Ξ
教	育		長	葛	西	嵁	輔
総	務	部	長	Щ	П	修	_
財	政	部	長	倉	光	弘	昭
民	生	部	長	Щ	П	健	吾
福	祉	部	長	境			宏
経	済	部	長	高	橋		寿
建	設	部	長	新	岡	秀	行
会	計 管	理	者	盛		恒	博
総	務部	次次	長	柳	生	敏	雄
民	生 部	次	長	増	田	忠	昭
福	祉 部	次	長	木	村	好	秀
経	済 部	次	長	佐々	木	錦	司
建	設 部	次次	長	松	橋		守
教	育委員	会委	員長	成	田	悦	雄
選	挙管理	[委員	会委員長	成	田	照	男
監	查	委	員	長名	川名	勝	則
教	育委員	会部	3長	野	呂	金	弘
選	挙管理	要員	会事務局長	小	寺		保
農	業委員	会事	務局長	成	田	柳	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
監	查委員	事務	5局長	三	上	修	司
消	防	ĵ	長	成	田	_	司
稲	垣出	張所	長	長	内	清	範
車	力出	張所	長	工	藤	輝	美
農	業委員	会会	:長代理	乳	井	春	光

# 職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局長
 小林
 忠

 事務局次長
 葛西隆
 志

 総務係長
 三上 眞理子

 議事係長
 葛西正美

#### ◎開議宣告

○議長(佐々木慶和君) ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

## ◎予算特別委員長審査報告、討論、採決

○議長(佐々木慶和君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、議案第3号から議案第14号までの計12件を一括議題とします。

予算特別委員長の審査報告を求めます。

成田予算特別委員長。

〔予算特別委員長 成田 博君登壇〕

○予算特別委員長(成田 博君) 改めて、おはようございます。それでは、予算特別委員会に審査 の付託を受けた議案の審査の経過及び結果についてご報告をいたします。

去る3月6日の本会議において予算特別委員会が設置され、平成26年度各会計補正予算案6件、 平成27年度各会計当初予算案6件、計12件の議案について審査の付託を受けました。

本委員会は、3月9日、10日に予算案の内容及び状況などの審査を行いましたが、主なものとして補正予算では年度末を見据えた各種事業などの精査による補正内容の説明があり、地域創生事業費、6次産業化促進事業費、保育所等第2子支援事業補助金などについて質問が出されました。

また、当初予算では市税、交付税など歳入見込みの説明があり、歳出では青年就農給付金事業費、スクールバス運行業務委託料及び円形劇場イベント事業委託料などの内容について質問が出されました。

審査の経過の詳細につきましては、議員全員で構成された予算特別委員会でありますので、省略 させていただきます。

付託された計12件について、執行部より詳細な説明と聴取の結果、いずれも計数的に正確であり、 その内容も適正であると認め、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長(佐々木慶和君) 委員長報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑は省略することに ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認め、質疑を省略します。 これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りします。ただいまの各案件については委員長報告のとおり原案のとおり可決することにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

## ◎総務常任委員長審査報告、討論、採決

○議長(佐々木慶和君) 日程第2、議案第15号から議案第17号及び議案第47号、議案第48号までの計5件を一括議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

平川総務常任委員長。

〔総務常任委員長 平川 豊君登壇〕

○総務常任委員長(平川 豊君) おはようございます。ただいまから総務常任委員会の審査の経過 と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月12日に開催し、付託された議案5件について、執行部より詳細な説明と聴取を 行い、慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。議案第15号 つがる市職員の給与に関する条例及びつがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について、平成26年12月定例会で改正されたが、再び改正するのはなぜかの質疑に、給与制度の総合的な見直し内容について詳細な説明があり、県人事委員会の勧告に倣い、給与制度の総合的見直しを市においても実施するため提案するとの答弁がありました。

議案第47号 木造新田地域5町村新市建設計画の一部変更の件について、今後の合併特例債を活用する事業計画はとの質疑に、新建設計画については過疎債と比較し、税収、普通交付税額の動向を見ながら慎重に検討していくとの答弁があり、市の総合計画との関連性はどうなるのかとの質疑に、総合計画には建設計画が網羅されているとの答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、議案 5 件については全会一致により原案のとおり可決すべき ものと決しました。

以上をもって本委員会の報告を終わります。

○議長(佐々木慶和君) 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。 これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおり原案のとおり可決すること にご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

# ◎教育民生常任委員長審查報告、討論、採決

○議長(佐々木慶和君) 日程第3、議案第18号から議案第43号の計26件を一括議題といたします。 教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

佐藤教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 佐藤孝志君登壇〕

○教育民生常任委員長(佐藤孝志君) 改めまして、おはようございます。ただいまから教育民生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月12日に開催し、付託された議案26件について、執行部より詳細な説明と聴取を 行い、慎重に審査をいたしました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。議案第18号 つがる市教育委員会 委員定数条例の一部を改正する条例案について、教育委員定数の改正で教育長の身分はとの質疑に 対し、これまで教育長は教育委員であり、かつ教育長でありましたが、新法では特別職になるため 教育委員でなくなるとの答弁。

議案第20号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について、いじめ重大事態発生時対策協議会及び教育支援委員会を構成する人員等や年間の会議開催予定はとの質疑に対し、いじめ重大事態発生時対策協議会は、法律、医療、教育、心理及び福祉等にすぐれた識見を有する者から5名委嘱する予定で、個々の事例に応じて会議を複数回開催する。教育支援委員会は、幼稚園、保育所、小中学校及び関係機関から79名を委嘱する予定で、障害のある児童生徒への支援を行うため、年8回の開催を予定しているとの答弁。

議案第24号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案について、基準額の決定はどのような算定によるものかとの質疑に対し、将来の人口推計、施設系や居宅系の介護給付の実績、制度改正等を全て網羅しているとの答弁。

議案第43号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件のつがる市斎場について、これまでの実績、経験及び施設管理、市民サービスの向上、維持管理費削減での的確性が顕著であることから指定したとの説明があり、前回の管理料より増額となった要因はとの質疑に対し、電気料の値上げ、燃料費の高騰、消費税率の引き上げによるものとの答弁がありました。

また、指定管理者の指定後における指導等を適切に行うよう意見が出されました。

以上のとおり慎重に審査した結果、議案26件は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会の報告を終わります。

○議長(佐々木慶和君) 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。 これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおり原案のとおり可決すること にご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

#### ◎経済建設常任委員長審査報告、討論、採決

○議長(佐々木慶和君) 日程第4、議案第44号から議案第46号までの計3件を一括議題といたします。

経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

木村経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 木村良博君登壇〕

○経済建設常任委員長(木村良博君) おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の審 査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月16日に開催し、本会議より付託されました議案3件について、執行部より詳細な説明と聴取を行い、慎重に審査しました。

審査の過程において議論された主なものをご報告いたします。議案第44号 つがる市公の施設に

係る指定管理者の指定の件、つがる市稲穂いこいの里について、3カ年の収支決算書はどのようになっているかとの質問に対し、23年度88万3,607円、24年度86万3,176円、25年度83万9,971円の黒字であったとの答弁。

議案第46号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件のつがる市稲垣堆肥センターについて、主な堆肥の販売先、地域はとの質問に対し、市内では屏風山地区と柏、森田地区のリンゴ農家、市外では弘前方面のリンゴ農家が主であるとの答弁がありました。

以上のとおり慎重な審査の結果、議案3件については全会一致により原案どおり可決すべきもの と決しました。

以上をもって本委員会の報告を終わります。

○議長(佐々木慶和君) 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略することにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。 これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りいたします。ただいまの各案件については委員長報告のとおり原案のとおり可決すること にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

◎諮問第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木慶和君) 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

説明を求めます。

增田民生部次長。

○民生部次長(増田忠昭君) それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件 についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。平成27年3月2日提出、つがる市長。

今回推薦する方は、原田正志さん、男性です。生年月日は昭和24年8月11日生まれ、住所はつが

る市森田町床舞猿沢9番地59。

提案理由であります。人権擁護委員の任期が平成27年6月30日をもって満了となることから、後 任委員の推薦について意見を求めるため諮問するものです。

2枚目をお開きください。参考ですが、前委員であります八鍬久さんの辞任に伴いまして、後任委員として推薦するものであります。略歴ですが、昭和43年、青森県立五所川原工業高等学校卒業、同年、有限会社須藤工業所入社、昭和45年、株式会社東芝オーディオ工業品質管理課勤務、昭和47年、森田郵便局勤務、平成19年、森田郵便局を退職、平成元年、青森県子ども会育成連合会監事、平成18年、つがる市子ども会育成連絡協議会会長、平成18年、つがる市青少年育成推進協議会副会長、現在に至っております。

なお、法務大臣からの委嘱予定日は平成27年4月1日となる予定で、任期は3年となっております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長(佐々木慶和君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ないようですので、諮問第1号の質疑を終わります。

お諮りします。本件については会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと 思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。 これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件は適任と答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と答申することに決定いたしました。

#### ◎日程の追加

○議長(佐々木慶和君) ここで、お手元に配付の追加議案が提出されております。

この際、これを日程に追加し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

#### [「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認めます。

よって、追加議案を日程に追加し、委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木慶和君) 追加日程第1、議案第49号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を 求めるの件を議題といたします。

説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長(山口修一君) 議案第49号 つがる市教育委員会委員の任命につき同意を求めるの件。 つがる市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法 律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求める。平成27年3月18日提出、 つがる市長。

記、氏名、鳳至英俊、性別、男、生年月日、昭和38年9月28日、現住所、つがる市柏桑野木田福 井42番地1。

氏名、帯川圭太、性別、男、生年月日、昭和49年11月14日、現住所、つがる市稲垣町福富笹苅22番地。

提案理由でございます。つがる市教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するもので ございます。

なお、鳳至英俊氏は再任、帯川圭太氏は新任で、任期は4年間となっております。

次のページをお開きください。参考資料として略歴を記載しております。鳳至英俊(男)、昭和61年、函館大学卒業、平成2年、最勝寺僧侶、平成20年、柏中学校PTA副会長、平成21年、青森県青少年健全育成推進員、平成23年、つがる市教育委員会委員、そして現在に至っております。

次に、帯川圭太(男)の略歴でございます。平成7年、青森県営農大学校卒業、平成8年、木造町農業協同組合営農指導員、平成25年、同退職、退職後は農業に従事しております。平成24年、日本体育協会公認スポーツ指導員、バレーボール指導員でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(佐々木慶和君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(佐々木慶和君) ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本件は同意とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意とすることに決定しました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木慶和君) 追加日程第2、議案第50号 訴えの提起の件を議題といたします。 説明を求めます。

山口総務部長。

〇総務部長(山口修一君) 議案第50号 訴えの提起の件。次のとおり訴えを提起するものとする。 平成27年3月18日提出、つがる市長。

提案理由でございます。市営住宅明け渡し等の請求の訴えを青森地方裁判所五所川原支部へ提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるため提案するものであります。

一言申し添えます。市営住宅明け渡し等の請求の訴えにつきましては、これまでの経緯から入居者及び保証人が市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いに応じないことから、顧問弁護士とも相談いたしまして訴訟による解決が適当であると判断したものでございます。

次のページをお開きください。1、相手方については記載されているとおりでございます。

- 2、対象物件は、青森県つがる市森田町森田駒ケ渕30番地19、第2月見野丘団地21号でございます。
- 3、請求の趣旨でございます。(1)、相手方に対し、対象物件の明け渡しを求める。(2)、相手方らに対し、連帯して滞納家賃67万6,600円を支払うことを求める。(3)、相手方らに対し、連帯して平成26年11月1日から本件対象物件明け渡し済みに至るまで、月14万3,000円の割合による損害賠償を支払うことを求める。(4)、相手方らに対し、訴訟費用の支払いを求める。
- 4、請求の原因でございます。相手方らは、市からの再三にわたる家賃支払いの催告にもかかわらず、家賃の支払い義務を履行せず、多額の家賃を滞納している。
- 5、訴訟遂行の方針でございます。 (1)、相手方らから滞納家賃等を完納する旨の申し入れがあり、かつその履行が見込まれる場合は和解するものとする。 (2)、敗訴の場合は上訴するものとする。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐々木慶和君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ないようですので、質疑を終わります。 これより討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は可決されました。

#### ◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長(佐々木慶和君) 追加日程第3、発議第1号 つがる市農業活性化特別委員会設置に関する 件を議題といたします。

発議者の説明を求めます。

木村議員。

#### 〔6番 木村良博君登壇〕

○6番(木村良博君) ただいま上程されました発議第1号 つがる市農業活性化特別委員会の設置 についてでありますが、ご承知のように農業は本市の基幹産業であり、今後の地域経済の発展にとって農業の活性化は不可欠なものであります。

県下で最も耕地面積を抱えるつがる市でありますが、後継者不足や遊休農地の増加、輸入農産物の増加、さらには産地間競争の激化する中、まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、今後のつがる市の農業経営の安定を図るためにも恵まれた立地条件を最大限生かし、持続可能な農業経営の確立に向けた調査研究をするため、特別委員会の設置を提案するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の趣旨説明とさせていただきます。

○議長(佐々木慶和君) 説明が終わりました。

お諮りします。本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託及び質疑、討論を省略し、 直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「議長、18番」と言う人あり〕

- ○議長(佐々木慶和君) 松橋議員。
- ○18番(松橋勝利君) 今ここへ来て初めてこの資料を見たわけでありますけれども、ここにはいろ

んなことを1から7まで行うというか、そういうことが書いてありますけれども、委員の選任はここにあるとおり議長が指名すると、こうなっておりますけれども、年間というか、会議、方法、何回ぐらい開催する、そういうあれ持っているのかどうか。

○議長(佐々木慶和君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時35分

○議長(佐々木慶和君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発議第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員は、委員会条例第8条第1項の規定により佐々木敬藏議員、長谷川榮子議員、木村良博議員、長谷川徹議員、三上洋議員、天坂昭市議員、佐々木直光議員、山本清秋議員、以上の8名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認め、選任することに決定しました。

ただいま選任されました委員は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長を互選し、その結果を議長に報告願います。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時44分

○議長(佐々木慶和君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

つがる市農業活性化特別委員会委員長に山本清秋議員、副委員長に天坂昭市議員が選出されました。

以上であります。

#### ◎委員会所管事務の閉会中の継続調査の件

○議長(佐々木慶和君) 追加日程第4、委員会所管事務の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

つがる市農業活性化特別委員長から、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(佐々木慶和君) ご異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(佐々木慶和君) 以上で本日の会議を閉じます。 これをもって平成27年第1回つがる市議会定例会を閉会いたします。

(午前10時45分)

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 佐々木 慶 和

署名議員 佐々木 敬 藏

署名議員 長谷川 榮 子